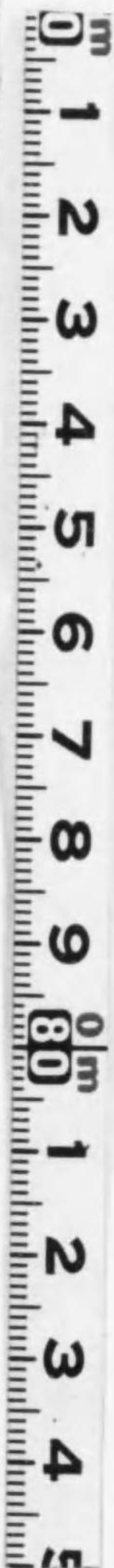


朝和村郷土誌

特261

272



始



特 261  
272

序

顧ふに光輝ある紀元二千六百年に際會し、生を皇國に亨けて萬代不易の室  
祚を慶祝し奉るは國民として感激の極みなり。

この時に際り朝和村郷土誌を村教育會より發行せられたるは等しく慶賀に  
堪えざる所なり。

従末本村には郷土を紹介すべき適切なる材誌のなかりしは甚だ遺憾とせし  
所、茲に朝和村教育會より朝和、長柄両小學校に之を編輯を委嘱せしに、そ  
の衝に當れる乾健治氏、繁忙なる公務の余暇、而も短時日に能く調査考証を  
重ね今茲に脱稿を見る、而してその身教職に在りながら學徒として、史跡研  
究家として、其の不撓不屈の努力と熱意に敬服措かざるものあり。

本書を一読せば、單に地方的の紹介のみに止らず、國史に關するもの、考  
古學上其他各方面の重要な價値の存するもの幾多包載せられて、皇國史の  
詳録の一部として克く所期の目的に副ひ真に本村の展望この書によりて一目  
瞭然として深く郷土愛護の念を喚起せしむるに足る事を確信す。  
些か挨拶を述べて其の勞を頌す。

昭和十五年九月一日

官幣大社大和神社宮司 村岡 力

第 四 章	第 三 章	第 二 章	第 一 章	目 次
第 一 節	第 一 節	第 一 節	第 一 節	
交 通 鐵 道	地 震 雪 位 度	風 度	氣 象 沼	
運 輸 通 信	地 震 雪 位 度	兩 風 度	池 溝 川 山 勢	
14	14	12	12	11
				8
				7
				5
				5
				4
				2
				1
				1

第 五 章	第 二 節	戸 口	18
第 五 章	第 一 節	世帯及出生、死亡婚姻	18
第 六 章	第 一 節	明治維新前の行政上の沿革	22
第 六 章	第 二 節	明治維新後の行政上の変遷	22
第 七 章	第 一 節	風俗、習慣	38
第 七 章	第 二 節	奇習行事	38
第 七 章	第 三 節	方言	41
第 七 章	第 四 節	生活状態	46
第 八 章	第 一 節	神社、寺院、教會	49
第 八 章	第 二 節	神社	49

第 九 章	第 三 節	寺院	89
第 九 章	第 一 節	教 會	101
第 九 章	第 二 節	御陵及び古墳	102
第 十 章	第 二 節	古墳	103
第 十 章	第 一 節	遺蹟、古物	105
第 十 章	第 一 節	石器時代の遺跡	111
第 十 章	第 一 節	神社址、寺院址、宅址、城址、其他	112
第 十 章	第 二 節	神社址、寺院址、宅址、城址、其他	114
第 十 章	第 三 節	金石銘	124
第 十 一 章	第 一 節	人口	125
第 十 一 章	第 二 節	物産	129
第 十 一 章	第 一 節	鄭土偉人	129
第 十 一 章	第 二 節	戦病死軍人	141
第 十 三 章	第 一 節	各種団体	147
第 十 三 章	第 一 節	産業団体	147
第 十 三 章	第 二 節	社会教化団体	148
第 十 三 章	第 三 節	その他	150

第二十章	第十九章	第十八章	第十七章	第十六章	第十五章	第十四章
第一章	第二章	第三章	第四章	第五章	第六章	第七章
節	節	節	節	節	節	節
土	土	土	土	土	土	土
養蚕業	牧畜業	水産業	商工業状況	農業経営の実際状況	大字別、戸数、人口、耕地との関係	主なる生産物
土地所有	耕地面積	土地利用	農業組織	農村組織	農村組織	農村組織
172	172	171	170	168	167	166
165	165	164	163	162	162	162

第十四章	第十五章	第十六章	第十七章	第十八章
第一節	第二節	第一節	第一節	第一節
教育	青年学校	村役場	衛生	警察
小学校	青年学校	村役場	衛生組合	警察田
150	150	157	157	161
150	156	157	159	160
159	159	159	159	160
160	160	160	160	161
161	161	161	161	161

第一章 位置 面積

第一節 位置

(イ)

疆域

本村は奈良縣山辺郡の西南にありて、東は山辺郡丹波市町大字藤井の龍王山及び大字下仁興、内馬場、滝本の諸山と接し、西は山辺郡二階堂村大字九條に隣り、南は磯城郡柳本町及び同郡川東村大字北檢垣、遠田と接す。北は山辺郡丹波市町大字杣之内及び勾田の耕地に境をなす。

(ロ)

経緯度

七八米 海拔

朝和尋常高等小学校所在地の経緯度は

東経 一三五度五一分〇秒

北緯 三五度三四分〇秒

長柄尋常高等小学校所在地の経緯度は

東経 一三五度四九分四七秒八

北緯 三四度三四分 八秒六

第二節 面積

地名	東西軒程	南北軒程	面積	備考
奈良縣	六四、軒一五	一〇二、軒二二	三六八、六〇方軒	大和の廢望に據る
山辺郡	二七、二七	一七、一三	一九四、六八	統計時報に據る
朝和村	四、一五	三、二七	九、二七	村勢要覽に據る

(イ) 廣袤及び面積

奈良縣の廣袤は東西六四軒一分五厘(十六里十二町)にして、南北は百二軒二分二厘(二十六里一町)、その面積は三十六百八十八方軒六分(二二九、一六方里)、全國内地總面積三十八万二千五百四十五方軒四分二厘の二〇%に當る。全國道府縣中の第四十位にあり。

(ロ) 山辺郡の廣袤は、東西二七軒二七(六里二十六町) 南北一七軒一三(四里一八町) 面積一九四、六八(十方里四分四厘) 一市十郡中の第三位の面積を有す。  
朝和村は、東西四軒二(一里二町)、南北三軒三(三十町) 面積九方軒二分七厘(〇、八二方里二八)

(四) 土地

所有種目別地積

地目	地積	所有地		
		本村所有地	他村所有地	公有地
田	四五八七、六〇六	四〇四五、五〇九	五四二、〇二七	
畑	七六三、九一九	七二六、一〇九	三七、八一〇	
宅地	一、七四三、五一七	一、二三四、七〇二	五〇八、八一五	
山林	一、三〇一、四一八	九四六、八一八	三五四、六〇〇	
池沼	一、六八三、〇〇七		一、六八三、〇〇七	
計	六八二、二二〇 一、七四三、五一七	五七一、八五〇 一、一三五、四〇二	九三三、五〇七 五〇八、八一五	一、六八三、〇〇七

官有地

御陵地	三五反九一五歩
神社地	三三反九二九歩
寺院地	二二三歩
山林	三反七二九歩
計	四六〇、八〇一
無租地	三九反



第二章 地勢

(イ) 上街道は本村の中央を南北に貫通し、それより東部は多数の古墳隆起し丘陵状をなし、以西は平坦となり、交通運輸は稍便利なり。圓原のみは本村中、最も僻地とも謂ふべし。  
(ロ) 本村は山麓傾斜地域に位し東部より西部に向ふにつれて低地となる。北東部の高地に於て竹之内峠、海拔三三六五米、東部の龍王山に近き村界に於て海拔四四七、一米なり。山地と丘陵地との間に於て海拔一五〇米内外、上街道附近にて海拔六〇米内外、最西部の二階堂村界に於て海拔五〇米内外なり。

(ハ) 地質的に見れば笠置高原と奈良盆地との接触部に位し、東部は笠置旧地塊の片麻岩系の高地と奈良盆地の沖積地の低地との接触部、所謂、白川層(斷層線)が南北に通じ、西部平地は肥沃な沖積地をなす。故に経済的方面も山地経済と盆地経済とは人文現象に及ぼす影響も大なり。

(ニ) 住民も海拔百米以上の地域には小にて、それ以下の地域に大部分居住す。竹の内附近の分水界より西に傾斜する地域は百五十米の所に急にスロープを衰じその山麓には上街道より見ればフアンと言ふよりも崖の如きものあり、乙木、竹之内、萱生、中山等はいづれもこのテラスの上に位し、これらの聚落は上街道より火し離れたる所にありて、景勝地なり。このテラスの下端附近には三輪方面につづく丘陵があり、この丘陵は台

地の侵蝕によつて形成されしもの、如く随つてこの地には川らしきものなし。只小川あるに過ぎざるなり。

水利に恵まれず全戸数の八割、六百七十三戸は藁を以て専業とし、残余は商工業を以て生計を立つ。

第一節 山

本村には高き山なけれども万葉集に説まれたる引手山あり。奈良縣社事課の調査に據れば、引手山 朝和村萱生、中山と藤井との間にあり。也

(奈良縣編纂の大和名所旧蹟案内一五八頁)

中山に糸田脚陵、糸道あり。東部に龍王山巍然として屹立するために、その中間の中山、萱生の山地を引手山と稱するも宜なり。

吳鷹山(佐保庄) 赤伏山(三味田) 竹ノ内山(竹ノ内) 奥ノ谷山(竹ノ内)、  
郷山(竹ノ内) 草山(萱生) トへ北ノ山(萱生) トへ南山(萱生) 宮路宮山(萱生)等の山あれど、全く丘陵にして山岳と稱するに足らず。

第二節 川

本村には大河といふべきものなく僅かに大字永原の西北隅に布留支川の流水を見るのみ、大字岸田の初瀬川、大字長柄の北川を以て稍大なるものとなす。

各大字の川名を列挙すれば

三昧	田	南川、北口川、 權現川、 留川
兵	庫	赤方川
新	泉	芝田川、 野添川
長	柄	一本木川、 老田川、 野添川、 八ノ坪川、 中川、 釣瓶川、 北川
永	原	片岸川、 宮ノ北川、 宮ノ前川、 池ノ北川、 北村田川、 北口川、 南口川
福	堂	ジギ田川、 南村田川
乙	原	釣瓶川
竹	内	奥山田川、 宮ノ谷川、 阪口川、 一ノ谷川、 イデモト川
中	生	大谷川、 馬屋谷川、 留川、 シリエ川、 横川
成	寺	大川、
岸	田	北川、 南川
佐	保	池ノ上川、 機馬場川、 矢矧塚川 ハツセ川
	庄	佐保川、 重大川

第三節 溝

履中天皇 石上溝(イソノカミノウナデ)を掘らしめ給ふ。その所在を長柄とする説あり。

大和志に「石上溝、在長柄村、今呼布留寺井川」とあり。

大和国町村誌集にも「石上溝、履中天皇四年十月堀ル」と長柄の條に記し

山辺郡誌は「全く大和志の誤なり、丹波市町石上」にあると所在を長柄でないといふ。

大和名所旧蹟案内(奈良縣編纂)には「石上溝、イソノカミノウナデ、山辺郡朝和村大字長柄谷に布留寺井川と稱ス」とあり。

大和巡禮(小島着)「石上溝、長柄にあり、履中天皇記に二年十月堀、石上溝とあるもの俗に布留寺井川と稱する。」

各大字の溝名を列挙すれば左の如し。	溝名
三昧	留川溝、西白溝、井ノク水溝、蓮池溝、井手ノ口溝、ハミヅカ溝、
兵	赤方川溝
新	南池溝、堂之芝溝
長	井戸田溝、井戸田北溝、沼植溝、森蔭乾溝、柳原溝、浅古南ノ溝、 浅古北側溝、浅古中ノ溝、野添溝、八ノ坪溝、老田池底植溝、

成	中	壹	福	永
願			知	原
寺	山	生	堂	
池ノ上溝、 横馬場溝	石木戸溝、 大谷溝、 キネン壺溝、 ニノセ溝	鏡摩殿溝、 地藏田溝、 タイカイト溝、 チヤンノ溝、 堂ノ前溝	釣瓶川溝、 南口川溝、 的場溝、 中川溝、 北口川溝、 越川溝	西川田溝、 犬ノ垣内溝、 辻ノ前溝、 川戸溝、 殿ノ西溝

第四節 池 沼

本村の大池は、大和志に記載されたる長柄の南池（俗に白鳥池といふ）は、二町七畝二歩あり、岸田の堺池これにつき、長柄の老田池、佐保庄の中池、長柄の北池、成願寺の下池、乙木の三間池等も稍大なる池なりとす。

掘鑿年代の記録の存するを見れば

大和志に其の広き三百畝とある白鳥池は今の長柄南池のことにて、藻塩草といふ書にも「あらためてたのむのみかは返してはかな長柄の池の心をし

東西一町二十七間三尺、南北一丁五十四間二尺四寸、周囲六町四十三間四尺八寸、反別二町七畝二歩、文祿四年一晏法師が、稲垣新之丞に命じて横地さるとあれば相當古き池ならん。寛永十六年代官中坊美濃守の支配下になりし際、破壊せしかば、一反七畝十歩の堤下を増し、東西八十間三尺、南北百五間になしたりといふ。享保十七年春代官鈴木小左エ門支配の時にこの池を浚深し人夫二萬五千三百五十人を要し、その内千四百五十三人の所費を引去り残り二萬三千八百九十七人此の扶持米百十石四斗八升五合、一人に付五合づ、下凌せし由、古事録にあり。

長柄の北池は慶長十二年織田有樂斎の領たりし時開鑿せしを、明治十年七月十八日官許を得て増鑿をなす。

長柄の老田池は元和三年代官中坊左近支配の時開鑿せしを明治世一年より三ヶ年を以て増鑿せり。

長柄の藪水池は文祿十三年代官辻弥五左エ門支配の時埋めて耕地となす。  
成願寺の下池は安政の頃に増鑿せり。  
佐保庄の中池は慶應年中に開鑿せり。

兵庫の大池は明治十四年増鑿の工を起し、十六年に竣工せり。  
 岸田の新池は明治廿八年工を起し翌年竣工せり。  
 乙木の小畑谷地は明治三十一年増鑿、同窪山田地も同年増鑿せり。  
 各大字の池名を列挙すれば左の如し。

大字名	池名
佐保庄	新池、堂ノ池、古池、中池
三昧田	東池
兵庫庫	西池、大池、南池入口池、南池、内鳥居池
新泉	南池、チンコ池、北池
長柄	南池(白鳥池)、老田池、北池、池底池
永原	古池、ハノ坪池、宮ノ東池
福知堂	大塚池、越川池
圃原	タマイダ池、鵜割池、奥山田池、宮ノ谷池、一ノ谷池、穀ノ下池
乙水	三間塚池、浦ノ垣内池、宮ノ池、新池、扇子堂池、火谷山池
竹之内	中ノ池、庄司殿池、小畑谷池、橋ヶ本池、ハセ上り池、宮ノ北池
萱生	西口池、南口池、新池、蓮台池、菜搦谷池、中池、上池、イヤ谷池、ニノ瀬池、尾谷池、北池、中池、西池、西垣内池

中	山
平畑池、ハサマ池、	不動池、寺垣内池、
大門南池、大門北池、	苗定堂池、坊ノ谷池、
ヲコホ池、長山池、	千手池、古池
寺ノ前池、ヒグラシ池	

第三章 氣象

第一節 溫度

四圍山と平野にかこまれ海洋を見ず故に海流の影響殆んどなし。地勢の關係上、山地と平地とに多少の差異あるを認む。概して氣候中和にして極寒零下五度を降ること殆んど稀にして、盛夏に於て三十五度を越ゆること少し。役場所在の大字三昧田に於て、同年平均溫度十五度内外なり。

春季(三、四、五月)の平均溫度十二度一分は京都より零度四分溫暖、大阪より零度七分低温なり。夏季(六、七、八月)の平均溫度二十四度六分を示す。京都より零度五分の高温にて大阪より零度四分低温なり。秋季(九、十、十一月)平均溫度は十六度にて京都より零度二分高きも大阪より一度三分の低温度に當れり。冬(十二、一、二月)は平均溫度四度四分、京都より一度高温なれば大阪より零度六分低温なり。

第二節 風位

本縣の洪水、暴風雨等は概ね九月より十月初旬に起るを常とす。就中大正元年九月二十三日の暴風雨は其の最も大なるものにして、南々西の方向に於て一秋間三十六米七を吹走せり。

第三節 雨雪

結霜の平年は初霜十月二十日、晩霜五月五日、降雪十二月二十五日なり。因年平均降雨量一五〇〇兆、旱害、水害等の災害も比較的少きも豪雨に際しては村の中央以西には河川氾濫して田畑の浸水すること往々あり、又旱天打続くと盛夏に際しては河川火きたため灌漑意の如くならず、溜池の水量は枯渇し耕地には亀裂を生ずるに至る。

記録によれば、元文五年八月十六日大風雨あり、長柄田四十三町浸水せりと。文化十二年六月二十四日大洪水、天保七年夏大雨、七月十七日霜ありて穀物総らず。

第四節 地震

安政元年夏六月十四日地震あり、地裂け山崩れ家屋の倒壊多く人皆藪林に避難す。安政二年十月江戸に大地震あり、家屋崩れ死者二萬五千余人藤田東湖死す。この時本村にも地震を感ず。古老の尚記憶に存じ話題に出るものなり。近くは大正十二年九月一日の東京の震災等震源地は他所なれど大に震ふことあり。

明治三十年より昭和元年に至る三十年間の地震回数平均

(八木測候所)

月	回数
1	1.3
2	0.9
3	1.6
4	1.2
5	1.3
6	1.3
7	1.1
8	1.8
9	1.0
10	1.0
11	0.9
12	1.0
全年	14.4

岸田に地震の碑あり、銘に曰く

嘉永甲寅六月十四日夜四更地震、翌日向辰又大震畿内及東北諸州為甚其十一月四日己牌更翌日薄暮又大震羅史境州境約略同前而是日海溢於根親瀬海反駁豆諸州越明年安政乙卯十月二日夜間東地又大震凡二年三次之却喪廬舍塌陷人民臣弱殞命者不知其數萬數否數到頭舉運應四方舍益戊午秋疾疫大作始干西地軍手聞東取月間等折中土諸州死者日數萬嗚呼何其慘已余發永歎於寤寐神清度手佛力前已募緣造地藏石像建諸岸田官道之右茲更刊是六字立干其側往來男女咸得瞻禮願願斯功德死者生者俱得善處云

沙門信良撰

横瀬前部愿書

岸田村

市場村  
 柳本村  
 渋谷村  
 當村  
 世話人

第四章 交通、運輸、通信  
 第一節 鉄道

本村に櫻井線の貫通するあり。鉄道線路は大字永原の東端、大字福知堂を経て、三昧田兵庫の両大字の西を貫通して大字新泉を横断し大字岸田を経て柳本駅に至る。大字兵庫に長柄駅あり、櫻井線は明治三十一年五月八日奈良鉄道会社の創設事務を開始せしものにして、同三十七年十月関西鉄道会社に買収せられ、同四十年十月國有となり、鉄道院に属し今の鉄道省の経営となる。

第二節 道路

縣道、上街道は丹波市町より来り大字永原、福知堂、三昧田、佐保庄、兵庫、成願寺、岸田を経て磯城郡柳本町に入る。本村内の延長ニセニ八新なり。

大字名	通過杆程	(通過里程)	大字名	通過杆程	(通過里程)	計
永原	二五七、八 <small>米</small>	二町二二間	岸田	一九五、五 <small>米</small>	一町四八間	二七、二八 <small>米</small> 九
福知堂	二二五、四	二、四	成願寺	五二、八	四、一八	二五、九間
三昧田	四〇〇、〇	三、四〇	佐保庄	六二、八 <small>五</small>	五、四六	
兵庫	一九九、一	一、五〇	中蓋山生	一九〇、五 <small>五</small>	六、四三	

村道延長一、九〇、四五米あり。長柄から東方、兵庫を経て上街道に連する道あり。西は橋街道、北は永原を経て丹波市へ至る道路あり。福知堂よりは三昧田及び永原に至る道路あり。永原よりは福知堂、長柄、九條へ二階堂村へに至る三道路あり、新泉よりは長柄、岸田、成願寺、兵庫に至る四道路あり。中山よりは上街道に至る道あり、成願寺よりは上街道に沿へるを以て多方面に出抜く道あり。釜生よりは中山、成願寺へ出る道あり、竹之内よりは乙木を経て上街道、竹之内峠よりは丹波市町大字藤井、福住村、横川に出る道あり。乙木は園原又は佐保庄に出る道あり。園原は丹波市町大字杣ノ内へ出る道あれども乙木方面へ出る街道なきは不便なり。三昧田は上街道に出る道あり、福知堂より長柄駅に出る道なきは不便なり。路線数ニハ

あり。

竹之内峠は、江戸時代のお伊勢参りの街道にて、初瀬、小夫に出る要路なりしも、現今は通る人稀なり。竹之内の聚落の東北にあり羊腸たる山路を行けば頂上に達し、それより数町下れば丹波市町大字下仁興と大字麓本との界に至る。南すれば丹波市町大字藤井に至り、北すれば横川に至り、布留街道に出づ。

第三節 橋 梁

橋梁は現在縣道に架するもの五、村道に架する主なるもの十三、概して皆小にして大なるものなし。

永原に、八ノ坪溝橋、片岸川橋、布留枝川橋、宮ノ北川下橋、池ノ北川橋、北付田川橋、北口川橋、南口川橋、ジキ田川橋、

福知堂に、林塚橋、越川橋

岸田に、初瀬川橋

以上は明治二十年代より、架せられたる主なものなり。

橋梁延長二十九米にして鉄筋コンクリート桁橋一、石桁橋一三、あり。

第四節 諸 車

明治十四年頃には荷車、永原五輛、福知堂四輛、長柄十二輛、岸田三輛、竹之内五輛、養生八輛、中山三輛計四十輛、人力車、福知堂一、長柄一、岸田一、ありしのみ。

昭和十三年、村勢要覧に據れば

荷牛馬車 一三輛、自動車 一、貨物自動車 二、

自轉車 六一〇、自動自轉車 一、

第五節 郵 便

通信機關として、電信取扱局及び電話局一ヶ所、電話加入者三九、創立は明治四十二年三月二十一日飯田熊治郎當所に於て事務開始せられたり。無業配にして、同時に通常郵便、小包、為替、貯金を開始し、同四十五年一月二十六日電信電話の開始ありたり。

1. 村内のホスト敷及び郵便切手賣捌所は養生、乙木、三味田、永原、成願寺、佐保庄岸田の八ヶ所

2. 集配人配達の回数は、長柄、岸田、役場は二回、その他は一回、別に小包取集便一回

3. 電話数三九、(番号は四六あり。)

長柄 三三、永原 一、兵庫一、三味田 一、佐保庄 二、乙木 一、

中山 三、成願寺 四、新泉 一、計 三九、

4. 貯金高概算 十四年三月末

口数 二、八〇、〇 口

全高 二一、万 圓

第五章 戸口

(4) 近年の本村戸口 (昭和十三年度)

大字	戸数		計
	男	女	
佐保庄	四九	一三八	二六四
三味田	四六	一三二	二四九
福知堂	二八	六九	一四七
永原	六四	一六五	二四一
長柄	二四	六〇	八四
兵庫	六三	一四七	二一〇
新泉	二二	六五	八七
岸田	八八	二二八	三一六
中山	七五	一九七	二七二
成願寺	五一	一三五	一八六
萱生	七〇	一九〇	二六〇
竹之内	四八	一二九	一七七
計	二四八	六八九	九一七

乙木	園原	總計
六〇	一〇	九一九
一六七	一八	二三五七
二〇八	三三	二四二三
三七五	五一	四七七〇

(4) 戸数の変遷表

(明治十四年は大和國町村誌集、同十四年は山辺郡誌、大正九年、昭和五年は郷土の地理概観、昭和十一年は村勢要覧に拠る)

大字	年		備考
佐保庄	明治十四年	明治十四年	
三味田	五〇	四七	
兵庫	三九	四七	郡誌ニハ明治十四年四十一戸トアリ
新泉	二九	二四	
長柄	二一	二六	郡誌ニハ明治十四年三三戸トアリ
永原	七七	七七	郡誌ニハ明治十四年七十八戸トアリ
福知堂	二九	二七	
園原	一二	一一	
計	一九九	一九九	



職業別世帯

第二節 世帯及出世死亡婚姻

明治十四年は、大和園町村誌集、同四十四年は山辺郡誌、大正九年、昭和五年は、郷土の地理概観に拠る。

(備考)

計	岸田	成願寺	中山	萱生	竹之内	乙木	園原	福知堂	永原	長柄
四三五八	三四三	二二〇	三一二	四七六	二九五	三六六	七四	一四四	三五五	一〇三一
四九〇一	四七七	二七一	三九〇	四〇一	二六二	三六九	六一	一五五	三七五	一二五一
四七五三	五一〇	二七〇	三三四	三六三	二六六	三二九	六八	一六九	三四二	一二〇二
四八九四	四七一	二八五	三七〇	三七九	二七五	三八六	六三	一五〇	三六七	一二一三
四七七〇	四四八	二六〇	三九一	三六九	二四八	三七五	五一	一四七	三四一	一一一七
										明治十四年五月現在トシチ郡誌ニ一 千五百七十九トアルハ概ナリ

(ハ)

人口の増減表

なり。

(備考)

嘉永七年布留社戸数調査によれば、永原は六十五戸、福知堂二十四戸

計	岸田	成願寺	中山	萱生	竹之内	乙木
九二六	一〇三	四七	六二	九六	五二	七〇
九五六	九八	五四	七三	七九	四八	六四
九一三	一〇四	五〇	五九	七〇	四八	六一
九一七	八九	五三	七一	六七	五〇	六一
八七〇	八三	四七	六七	六六	四八	六〇
			ト即チ二八 トアリ			

農業 七一〇、水産業 一、商業 一三〇、交通 一、  
 公務自由業 三五、家事使用人 八、其の他 八、無職 七、  
 合計 九二五

職業別戸数

農業 六二三、畜産 八、蚕業 一、林業 四、  
 水産業 三、工業 一四、商業 一三七、交通業 二、  
 公務自由業 三六、家事使用人 八、其他 七〇、無職 五、  
 合計 九一一

自作 一九三戸 自作兼小作 二五六 小作 一七五  
 計 六二四

昭和十三年村勢要覧に

出生 男 九四、女 八〇 計 一七四  
 死亡 男 五八、女 四五 計 一〇三  
 婚姻 一一八組 離婚 一一組

第六章 沿革

第一節 明治維新前の行政上の沿革

一、國造、縣主

神武天皇の御代、本村の南部は大倭國と稱し、その國造に椎根津彦といふ者あり、  
 孝徳天皇の大化の新政により、國郡を区劃せらる、や山辺郡置かる、山辺郡とは、  
 山辺縣、都祁國、大倭國の北部を廢合して一括されしものにして、その中に六郷あり、  
 當時本村の北部は、山辺郡長屋郷、石上郷の二郷の一部に屬し、南部は大和神社附近、  
 一部は城下郡（今の磯城郡）に屬したり、大和郷は延喜の頃迄に山辺郡に編入せられ  
 たるもの、知し。

崇神天皇の御代に、大和直に長尾市といふ者あり、穗積臣に大水口宿禰といふ者あり、

延喜式和名抄に

「夜萬乃倍」

古事記に

「大中津日子命者山辺之別祖也」

姓氏錄に

「山辺皇孫王子輝石別命之後皆貫於此」

吉田東伍博士の説

「西南界 大和神社八村 和古城下郡 大和郷ト稱ス

延喜式大和神社山辺郡ニ載スルヲ見レバ延喜以前

ニ変遷アリ

(1) 本村は石上郷、長屋郷、大和郷の三郷に属せり。  
長屋郷 (奈賀也)

高山寺本に「奈賀屋」

萬葉集に「和銅三年從<sub>ニ</sub>藤原宮<sub>一</sub>遷御<sub>ニ</sub>宇樂宮<sub>一</sub>時駐<sub>ニ</sub>駕於長屋原<sub>一</sub>」

承和十三年紀に「山辺郡長屋郷牛産<sub>ニ</sub>三足牝<sub>一</sub>」

慶雲元年紀に「長屋王アリ」

東大寺封戸目錄に「長屋莊」

大和志に「長屋方廢、長原村存」

大和人物志に「山辺郡長屋(奈賀也)朝和村の地。万葉集に長屋原

あり、長屋原は、今の永原なりといふ。」

大和志料に「和名 秋ニ見ユ」

中世東大寺尊勝院領トナリ、長屋莊ト稱ス。後子大業院

領ニ属シ仍其莊ヲ襲ヒ小泉氏ヲシテ給主タラシム。東大

寺要録ニ寺領……………長屋莊、田八町三段……………

大業院領段日記に長屋莊小泉百文ト即 此已廢シテ今朝

和村ノ大字ニ長原アリ。

此ノ長屋原ノ略稱ナリト云フ……………」

山辺郡誌に「今按スルニ

永原、福知堂、筑紫、横廣、九條、備前、

吉田、合場、西井戸堂、東井戸堂、是其故地ナ

ルカ」

(四) 大和郷 (於保夜未止)

崇神天皇紀に「倭國市磯邑、後改メテ大倭邑ト曰フ」

姓氏錄に「大和宿弥ハ神津知彦命ヨリ出ヅ、神武帝ニ從ヒ功アリ、

大倭國造ニ任ゼラル」

垂仁天皇二十五年紀に

「大和直ノ祖、市磯長尾市ヲシテ、倭ノ大國魂神ヲ祭ラ

シム」

仁德天皇紀に

「大倭直吾子籠」

欽明天皇紀に

「倭國造手彦等アリ」

続日本紀に

「天平宝字二年大和國奏ス、部下、城下郡大和神山奇蹟ヲ生ス」

大和人物志に

「城下郡大和（於保夜未止）朝和村の辺、延喜以後、山辺郡ニ属ス」

山辺郡誌に

「當時本郡ハ城下郡ニ隸ス、延喜式ニ山辺郡ニ属セシム。今其郷域ヲ按スルニ

新泉、岸田、中山、成願寺、萱生、竹之内、乙木、佐保庄、三味田、兵庫、長柄、其故區ナルベシ」

(ハ) 石山郷

（伊曾之加美）

「布留宿禰ハ天足彦國押人命ノ後、仁徳帝ノ時石上郷布留村高庭ノ地ニ居ル」

大和志に

「石上、方ニ廢シテ磯上村存ス」

山辺郡誌に

「今按スルニ石上、田部、別所、岩屋ヶ谷、豊井、豊田、三島、布留、瀬木、内馬場、私之内、圓原、勾田、守目堂、川原城、丹波市田、是其郷域ナルベシ」

三、莊園

中古、各地に莊園置かるゝに及んで、兵庫庄、長屋庄、角ノ庄（長柄）長柄庄、福知堂庄、佐保ノ庄等アリテ、東大寺、興福寺のニ大寺の領地となれり。

東大寺要録に  
角庄、兵庫庄、長屋庄、  
大衆院尋尊楷正記に

福知堂庄、長柄庄、

後、武士興起して英雄の割據となり、菅村は岸田、柏耆守兵庫左殿、竹内下總守、福知堂因幡守、永柄休育等の豪族ありて、其の下司たり。

（參考文献）

○ 布留社古文書（弘化五年々預引目録）

元龜元年 長原庄 惣田數町、三冊  
丹波庄 馬場庄

天正十年 長原領之内七町分算田帳 壹冊  
(長原は永原の二とにて、布留社領の莊園なりしことあり)

○ 東大寺要録にその寺帳を記して曰く・

諸國諸庄地 (長徳四年注文定)

大和國山辺郡長屋庄 田地三町

角ノ庄 十九町九段 多米永富

兵庫庄 十五町百六十步 稻九

○ 東大寺執行日記 (永享十一年)

長屋庄 大和庄

○ 大衆院御領御段錢日記 (享徳二年癸酉十一月)

長屋庄 小泉、徳一、永享三年、十三貫四百文

○ 御兵士引付 (寺家を宿衛せし莊官武士の毎月の順番)

四月中旬 福知堂定專

十二月中旬 福知堂定專

○ 大衆院文書 (衆徒國民等級分之事)

井上分、羽津里左下司、九條庄御米二十石 福知堂領

○ 大衆院尋尊僧正記 (應仁元年五月六日)  
福知堂分、九條庄給主下司 租懸故押領分也  
兵庫分、一名 九石二斗 十市森本二仰也  
福智堂代官竹九條莊百姓等参り中一長屋莊與、田地相  
乱事一レ  
九條莊者、再度因分算用則加長屋庄、負田三丁内中  
入帳 云々  
合 四十三町九段 一反物

此内 奄治辰巳殿

サウトノ 長柄殿沙汰

別府 十二町五反

長屋庄 二町八反

三町 負田

合 十八町三反

二十五町六反二反切 福智堂以下莊家殿沙汰

都合四十三町九段一反切  
以上福智堂 注進折紙

奉レ去佐保殿役ノ事、合ニ段者宇柳原在ニ山辺郡南  
郷十三條四里十一坪南辺右於ニ此地一者件課役勤仕  
事自ニ往古一其例無之仍向後口屬例不可レ有ニ其役一  
者也 仍為ニ後日之汰汰一勒ニ子細一之状如レ件  
文永八年二月 日 玄 信 花 押

四 筒井氏の麾下の諸豪族  
東大、興福二寺及び布留社の所領たりし本村も室町時代末期には英雄の割據となり、  
ほしいま、に郡曲を有し私利を営むこと、なれり。北島氏の幕下に属し、吉野朝の藩屏  
（山辺郡北郷は、布苗、三島、川原城から前載、荒蕪方面へかけての二十七ヶ村を指  
し、南郷は木堂、園原、福智堂、永原から西井戸堂、庵治方面へかけて二十ヶ村を  
稱せしこと、布苗社郷中記録に明瞭なり。  
南郷は今の朝和村地方なれば佐保殿の領地とは、佐保庄なるべし。大和志料にも  
佐保庄ハ佐保殿庄ノ略称ナランレ とあり、應仁元年六月六日の尋尊記、福智堂注  
進折紙に「サウトノ十二町五反」とあるを以て考證し得べし。）

となり、十市民と俱に足利の兵に抗せしが、北島氏亡ふるに及び郡中の諸士、悉く筒井  
氏の麾下に属せり。

筒井諸記に

三味田平助。 永柄休齊。 成願寺師  
萱生 平助。 岸田伯耆（筒井順慶定次ニ仕ヘ伊州阿保ニテ二十石御藏入）  
矢摩 佐渡。 永原與次郎 乙木徳右工門  
中山源右衛門。 福智堂宗開 竹内善右衛門  
竹内 河内（小山戸與力） 佐保庄可入。

應仁三年四月九日中山寺に大和山城の軍勢陣を張る。同月二十八日文明と改元、その  
八月九日軍勢中山寺僧坊を破却し、堂塔悉く掠めとる。文明三年閏八月壬子市遠清は楊本  
範満父子を其の第に攻め殺し遂に岸田、福智堂等の地を奪ひたり。然るに同七年九月二  
十日十市遠清、楊本某との和議成り侵略せる岸田、福智堂の地を還付せり。  
元龜元年八月二十三日竹内秀勝は筒井順慶と戦へり。同二年三月五日竹内下總守秀勝  
は柳本城を攻む。六月十四日松永久秀は竹内秀勝に異志あるを疑ひ其子を質となす。  
八月十四日竹内下總守秀勝は松永久秀と意合はず妻等をあげて河内に走り、若江にて歿  
す。天正四年十市遠清は長柄城を壊つ。同十一年五月十日伊賀の兵筒井の營を襲ひし  
かば、岸田、楊本、菅田等は負傷せり。慶長四年に至り、岸田、佐保庄、乙木等は徳川

氏の領地となれり。  
岸田平城、長柄城、竹内城の名が古書に見え、尚福智堂、兵庫等にも城の内なる字を存す。

五 江戸幕府の所領

江戸幕府の成立とともに大和は郡山、高取、柳本、柳生、芝村、小泉、柳生、田原本の八藩の分封管治する所となり、和歌山、(徳川氏)津(藤堂氏) 大多喜(松平氏) 壬生(鳥居氏)の五藩の分邑、高取藩預所、百三十三ヶ所の代官、旗下、宮堂上、神社寺院、社家に分属することゝなれり。

本村も亦、直領又は諸藩の所領となる。

芝村藩に属せしは 岸田、新泉、乙木、兵庫、園原

柳本藩に属せしは 中山、成願寺、佐保庄、西三味田

柳生藩に属せしは 竹之内の一部、陣屋を添上郡古市に置ける藤堂藩に属せしは

福智堂、東三味田、又御料と稱して幕府直轄(直領とも天領ともいふ)なるものは、永原、長柄、竹之内の一部、萱生なり、その管治者は屢々交代ありたり。

寶曆三年の山辺郡村々高附記に據れば

八百六十九石	直領	永原村
千四五十二石三升七合	直領	長柄村

三百六十四石五斗三升	織田肥前守	兵庫村
百六十四石五斗七升	藤堂和泉守	福知堂村
六百七十石三斗四升	織田播磨守	三味田村
内 四百七十石三斗四升	藤堂和泉守	新泉村
二百六十九石九斗一升	織田肥前守	岸田村
七百三十五石三斗六升	織田肥前守	成願寺村
三百二十七石四斗四升	織田播磨守	佐保庄村
三百十九石二斗九升	全	乙木村
七百三十四石八斗四升	織田肥前守	園原村
七十四石二斗九升三合	織田肥前守	竹之内村
内 十九石五斗九升	直領	
五十四石七斗三升	直領	
四百四十八石五斗七升七合	直領	
内 五十七石一斗八升七合	直領	
三百九十一石三斗八升八合	柳生但馬守	
五百五十八石二斗六升九合	直領	萱生村

四百四十三石六斗三升 織田播磨守 中山村

御除地

八升四合 天神境内 萱生村

三斗四升三合 白樺権現境内 長柄村

一石七升三合 右八何レモ從元禄十五年御除 福知堂村

文化八年より、天保六年に至る改正の大和國郡切村々高附帳に據れば

高 百六十四石五斗七升 藤堂和泉守 福知堂村

外ニ米二石よく地上納同郡田村江納

高 二 百 石 藤堂和泉守 三昧田村

高 五百五十八石二斗六升九合 藤堂佐渡守 萱生村

高 五十四石七斗三合 全 蘆原村

高 十九石五斗九升 全 全 蘆原村

高 五十七石一斗八升九合 角倉與一代官所 竹之内村

高 三百九十一石三斗八升八合 柳生但馬守 全 全 長柄村

高 十四百五十三石九斗六升八合 清水御預所 全 全 長柄村

新田改高

高 八百六十八石七斗五升 清水御預所 永原村

高 七百三十五石三斗三升 織田丹後守 岸田村

高 二百六十九石九斗一升 全 新泉村

高 三百六十四石五斗三升 全 兵庫村

高 七百三十四石八斗四升 全 乙木村

高 四百四十三石六斗三升 織田大和守 中山村

高 三百二十七石四斗四升 全 成願寺村

高 三百十九石二斗九升 全 佐保庄村

高 四百七十石三斗四升 全 三昧田村

両高附記を比較すれば、石高に於ては多火の差異あり。

竹之内の直領五十七石一斗八升七合が五十七石一斗八升九合となり、長柄の千四百五十二石三升七合が千四百五十三石九斗六升八合と改まり、永原の八百六十九石六、八百六十八石七斗五升となり、岸田の七百三十五石三斗六升が七百三十五石三斗三升となれり、萱生、園原の直領が藤堂佐渡守となり、織田播磨守が同大和守に織田肥前守が同丹後守に直領の御預り代官を、清水、角谷両氏と明記しあり、幕府の直領、諸侯の封土境域は相續し時に改易ありと雖も、織田氏、藤堂氏、柳生氏は永く封土を保ちたり。



第二節 明治維新後の行政上の変遷

明治元年正月に大和鎮台が置かれ、同年五月高取藩預所、奈良奉行所及び百三十三ヶ所の代官、旗本、官堂上、神社、寺院、社家、管領等を奉還して奈良縣を置かる。

同二年六月各藩、版籍奉還の請を聽して、それ〴〵に知藩事を置き、同三年二月奈良縣の一部を分ちて五條縣となし、同四年七月藩を廢し縣を置き、郡山、高取、柳本、柳屋、芝村、小泉、柳生、田原本の各縣あり、同年十一月二十二日各縣を廢して、更に奈良縣が設けられ、大和一圓(添上外十四郡)を統轄されたり。

當時山辺郡を第四大区とし、更に小区を劃し、戸長世話掛を置き各村戸長と共に戸籍事務を執らしむ。

同九年四月十八日堺縣に合併され、同十一年七月郡区町村編制法を布達せられ、大区、小区は廢せられ、山辺郡は添上外五郡役所の管治する所となる。當時山辺郡に十八聯合村あり、その中に成願寺、長柄に聯合戸長、役場置かれ、各村に戸長ありたり。

- 第三大区第一小区
- 長柄、福智堂、三味田、佐保庄、乙木、圓原
  - 竹之内、萱生、中山、成願寺、岸田、新泉
  - 矢車
- 第一大区第三小区(永原)

明治十四年二月七日堺縣は更に大阪府に編入せられ、大阪府に属せり。

同二十年十一月十日大阪府より分離して再び奈良縣が置かれたり。

同二十一年四月市町村制發布により、從來の聯合村を標準として町村を設け、従前の町村名は大宇名となすに至れり。當地も茲に一大新村を創設することとなり、協定の結果、道に新村組織し名づけて朝和村とし、役場を大字佐保庄に置く、村名、朝和の二字は有名なる朝日寺の朝と大和神社の和とを取りたり。

新村は 佐保庄、三味田、兵庫、新泉、長柄、永原、福智堂、乙木、圓原

竹之内、成願寺、萱生、中山、岸田、仙之内

の十五ヶ村なりしに、明治三十五年五月、仙之内は分離して丹波市町に転属せしを以て現今は十四ヶ大字なり。

明治二十四年川井景一編纂の 大和國町村誌集に據り、各大字(當時は村)の戸長を左に記す。

村	長	出口	又四郎	助後	奥田	善次
水原戸長	北田定治郎	福智堂戸長	青木善市	三味田戸長	出口清三郎	
長柄戸長	出口又四郎	兵庫戸長	中島藤治	新泉戸長	山中茂三郎	
岸田戸長	冬木甚次郎	成願寺戸長	奥田善次	佐保庄戸長	出口長四郎	
乙木戸長	岸本庄作	仙之内戸長	藤岡矢四郎	圓原戸長	藤岡矢四郎	

竹之内戸長 澤井 忠作 蓋生戸長 刀根 興四郎 中山戸長 清水 忠四郎  
當時より山辺郡は九ヶ村に分れたり。  
明治三十年四月一日郡を廃合して、従来の十五郡を十郡とし、添上外四郡役所より分離し丹波市第三百七十五番地に山辺郡役所置かる。同三十一年二月一日に奈良町に市制施され十郡の他に奈良市生る。大正十二年三月郡制廃止せられ一市十郡百五ヶ町村は奈良縣直接の管轄となる。

### 第七章 風 俗

#### 第一節 奇習、行事

##### 平國廣茅の神事 (大和神社)

一月四日の早朝、神官奉仕、同夜丑の刻より神前に於て篝火を焚く神饌は昼夜兩度に献供す。現在は太陽暦の日に御弓始祭と稱し、星山の麓に的を立てその南方の芝生に幕を張り、射的場を設け神職等神饌を献して後射を射る。

(大和神社の行事は神社の項に詳細あり参照)

##### 敏山祭御田植式 (大和神社)

二月四日午後、まづ献供して後、拜殿前の式場に於て荒蝦、打荒掣、牛男は手の假面を着け、陸塗、代掻牛描苗の真似をして儀式を終る。当日は松苗といひ、松枝に稲穂を添へ

しものを農家に下げ渡す。これを苗代にさして豊年を祈願される。明治四十二年までは一月十日なりしを、翌年より二月四日に改めたり。

##### ちやん 祭 (大和神社)

四月一日の大祭を俗に「ちやん」祭と稱す。「祭始はちやん」祭、祭をさめはおん祭といふ俚諺あり、三月二十三日より神事始といひ神輿を拜殿に出し、晦日の夜に御神体を御輿に積し、翌四月一日辰の刻に出御され中山の御旅所へ神幸の行列あり、神輿着すれば合図にちやん」と紐を打ちならせり。故にちやん」祭といふ。

##### 将 軍 祭 (兵 庫)

太陰暦正月四日、大和神社境内に星山あり。その北、南池の東南に一坪ばかりの地あり俗に的場といふ。当日宮産の人、鬼打と稱して的の中央に鬼の字を書き宮産の一老が梅の弓、す、ぼうの矢にて初め天地東西南北を射ち終りに星山に向つて鬼の字を射る例あり。村人これを將軍祭といふ。初婚祭と喜くは誤りならんと。この時矢、柳の枝、糠へ蕨草散もよせて他の蕨草にて結びて楢形にし半紙四つ切大に順左之男神と墨印しその上に「天王之印」の朱印を押しこれを巻くなど村人に配る。これを苗代に挿し豊年を祈るを例とせり。

##### 龍 の 舞 (兵 庫)

四月一日大和神社のちやん」祭の神幸祭の神輿中山に着御すれば、兵庫の人々龍の

面をかむり、供奉して神輿の前にて籠の舞を行ふ行事あり。

野神祭 (新泉)

太陰曆五月五日節句に行ふ。二日前より氏子の男子子供中その最も年長の氏子を當家と稱し、その當家へ相集り小麦藁十五六束を以て百足(ムカデ)を作り尚ほ牛馬をも作製しそれ十分準備をなし、当日に至り百足を素盞鳴神社の周囲に巻き馬を以て競馬をなし牛にて犁及び馬鞍を用ひて御田の式を行ふ。式の終了後當家の内にて互に晝食をなす。

御田植式 (乙木)

二月一日夜都伎神社に松苗十六束を御供し境内に於て青竹を立て御しめ繩をはり、田地の畦畔を記し別製の犁を用ひ手を真似して牛耕し男子供八人田植の作業を行ひ式を終るものとす。

田植歌

たかなへどるやこの女の手は左手もきくは右手もきくし稲さんばより、よねばちこくは京からくだるは、ふしむろの稲は、三束かるやかるや、かるらん千歳祭、万歳祭。

風除の祈禱 (乙木)

八月一日毎年風除の祈禱として赤飯三斗三升を夜都伎神社に御供へし祈禱を行ひ終れば氏子一人毎に赤飯のむすび一個を興ふるを例とせり。

齒定祭 (中山)

一月十五日早朝より齒定神社にて祭典を行ふ。近在の人々齒痛の患を免れんとして祈願のために未明より小豆粥を枇杷の葉に盛りて社前に献供する者諸方より来る。

棒振踊 (永原)

御堂神社境内に染井あり石上神宮に雨乞祈願し成祝の時は棒振踊と稱し長さ六尺の檀棒を持ち頭に赤熊といふものを冠つて神宮に参詣せり。その赤熊はシヤグマといひその数百八頭ありて染井の赤水にて染めたり。明治中期より絶へたり。

第二節 民謡

(一)

佐保庄小在所に過ぎたるものは  
札幌か、庄屋か、まだも大きい堂の松

(註、佐保庄の堂の松、普徳堂の傍にあり 今ほなし)

(二)

朝日寺 三つ葉うつぎの 其下に  
黄金千枚あり……

(註、佐保庄の朝日寺今はなし、奇木三つ葉うつぎは枯れてなし。)

(三)

腰かけて 朝日見れば  
こゝは権現、藤の榊

(註) 朝日は、昔の朝日村、こゝに朝日神社、朝日寺ありしが、今は大字佐保庄なり、権現は三味田の枝村、こゝにもと八坂権現神社あり、茶店には芭蕉の遺跡あり。

正月殿ド どこまで クログ山の裾まで

おかへりー お歸へりー

お歸りの道ミチで 元興ゲンキョウ様に

出あつて 粉箱に 粉入れて  
重箱に餅入れて

あゝ恐おそや ドン

あゝ恐おそや ドン

(註) 萱生の空路宮山(天神山、堂ノ山)には菅原道真を祀る神社あり、頂上を正月殿ドといふ。元興様は奈良の元興寺に住むといふ。鬼を指す。

祭始は ちやん  
祭をさめはおん祭

(註) 新泉の大和神社の神幸祭を俗にちやん 祭といふ。おん祭は奈良の春日神社の例祭なり

こゝは大倭オホヤマト、鳥居まへ  
東をはるかに 眺むれば

十市の城こそ名所なり (四手踊)

(註) 大倭は昔の大倭村、今は成願寺と稱す。大和神社の前なり、十市は丹波市町藤井の十市遠忠の居城

豆越マメゴの左近ササか 初瀬の松屋か

長柄の植村か

(註) 皆所の昔の成金を唄へるものにして、植村は甚七と稱し柳本藩士、長福寺の壇家なり。

(八)

たかなへとるや この女の手は  
左手もさくは、右手もさくし  
稲さんばより、よねはちこくは

トリアゲ産	ドヤスなぐる	トコギリ徹底的に	トキヨリ休みの日	ヘタル倒れる	ホーセキ間食	スハネノキニ仲間はすれ	ハヅム御馳走する	イ又歸る	イツケ親戚
ケソドネン言フ	ソソソク	ソソソケ	ソソウレン	ダダケル	カエコト	カエコト	カンコク	ガンチ	カド
つしゃうにお	粗忽	そうですか	葬式	無理いふ	昨夜	交換	水	片目	家の前
ア	フジイク	ゲラ	ケナルイ	ケツタイナ	ルゲンナリス	ゲンサイ	ワケツクソ	ゲンソワルイ	マメ
水(子供話)	凶事	良く笑ふ人	いうやまし	羨んな	がっかりす	情婦	不愉快だ	縁起わるい	運着
ミモチ	ギンバル	キナコ	ギヨサン	サ	サウケ	アモ	アワイもの、間	アンジヨ	ルアイヤコス
姪婦	ふくれる	豆の粉	たくさん	新しい	そうですか	餅		上	共有する

第三節 方言

(御重神社は永原にあり、織田村郷土誌に御陵の宮とあるは重の誤りなり。)

三丁登れば 乙木の鳥居  
下れば 御堂の宮

(土)

(註) 長福寺の境内の巨松を指す。

長柄、長福寺の あの松見やれ  
天で おさへて 地で ひらく

(十)

(註) 乙木、竹之内、は山際の部落、辰巳、王崎共着の大和民謡集七十八頁に記載、乙木、竹之内を丹波市町とせるは誤りなり。

乙木、竹の内高いので寒い。  
あはせてやりたい ことづけて

(九)

(註) 乙木の夜都伎神社の御田植祭に唄ふ。詳細は、奇習行事の項にあり参照)

京から下るは ふしむらの船は  
三束かるや、かるや、かるらん  
千歳樂、万歳樂 (田植歌)



に、納屋、仕事部屋一棟、多くは宅地も借家数なり。

家屋の配置は各家により相違せり。中農以上には門構あり白壁を塗り立派なるもの多し。長柄は道路に面して店頭を構へて商品を陳列し、土門を通して奥に台所、納戸、座敷等あり、市街地の町家の形式をとれる家多し。

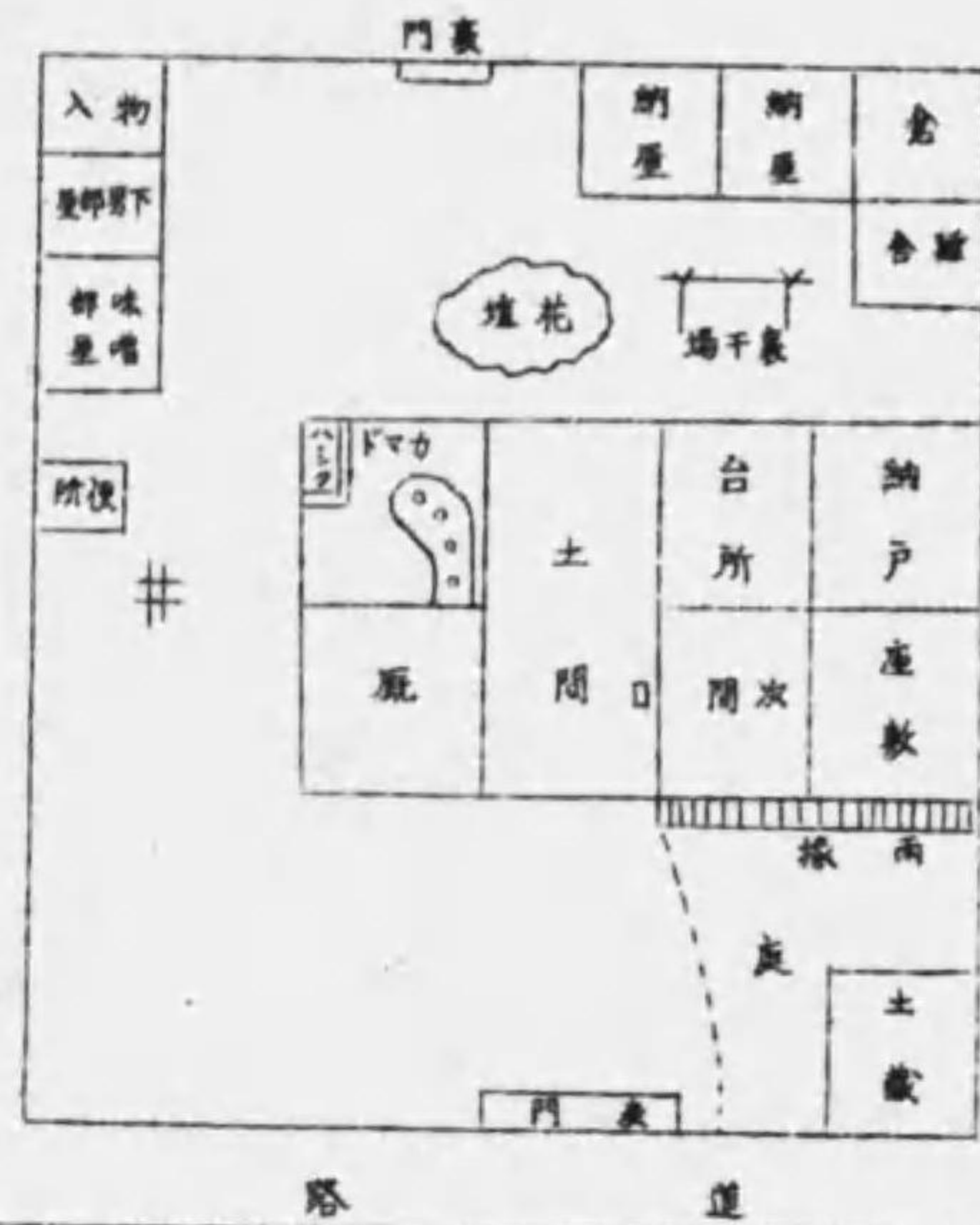
四、生活

生活費は千種萬葉なれども、標準として五人家族とし、食糧品中自家所産のものも、皆金高に換算し、一ヶ月上流八十円以上、中流五六十円、下流四十円以下なりん。

趣味としては、碁将棋、謡曲、和歌ラゲオ、蓄音機等の家庭娯楽あり。

五、聚落

團原の十戸、長柄の二百戸は特別とし、普通四十戸乃至七十戸の集村を作り、遠くは一軒、近くは半軒の間隔を以て、散布



村落を作り、何れも純農村とし、その周囲に各自の耕地を所有す。従つて聚落の大小により、その周囲の耕地の大小あり、何々坪と稱し往古の班田條里制による地割の一部を存するあれど年重なる耕地整理のため判然と認め難し。

聚落の移動状態を見る所謂、親村から子村を作るものあり、出垣内、新建の名を附す例へば、長柄の出垣内は北垣内より漸次發達せるもの、如し。矢庫の如きは、天保年中、十余戸なりしが安政年中二十余戸となり現今五十余戸となれり。

この矢庫に新建といへる支部落あり、こゝに市場ありて小田町と稱せしが、一時一戸もなく田圃に化せしを明治五年一戸建てしより、遂に十余戸となり今新建といふ。新聚も往古は数戸ありしのみなりしが、漸次東方に蕃殖し、二十余戸となり。福留堂は圓状村落の如く見ゆれども、さにあらず竹之内は環渚聚落ならん、竹之内氏の城跡に住居せるもの、如し。岸田には市場といへる支部落ありて上街道を挟んで東は中山の支部落にして相對す。成願寺に大塔といへる支部落あり、圓状村落をなす。権現は三昧田と福知堂とより出て住める支部落なり。

- 一、鎮座地 大宇新泉の北、宇星山
- 二、社格 官幣大社 (式内社)
- 三、祭神 日本大國魂大神 (中) 八千代大神 (向つて右) 御年大神 (向つて左)
- 四、境内 一萬三千坪
- 五、創立時代 崇神天皇 六年 (紀元五六九年)
- 六、例祭 四月一日
- 七、由緒

(概略)

「上古天照大神ト共ニ宮中ニ奉齊セラレ給ヒシガ、崇神天皇 (十代) 神威ヲ畏ミ給ヒ同六年 (紀元五六九年) 天照大神ヲ倭ノ笠縫邑ニ遷シ祭ラセ給ヒシ時、皇女孝名城入姫命ニ勅シテ倭國市磯邑 (大和郡) ニ遷シ祭ラセ給ヘリ。コレ當社創立ノ起源ナリ。其後神註ニ依リテ神武天皇ノ功臣根津彦ノ子孫市磯長尾市ヲ神主トシテ祭ラシメ給ヒシヨリ、其子孫長ク奉齊ノ職ニ居レリ。持統天皇 (四一代) ノ六年 (一三五) 藤原ノ宮地ヲ定メ給フヤ使ヲ遣ハシテ奉幣シ給ヒ、新羅ノ朝貢ニ當リテハ、調物ヲ奉獻セラレシヲ始メトシ朝廷ノ法幣祈願ニシテ神封ハ平城天皇 (五十一代) ノ大同元年 (一四六) 迄ニ大和、尾張、常陸、出雲、武藏、安藝、ノ六ヶ國ニ於テ三百ニ

十七戸ニ達シ其ノ多キコト神宮ニ次ギ白河天皇 (七十二代) ノ御代以來二十社ノ一ニ列シ朝廷ノ御崇敬最厚カリシガ、明治四年五月十四日勅シテ官幣大社ニ列セラレ、今日ニ及ベリ。

日本大國魂神社、八千代大神ハ共に大國主神ノ異名同神ニシテ、一ハ國土經營ニ大造ノ功ヲ建テ給ヒシ御徳、一ハ武勇ニ勝レサセ給ヒシ御徳ヲ尊崇シ奉ル御名ニシテ大神神社、出雲大社ノ御祭神ト同神ナリ。此ノ神國土ヲ皇孫瓊瓊杵尊ニ獻上シ給ヒシ後、皇室國土國民ノ永遠ノ守護神ヲ以テ自ラ任ジ給ヘリ。サレバ宮中ニテモ特ニ御尊崇アラセラレ天照大神ト共ニ祭ラセ給ヘルナリ。御威大神ハ穀物ノ守護神ナリ。豊葦原瑞穂國ハ古來華農ノ國ニシテ神祇ノ奉齊ニハ必ズ農作物ノ豊饒ヲ祈請セリ。此ノ神ノ國土開拓神ト共ニ鎮座シ給ヘルヲ思ヒテ神恩ノ鴻大ナルヲ畏ムベシ

当社祭典中有名ナルハ四月一日例祭奉仕後執行セラル、神幸祭ニシテ俗ニ「チヤン、マツリ」ト称ス。其他恒例祭ノ外ニ左ノ特殊祭典アリ。

御弓始祭 (一月四日) 粥占祭 (節分ノ日) 神樂祭 (五月一日) 風鑪祭 (二百十日、前七日、前四日、當日) 秋祭 (九月二十三日)

「大和神社、由緒略記ニ據ルレ

文 献

(イ) 社格。延喜式神名帳に曰く



(四) 神階

○ 大和國山辺郡大和坐大國魂神社 並名神、大、月、次相嘗、新嘗

○ 延喜式四時祭ニ曰ク 大和社三座 和國天

○ 延喜式臨時祭ニ曰ク 大和社三座 和國天

○ 新雨祭神八十五座 大和社三座 和國天

○ 名神祭 三百八十五座 大和社三座 和國天

所謂式内大社として三座ありしなり。 明治四年五月十四日官幣大社に列せられたリ。

○ 文徳実録ニ曰ク

○ 喜祥三年十月朔 校從二位

○ 三代実録ニ曰ク

○ 貞觀元年正月二十七日校從一位

○ 新國史ニ曰ク

○ 寛平九年十二月朔校正一位

神階は正一位なりしなり。

(ハ) 祭神

○ 大和神社々家説に曰ク 「中殿大倭大明神、左殿三輪大明神、右殿天照大神並三座」

○ 元要記に曰ク 「一宮大己貴神 大和神也 三輪二宮大國魂神 大和神也 三宮天照大神、一説一宮大年神二宮大國魂神、三宮倉稲魂神 也」

○ 寶曆九年大和社より、寺社奉行鳥居伊賀守へ差出し書に曰ク、

○ 本社大國魂神、左社大己貴神、右社大年神、

○ 文政四年十二月大和社修理の願書に曰ク、

○ 大國魂神、大年神、須治比女神、一一縁殿二十一社記ニ大己貴命トアレドモ須治比女ト申ヌ神ハ当社ノ神系ニ見エズ、沼須毘神ハ此ノ神ノ外域ナレバ配祀セルニヤ

○ 大日本史(神皇正統記)に曰ク、

○ 大和坐、大國魂三座、又稱大倭神、祀倭大國魂神、配祀八千戈神、御歲神、大國魂即大己貴命荒魂、又号大地主神、以八尺瓊、為神躰、八千戈神以廣牙、御歲神以八握瓊箱並為神躰

日本地誌提要、 日本名勝志、 日本名勝地誌、 大和之菜、 大和名所旧跡案

内、やまとめぐり、大和の展望、大和巡禮、等の書は倭大國魂神、八千戈神御年神の三座とす。

日本書紀により倭大國魂神を日本大國魂神となすもよし、現今はこの三座に確定せられたり。

(二)

神戸○東大寺正倉院文書に曰く

「聖武天皇天平二年十月廿日大倭神戸福致佰肆拾玖束、祖 玖拾貳束、合壹千拾壹束、用壹佰肆束 祭料肆束神 寶酒料佰束 玖玖佰參拾柒束」

○ 新敎格勅符に曰く

「孝謙天皇天平勝空元年、奉常陸安藝出雲武藏等封三百戸尋加本國尾張二十七戸、後復増本國十戸

又天平感天皇大同元年大和神封奉寄三百三十七戸」

神領は中古の諸國兵乱の折没收せられたるもの、如し。

(本)

奉幣

宋鳥大年五月、十二月(日本紀) 貞觀元年九月、十二年七月、元慶七年七月(三代實錄) 天德元年十二月、四年三月、七月、應和二年六月(日本紀略) 正曆二年六月、五年四月、十二月、長徳二年二月(本朝世紀) 寛仁元年 九月(左経記) 大治四年二月、五年二月(中右記) 治承二年十一月(山姥記) 宝徳元年八月(康富

記) 嘉永六年六月(統國史略) 安政元年正月(大和社御由緒)

(ハ)

御神跡

大倭神社注進状に據れば

大國魂神は八坂瓊、御藏神は八握瓊、八千戈神は彦矛を以て御堂代とせられしに永久六年(元永元年と改む)二月九日大和社火あり宝殿三字並に御正体焼亡(中右記に記載あり)せり。その後、神統の形を模造せられしが、天正の兵火に罹り悉損せり。怪尺余の魚石を御童代と奉齎せられしを明治七年三月十九日火宮司浜島正誠これを歌き古傳により玉一顆を大國魂神、鏡一面を御年神、神剣一口を八千戈神の御童代として朝廷より奉納せられんことを請ひ、同年四月十八日許され、六月二十三日奈良縣津參事小池浩輔を勅使として奉奠の祭典行はる。

(ト)

神職

崇神天皇の御代、市藏長尾市、初めて大國魂神の神主となる。大倭氏代々神主となれり。奈良朝に大倭、忌寸五百足あり、仁安年中に大倭直威兼ありて大倭社注進状を奉る。近世は同族市藏氏世々神職を継ぎ明治に至る。

(チ)

鎮座地

○日本紀(藝仁卷)に曰く 誰人以令崇大倭大神、即淳名城稚垣命食焉、因以命淳名城、稚垣命

定神地於穴磯邑、詞於大市長岡岬、然足淨名城種姫命、既身軀瘦弱、以不能祭、是以命大倭祖長尾市宿祢令祭矣。

○ 大日本地名辞書に曰く

「大和坐大國魂神社、在山辺郡小和泉村、元在釜口山長岳寺北山上、按スルニ崇神天皇ノ時ニ先ツ祭ラレシハ大兵主社ニシテ淨名城、種姫命ハ兵主社ヲ起シ長尾市ニ至リ大和社山辺郡ヲ始メタルカシ

○ 大和坐大國魂神社、在山辺郡小和泉村、元在釜口山長岳寺北山上

もとは、穴師とも又、長岳寺の北、今の柳本町小字上長岡の高槻山とも云はれ、口碑には、現在の鎮座は垂仁天皇の御代とも、上街道開通の際御遷座せしといへど、何たる確証なし。

(り) 神事

○ 広國彦子の神事(今御弓始祭といふ)一月四日夜五の刻より、神前に

篝火を焚き晝夜二回神饌を献ず、現今は同日御弓始祭と称し、聖山の麓に的を立て南に幕を張り射的場を設け神饌を供して後、的を射る。

○ 祈念祭、一月十日 辰の刻より神主官座長老古例により神饌を献ず

○ 御田植式、 秋山祭とも御田祭ともいふ。二月四日、拜殿前にて

荒飯打、荒掬、牛の假面を被りたる牛男は畦登、代掻、牛挿苗の真似をする儀式あり。松苗とて松枝に稲種を添へたるものを農民に下ぐ、農民はこれを苗代に挿入して豊年を祈る。

○ 神幸祭 神輿の御渡りといふ。四月一日、先づ三月二十三日に神輿を拜殿に出し、三十一日の夜、御身体を奉遷し、翌一日辰の刻に出御中山へ神幸あり、行列は鞍神、増御子神社の神輿、神主馬乗社司詞官左右供奉、大神の御輿、官座長老、神女一同左右供奉、神馬三匹の順序にて、着御の役は神饌、茅卷餅を献じ、田の突の舞、翁の舞、ありて還御、御神体を殿内に奉遷し、社前にて流鏑馬を行ひ、神饌を献じ、至禰の無窮を祈る。

俗に ちやん 祭といふ。中山のちやん 川に神輿着御あれば合圓に鉦を打ちしによる。尋尊僧正記に

御花園天皇長祿三年四月一日今日大和社神事也  
宇治猿樂與大和猿樂立合所也、前大和猿樂者、  
自當國之出入止了(中略) 二日大和神事無為  
宇治猿樂致其汰汰音福知堂ヨリ申入也先日長柄

福留堂成奉書故也

大倭祭猿樂方へ渡ス事へ兵庫、中島氏藏)

五升饅餅三面三升饅餅三面三合餅六十枚内六枚クウ人方へ引ク、升五斗内五升クウ人方へ引ク、同子ヤウキ六十杯内方杯クウ人方へ引ク同子ヤウキ升サケ三斗内三升クウ人方へ引クて御テシナウへ五升餅三面三合餅十二枚同御神酒又猿樂方へ一蓮七子、一、チマキ一カウて、チヤウシ一、御幣ノコト一番スミ、二番、ウテ三番マイツクリ、四番クシハライ、カキカミ四十枚カウヨコカミ四ツタニカラ同六枚シラハイヨミヤノ蓮七子粽一カウ廿五マルノヲクツニカラモツ半分ヲクワカタツラヨリモツ

矢 率

(原文假名多し)

猿樂行はれ兵庫村より饅餅を運せたるなり。

○ 秋 祭

八月二十一日なりしを、九月二十三日に改められたり、

○ 新嘗 祭

十一月卯日  
二百十日前より執行せらる。

○ 風填 祭

攝 社

増御子神社

猿田彦命 天細文命

四月一日

二の鳥居の南側

元要記(大和社の條)に

「若宮益御子神、同神ノ御子豊守氣姫尊、稻靈神、稻ノ豊饒ハ益又儀也、名ヲ益御子神ト号ス、外宮同等ナリ、

古老の口碑に

「當社は猿田彦命を祭神とし往古は成願寺村の横馬場に西面せしをこゝに遷せし」と

攝 社

朝日神社

朝日豊明姫神

十一月三十日

東方祭巻率の西北

四 由緒

三 鎮座地

二 祭日

一 祭神

○ 三代実録に曰く

「貞觀十一年己丑九月二十八日壬午大和國正六位上朝日豊明姫拔田

○ 神朝日豊明姫抜田子神並授從五位下ヒ  
大和志に曰く

「朝日豊明姫神祠佐保庄村観音寺境内ニ在リ、今故見ト稱スレ  
明治八年官許を得て佐保庄より大和神社境内に奉遷す。而して同十  
年三月二十一日同社の攝社に列せらる。」

- 一 祭 末社
- 二 祭 神
- 三 祭 日
- 四 祭 日
- 五 祭 日
- 六 祭 日
- 七 祭 日
- 八 祭 日
- 九 祭 日
- 十 祭 日

高籠神社  
高籠神  
六月一日

本社の南方  
元要記には「末社雨師明神龍院殿也  
延喜式には「凡奉幣丹生川上者、大和者神主隨使向社奉之、是丹  
生川上神社龍院殿也」

丹生川上神社はこ、より奉遷せしといひ、村民は早霖あるごとに祈願  
す。

- 一 祭 末社
- 二 祭 神
- 三 祭 日
- 四 祭 日
- 五 祭 日
- 六 祭 日
- 七 祭 日
- 八 祭 日
- 九 祭 日
- 十 祭 日

事代主神社  
事代主神  
八月二十三日を明治四十二年より九月二十三日に改む。

- 一 祭 末社
- 二 祭 神
- 三 祭 日
- 四 祭 日
- 五 祭 日
- 六 祭 日
- 七 祭 日
- 八 祭 日
- 九 祭 日
- 十 祭 日

本社の南  
もと本社の北に座せしを星山に奉遷し、現今は南方にあり。  
元要記に「末社夷明神三輪ノ市ヨリ弘法大師ノ勸請、又本三輪ノ  
夷神ハ聖徳太子ノ勸請ナリレ」

嚴島神社

市杵島姫命

九月二十三日

本社の南

元要記に「末社并財天女吉野郡天ノ川ヨリ勸請スレ」

祖 靈 社

大國主神 氏子新葬者の祖靈。

春分、秋分

本北の東北

明治七年一月九日官許を得て創建せり。

- 一 祭 末社
- 二 祭 神
- 三 祭 日
- 四 祭 日
- 五 祭 日
- 六 祭 日
- 七 祭 日
- 八 祭 日
- 九 祭 日
- 十 祭 日

白環神社  
シロトリ  
大字長柄、字柿木  
指定村社（式内社）

三 祭 神  
四 境 内  
五 例 祭  
六 由 緒

日本 武 尊  
官有地 九百五十四坪  
九月二十二日 (もと八月二十二日)

延喜式(神名帳)に「白堤神社」  
大日本史(神祇史)に「今在長柄村、採白鳥明神、蓋祀白堤首之

神社叢書に「白堤ハ志呂郡々美ト訓スベシ。祭神ハ白堤首歟長柄村  
ニ存ス、今白鳥明神ト稱ス」

大和名所図会に「白堤神社、長柄村に在リ。今白鳥明神ト稱ス、神名  
懐出」

大和名所旧跡案内に「延喜式内社、村社白鳥神社祭神日本武尊長柄  
その他大和志、大日本地名辞書も同意味の記載あり。  
大和志料には「長柄ニアリ、式内村社タリ。俗ニ白鳥明神ト稱ス、

日本武尊ヲ祭ルト云フ據ナシ。案スルニ姓氏錄神和  
ニ白堤首<sup>ヒロツツノミ</sup>ト天櫛王ハ世孫大熊命之後也ト疑クハ白堤ノ  
祖神カ、後考ヲ俟ツレ

一 鎮 座 地  
二 祭 神  
三 由 緒

境内社  
大 熊 神 社

本社の東北  
大 熊 命  
○ 新遷姓氏錄(大和神別)に「白堤首天櫛王命八世孫大熊命之後也」  
○ 大和志に「白堤首天櫛王命八世孫大津室屋大連公後」  
○ 姓氏錄考証に「白堤ハ地名ナルベシ」  
○ 大日本地名辞書に「朝和村大字長柄、白鳥明神あり、延喜式白  
堤神社あり」

古来より白鳥明神と称し来り延喜七年本田平八郎被せしとき、校帳  
に「二段四畝二十二歩此分米三石五斗八升白鳥宮地永荒」とて社地  
は險地なりしを有貢地に指定せられたるが、元来十三年代官辻畠五  
左エ門檢地の時は再び除地となる。現今官有地なり。明治四十年九  
月神饗幣帛料を供進すべき村社に指定せらる。  
古老の口碑に據れば、本社は白堤首の祖大熊命を祀れる大熊神社  
なりしが、中古、境内社なる白鳥社(大和武尊)を本社とし、本社  
たる大熊神社を摂社にせしものにして、明治七年の調査のま、日本  
武尊を祭神とせりと。

○ 山辺郡誌に「今云ク 白鳥神社ハ日本武尊ヲ祭ルニテ可ナリ。大熊神社ヲ白鳥神社トスレバ敢テ贅言ヲ弄スル必要ナキモノナリ。」  
 延喜式に載する白鳥神社は大熊命を祀れる大熊神社をいふなり。

境内社 三社神社

- (一) 鎮座地 大熊神社の西
- (二) 祭神 左 天照大神(皇大神宮社)中、天兒屋根命(春日神社)
- (三) 由緒 右 應神天皇(八幡神社)

(三) 由緒 もと長柄の長福寺境内に鎮座せしを明治八年この地に奉遷せり。

境内社 龍王神社

- (一) 鎮座地 本社の東北
- (二) 祭神 高倉龍神
- (三) 由緒 もと長柄の毘沙門堂の境内に鎮座せしを明治八年この地に奉遷せり。

境内社 愛宕神社

- (一) 鎮座地 本社の東南
- (二) 祭神 軻遇突智命、彦火々出見命
- (三) 由緒 もと毘沙門堂の東南(字明神)に鎮座せしを明治八年この地に奉遷せり。

(三) 由緒 もと毘沙門堂の東南(字明神)に鎮座せしを明治八年この地に奉遷せり。

境内社 三寶神社

- (一) 鎮座地 本社の北西
- (二) 祭神 保食神
- (三) 由緒 俗に三方稻荷と称して参拜者多し。

(三) 由緒 俗に三方稻荷と称して参拜者多し。

- (七) 神体 御鏡
- (八) 氏子 三百三十戸
- (九) 建物

本社殿は茅葺造にして椽皮葺、向拜付、椽白木造なり。同拜殿は割拜殿にして瓦葺、松、杉、椽の混材にて造る。

鳥居は石造島木形なり。

本社 大熊神社、龍王神社 愛宕神社は流れ造にして板屋根、向拜付、

彩色にして杉椽材を以て造る。

皇大神社、春日神社、八幡神社、稻荷神社は春日造にして杉椽材

を以て造り向拜付彩色なり。

十 其の他

地方名称は白鳥神社、古換地帳によれば延宝七年既にこの名あり。附近に琴弾原(神社の北)の地名あり、南葛城郡秋津村富田に同地名存し、

夜都伎神社 彼廻に白鳥神社及び同御陵ありと、又神社の南、辻ヶ坪を俗に氏神と稱す。

一 鎮座地 大字乙木 字宮山

二 社格 指定村社 (武内社)

三 祭神 (本殿) 武甕槌命 (左第一) 姫大神 (左第二) 経津主命

(右) 天兒屋根命

四 境内 官有地 四百十六坪、東西三十二間、南北十三間

五 例祭 十月十三日 (もと九月十三日)

六 由緒 ○ 延喜式 (神名帳) に「夜都伎神社」

○ 大和名所旧跡案内に「村社夜都伎神社 祭神健伊賀津知命、乙

木

○ 大和名所図会に「夜都伎神社乙木村にあり、今乙木明神と稱す、

神名帳出

所謂式内社なることに疑ひなし。

○ 大和志に「今在乙木村宮社稱乙木明神」

神社殿録に「夜都伎ハ飯字也祭神詳ナラズ乙木村ニ在ス今乙木

明神ト称ス」

神名帳考証に「大和国山忍郡夜都伎神社屋敷神命、箭祝宿禰」

屋祝神は「夜都伎の如美と訓じ磯城村多村多神社の多神

皇子屋祝神を祭れるかと、鈴木連胤云ふ、箭集宿禰は養老年

間の人なり。

夜都伎は八叙の意にて石上神宮に關係なきや後考を俟つ。

古老の口碑に夜都伎神社は今の竹之内の十二神社是なり、十二神

社の西より乙木に向ひ馬場あり竹之内に通ずる参詣道路はもとな

かりしものにして竹之内の鎮守は白山神社なり、十二神社の地を

竹之内に異へ竹之内の三間塚を乙木へ譲り受けたり。故に夜都

伎神社は今の十二神社の地なりと、夜都伎神社として現今祭れる

地は古の春日神社なり。

昔より春日神社 (奈良) と縁故あり、明治維新までは奈良へ遷の

御供と稱する神饌を献供し來れり。故に六十一年毎に奈良春日神

社の二の鳥居を當社へ下附さる、を例となせり。今の神殿も春日

若宮の古社殿を下げられたるものなり。東方三町に鹿足石あり、

春日大明神、鹿島より三笠山へ遷しましける時、こゝに着かせ給

ひしと云ひ、側の松を、乙木の松といひ、武甕槌命の御休息所な



リといふ。  
 明治十五年の調査に祭神健甕神祭日九月十三日とあり、同三十年指定村社となる。

- (一) 境内社 琴平神社
- (二) 鎮座地 本社ノ北
- (三) 祭神 大物主命
- (四) 由緒 もと樂師堂の境内にありしを明治八年こゝに奉遷せり。
- (一) 境内社 八阪神社
- (二) 鎮座地 琴平神社の北
- (三) 祭神 素戔鳴尊
- (四) 由緒 もと樂師堂の境内にありしを明治八年こゝに奉遷せり。
- (七) 神体 真鍮製御幣、三個の鏡(年代不詳)
- (八) 氏子 六十二戸
- (九) 史物

奈良春日神社御殿下附は寶曆年間か、本殿再建は明治三十九年十月二十八日鳥居は文化四卯年十月一日奈良春日神社若宮鳥居下附せられ、文化五戊辰年二月二十八日建設、嘉永元年四月同棟下附せられたり。

- 本殿は春日造、檜皮葺、高檜、茨床、向拜付、檜材を以て造り彩色朱青紫等七種あり。
- 拜殿は葉葺、杉松檜材を以て造る。
- 中門鳥居は朱塗にして島木形なり。鳥居は朱塗、島木形なり。
- 土藏は瓦葺、松杉檜材を以て造り神具納屋も瓦葺にして、松杉檜材にて造る。
- 末社は五社とも春日造、檜皮葺、檜材向拜付、彩色は朱青紫等七種なり。

十、特別祭儀  
 毎年二月一日御田式、八月一日に風除の祈禱あり。(詳細は奇習行事の項にあり参照)

十一、官座組織

往古より神主として正副二人を官座の組織あり、一老ニ老と唱へ神社に奉仕せしも唯新彼廢止せられたり。官座中に當座を設け、御酒御供を調へ官座一統の御渡りをなし奉獻せしと今は村座と云ひ、當座御渡は今尚存す。一老ニ老は社主として社掌の助手をなす。

十二、其の他

古書によれば旧称は乙木明神、地方通称は春日神社なり。附近に神宮寺(神宮の西) 樂師堂ありたり。

- 一 鎮座地
- 二 社格
- 三 祭神
- 四 境内
- 五 例祭
- 六 由緒

十 二 神社  
大字竹之内、宇明神山

指定村社

國常立尊、國狹土尊、豊計津尊、泥土煮尊

氷土煮尊、大戸道尊、大戸辺尊、面足尊

檀根尊、伊弉諾尊、伊弉冉尊、大日靈貴尊

官有 五百坪 東西一丁十五間 南北二十間

十月十五日（もと九月十五日）

文祿四年檢地に「村中氏神白山神社除地」とあり。

延宝七年本田平八郎檢地の際も同じ、然らば竹之内の村社は白山神社なり。

古老の口碑に拠れば延喜式内社たる夜都伎神社は、この十二神社の地なり。もとて木のものなりしを後世竹之内の三間敷と交換せしものといふ。交換は檢地後に依れば恐らく延宝以後ならん。

明治九年官有となり、同四十年九月指定村社となる。

村の東方にありし白山神社には白山比賣命を祭りしが、同四十一年十月官許を得て、十二神社の境内に奉遷せり。

境内社 二 神社

(一) 鎮座地 本社 北

(二) 祭神 彦火々瓊々杵尊、彦火々出見尊

(三) 境内社 二 神社

(一) 鎮座地 本社 北

(二) 祭神 鶴鷗草葺不合尊（二社とあれど祭神一柱なり。）

(三) 境内社 四 柱 神社

(一) 鎮座地

(二) 祭神 皇大神、天忍穗耳命、白山比咩命、倉稻魂命

(三) 由緒 もと三柱なりしを、明治四十一年十二月白山神社を合祀せり。

(四) 境内社 太田神社

(一) 鎮座地

(二) 祭神 太田命（俗に稻荷神社と稱す。）

(三) 祭神 御幣

(四) 祭神 五十戸

(五) 祭神 本殿は春日造、板屋根、杉松材にして向拜付、彩色なり。

(六) 祭神 拜殿は杉松材にて造り瓦葺なり。

鳥居は籬指鳥居松材、  
神具納屋は土造瓦葺、白壁なり。  
末社、ニ社神社、四柱神社、太田神社の社殿は春日造、板屋根、杉松  
向拜付、彩色なり。

一 鎮座地  
二 社格  
三 祭神  
四 境内  
五 例祭  
六 由緒

御重神社  
大字永原 宇宮 村 社

不詳、(一説に吉備真備)

官有 千二百四十二年

十月八日(もと九月八日)

郡中鎮守神名記(文政十一年三月改正、布留社)に據れば

「一、八王子、永原村」とあれば、八王子神社とも稱せしならん、

郡中鎮守神名並祠寸間執調記(嘉永七年正月布留社)に據れば

「一、東 御重社八王子 梁行四尺五寸、桁行七尺五寸 福智堂村

「二、中 御重社八王子 梁桁共右同 永原村

「三、西 御重社大年 梁桁共右同 九條村

「四、三社三ヶ村鎮守中鳥居馬場先ニ是

石燈籠拾巻本

右三社之前文ケ玉垣建後横側八土手端ニ御座候し

この古文書により東方は福智堂の鎮守、中央は永原の鎮守、西方は九條の鎮

守にて、三社を御重神社と總稱し、その合併は嘉永以前なること明かなり。

然るに神社明細帳に「社殿ニ、梁行四尺五寸 桁行四尺五寸」とありし

を再調査しその誤れるを訂正せり。「本社ハ方五尺ノ誤リ、本殿ニ殿アリ各

方五尺 一ツ大字福智堂氏神ナルヨシ、明細帳脱漏ニヨリ編入願入レタルニ

依り明治三十一年五月五日許可」と補記せり。

祭神不詳なれども、御重神社とあれば、名称よりして吉備大臣、崇道天皇(

光仁天皇、子) 伊豫親王(崇道天皇、子) 藤原大夫人(伊豫母) 橘大

夫(逸勢) 藤大夫(玄嗣) 文大夫(文室宮田丸) 火雷天神(井上皇女

配所に於テ出生ノ子)の八座ならんかといへり。

本社の御書にも祭神は崇道天皇、伊豫親王、藤夫人、橘一勢、文屋宮田磨、

吉備公の六座とせり。

又一説に、長屋王ならんかといへり。

社殿は別々なりしが、明治四十二年三月ニ大字協議し、三御殿を一社殿に合

祀せんことを出願して同年六月十五日奈良縣知事(青木良雄)より許可あり

しを以て、左右の祭神を中央の社殿に合祀せり。  
記念碑の銘に曰く

「本殿奉祀元三社ニ林御霊神社、明治四十三年十月行合祀、四十四季五月  
奉献瑞籙華表中之石材茲竣工云

此費額 金壹千參陌圓也

内訳金 五百參拾參圓大宇永原以別碑寄附先

負 擔 額

金五百八十一圓大宇九條負擔額

金壹百八十七圓大宇福知堂負擔額

境内社

八社神社

(一) 鎮座地は 本社西南

(二) 祭神は 皇大神宮社には皇大神、八幡神社には譽田天皇、春日神社は天児屋  
根命、安宕神社は軻遇突智命、彦火々出見命、最島神社は市杵島

姫命、八王子社は八王子命、八坂神社には兼盛鳴尊、杵築神社には

大己貴命を祭る。

(三) 由 緒 は明治四十二年六月永原より安宕神社、福智堂より最島神社、九條

より八王子神社、八坂神社、杵築神社を奉遷り、皇大神宮社、八幡  
神社、春日神社に合祀し八社神社と稱す。

境内社

荷神社

(一) 鎮座地は 本社西南

(二) 祭神は 保食神

境内社

祖 靈 社

(一) 鎮座地は 本社西南

(二) 祭神は 神葬者の靈を合祀

(三) 由 緒 明治十二年三月創建す。

七 神 休 御 幣

八 氏 子 百六十一戸

九 建 物 本殿は流れ造にして椽皮葺、正面千鳥破風向拜付、唐破風白木造なり。

拜殿は木造、瓦葺にして杉椽混材なり。

鳥居は石造にして島木形なり。

(十)

特殊行事

末社 八社神社殿は春日造杉屋根の白木造なり。稲荷神社、祖霊社は春日造杉屋根にして朱黒彩色なり。

特殊行事として棒振踊あり、その際に用ふる赤熊(冠るもの)の毛を境内の茶井の水にて赤く染む。(詳細は奇習行事の項にあり参照)

素蓋鳴神社

一 鎮座地 大字兵庫 字牛頭

二 社格 村社

三 祭神 素蓋鳴尊

四 境内 官有 二百二十五坪

五 例祭 九月三十日(もとは六月十四日)

六 由緒 字牛頭といひ通稱は天王の森にして明らか牛頭天皇なり。

薬師堂あり、神殿西面するより考ふれば、西郡神道にして素蓋鳴尊の本地は薬師如来なれば、薬師堂の鎮守なること明白なり。社地は古墳の如く思はれ、明治二十年まで天王の松と稱する大木たり。

もと須佐之男神社と書けり。境内五十七坪の廻字牛頭二畝八歩、明治三十五年編入せり。

境内社 本社の南側

木花佐久屋姫神社あり、木花咲久屋比賣命を祀る。

七 神体 御幣

八 氏子 四十二戸

九 建物

本殿は春日造、板屋根、桧白木造、向拜付なり。

拜殿は瓦葺、杉、桧の混材なり。

鳥居は石造にして島木形なり。

末社は春日造、板屋根、白木造向拜付なり。

十 その他

鬼打といふ神事あり(奇習行事の項に詳細あり参照)

白山神社

一 鎮座地 大字園原 字里中

二 社格 村社

三 祭神 白山比咩命、素蓋鳴尊

四 境内 官有 三百坪

五 例祭 九月十二日

六 由 緒

郷中鎮守神名記(文政十一年三月改正、布留社)に據れば、「白山権現、蘆原村」とあり、郷中鎮守神名(祠)寸間貌調記(喜永七年正月、布留社)には「鎮守白山権現、蘆原村、梁行三尺三寸、桁行三尺七寸、石燈籠三本、神樂堂有之其他無御座候、末社牛頭天皇」とあり、もと兼蓋鳴尊は末社として祀れるもの、如し。

七 氏 神  
八 氏 子  
九 建 物

御 幣  
十二戸

本殿 梁四尺 桁二尺五寸  
拜殿 梁二間 桁三間

石燈籠に奉造立、蘆原社所願成就万治三天庚子三月吉日施主、茂助甚三郎の一基と白山権現天明七年丁未二月十八日施主内山秀明の一基あり、もと、圓原神社と稱せしか。

一 鎮 座 地  
二 社 格  
三 祭 神

大字岸田、宇樂師

無格社 天兒屋根命、天押雲命

四 境 内  
五 祭 祭  
六 由 緒

官有 百五十四坪

十一月一日 (もとは八月二十一日)

もと春日神社あり、天兒屋根命を祀れり。南隣に八幡宮社(若宮神社と改む)あり、譽田天皇を祀り、其の祭祀に預れる宮座を岸田座と稱す。岸田伯耆守の崇敬せし八幡宮社にして、當時春日神社は境内社なり。

又サカイ池の西堤上、長蓮時の東隣りに若宮神社あり、天押雲命を祀れり。岸田村の産土神にしてその祭祀に預かれる者を若懸座と稱せり。大和神社神幸式の際、に火懸あらせられる故に尻掛とも岩掛とも稱し、この岸田、岩掛の二座は渡御の供奉せしなり。明治八年神社を宇樂師の春日、若宮兩神社の北側に奉遷する。明治四十五年五月三十日春日神社を合祀し推官神社と稱す。

七 氏 神  
八 氏 子  
九 建 物

御 幣

九十戸

明治四十五年五月三十日本殿改築す。春日連、屋根松皮葺にして檜白木造向拜付なり。

拜殿は瓦葺、杉松の混材にて造る。  
鳥居は石造にして島木形なり。

十 宮座組織

岸田座、岩懸座（山辺郡誌に岩掛座とあれど、地方通称、岩懸神社に「大和  
大明神常夜燈室層四甲戌歳九月吉日岸田邑中、同町中、岩掛の石燈籠あり」  
の二座あり、ともに大和神社の渡御に供奉し、特に岩懸座は彼方より供奉す  
るを以て尾掛とも称す。

各一頭の神馬を献ず、年長者を一老二老といひ祭典神職の補佐となす。

十一 岸田氏との関係

岸田城主伯耆守、若宮神社に金品を奉納す。その子孫武藏國川越小堤村に岸  
田軍三郎あり、現今、手洗鉢に「安政四年武州川越小堤村昇平岸田座中」と  
刻む。

素蓋鳴尊神社

一 鎮座地 大字佐保庄 宇堂の北

二 社格 無格社

三 祭神 素蓋鳴尊

四 境内 官有 六十九坪

五 例祭 九月三十日（もと八月三十日又十一月三十日）

六 由緒 堂の森と称し、神宮寺のありし所なるか

境内社

巖島神社

(一) 鎮座地 本社の北

(二) 祭神 市杵島姫命

(三) 由緒 地方人稱して弁財天社といふ。

太田神社

太田命を祀る。もと宇鎮守にありしを明治十八年二、に遷し祀る。あとは八坪ばかりに  
して、大和神社境内八町四方ありし時の畏位を示すために奉祀せしといふ。

七、神体 御幣

八、氏子 四十五戸

九、建物

本殿は春日造、椽皮葺、杉松の混材、向拜村の彩色なり。  
拜殿は瓦葺、杉、松の混材なり。

鳥居は石造にして島木形なり。

末社は春日造、板屋根、杉松の混材、向拜村の彩色なり。

素蓋鳴神社  
 一、鎮座地 大字新泉、宇南池辺  
 二、社格 無格社  
 三、祭神 素蓋鳴尊  
 四、境内 官有 百七十八坪  
 五、例祭 五月一日（もとと六月十四日）  
 六、由緒 往昔大和神社四至の一にして小丘上にあり、老松あり、俗に一本木と称す。古墳ならん。

境内社  
 住吉神社

(一) 鎮座地 本社の南側  
 (二) 祭神 表筒男命、中筒男命、底筒男命、息長帯姫命（神功皇后）  
 (三) 由緒 もと堂の芝といふ観音堂の側にありしが、明治八年慶堂とともに、に奉遷せり。  
 七、神体 御幣  
 八、氏子 二十四戸  
 九、建築物 本殿は春日造、板屋根、桧白木造、向拜付

十、特殊神事

本社は 春日造、板屋根、杉白木造、向拜付  
 毎年例祭日に野神の神事ありて百足（ムカデ）牛馬を作製し御田植式を行ふ。（奇習行事の項に詳細あり参照）

春日神社

一、鎮座地 大字三昧田 宇西垣内  
 二、社格 無格社  
 三、祭神 天兒屋根命 素蓋鳴尊  
 四、境内 官有 百五十七坪  
 五、例祭 九月三十日（もとと八月三十日）  
 六、由緒 境内五畝七歩の處宇西垣内園有五畝三歩編入を明治三十二年十二月三十一日出願し同三十五年四月十四日内務大臣の許可あり、もと境内社として二社あり、一を素蓋鳴神社（一名八坂神社）といひ、本社の南側にあり、素蓋尊を祀る。一を八坂神社（八坂権現）といひ、同じく素蓋鳴尊を祀りもとは宇権現にあり、別に社殿なく石を以て、神体とせしを、明治八年社殿を建てこゝに奉遷せり。  
 然るに大正十一年十一月二日、建築物頽廢せるを以て社殿を拡大し二



社を本社に合し、一般となし、敷地の上に玉垣の改造並に拜殿新築せり。

御幣

四十三戸

本殿はもと春日造、板屋根、杉松の混材にして向拜付、彩色せりと、末社は春日造、板屋根、杉松材、向拜付彩色なれど今なし。

拜殿は間口三間、奥行二間、大正十一年の新築なり。

十、其の他

境内社素蓋鳴尊を祀る。素蓋鳴神社は天平八年五月の創立、大旱にて農氏は餓死する有様なりしに、崇敬する神社なかりしかば、その時青き祀りしと口碑に傳ふ。(村坂場神社由緒書にあり。)

支那落、権現の森、と称す官有地二十四坪あり。八坂権現のありし地なり。

菅原神社

一、鎮座地

大字蓋生 字堂の山

二、社格

無格社

三、祭神

菅原道真

四、境内

官有 百九十四坪

五、例祭

十月二十四日(もと九月二十四日)

六、由緒

地方人俗に菅原天神社、その以前は正月殿(ヘシヨウガツドン)と称す。歳徳神を祀るといふ。天神山とも、空路宮山ともいふ。小字は堂の森といふ。神宮寺ならん。今官有地となる。南麓に窟口ありしといへば古墳ならん。天神講の組織ありて天神殿といへる民有地、一反五畝を所有せり。もと天神社といへりと。

御幣

七十三戸

本殿春日造、板屋根、檢、白木造向拜付、拜殿瓦葺、松杉の混材、鳥居は明神形、檢、白木造なり。大正元年五月の新築なり。

天神講を組織し、毎年九月二十四日集會祭典せり。社地の西側に「神宮寺」ありしが、今は会所となれり。講田を天神田と稱し一反五畝ありしと。

素蓋鳴神社

一、鎮座地

大字成願寺 字道の南

二、社格

無格社

三、祭神

素蓋鳴尊

- 四 境内 官有 五十九坪
- 五 例 祭 十月十六日（もと六月十四日）
- 六 由 緒 本社の北側に薬師堂ありしかば、両部神道にして、素盞尊は薬師如来の聖跡なるを以て薬師堂の鎮守ならん。地方俗に天皇宮と称す。

境内社

八王子神社

祭神は不詳な礼口碑に若宮、若姫、宇澄、久禮、阜怒別皇子、大葉枝皇子、小葉枝皇子、嶋鳥皇子（神社由緒に皇女とあり。）なりといふ。

- 七、神 体 御 幣
- 八、氏 子 五十四戸
- 九、建 物 本殿は春日造、鉛子板葺、檢白木造、向拜付なり。鳥居は石造にして島木形なり。

末社は春日造、板屋根、檢白木造、向拜付なり。

大和種宮神社

- 一 鎮 座 地 大字中山 字御旅所
- 二 社 格 大和神社境内末社

- 三 祭 神 八千矛大神、大國魂大神、大年大神、（合祀増加、武甕槌命、経津主命、天兒屋根命、比咩大神）
- 四 境 内 官有 一千四百十九坪
- 五 例 祭 十月十八日（もと九月十八日）
- 六 由 緒 本社は明治維新前まで同大字の大塚の前面なる小高き処に在せしを同地には四間四面の観音堂存せり。然るに維新後、神佛混淆禁止の際観音堂を廢するに及び大塚の南麓なる今の地に奉遷せり。

明治四十年五月十七日中山字五社、無格社五神社を合祀許可あり、六月五日合祀、武甕槌命、経津主命、天兒屋根命、比咩大神の四社神増加せり。大正六年十二月許可あり。大和神社は境外末社に編入せり。

境内社

定神社

- (一) 鎮 座 地 御旅所の西方
- (二) 祭 神 は大己貴命、火名彦命
- (三) 由 緒 一月十五日祭典あり、齒痛を免れんとして早朝より小豆粥を舂杷の葉に盛りて参拜する者多し。（奇留行事の項参照）

境内社  
琴平神社

(一) 鎮座地 本社の西

(二) 祭神 大物主命

七、神体 御幣

八、氏子 五十四戸

九、建物 本殿 流造、椽皮葺、彩色向拜付、三間三扉、果行三尺五寸、桁行六尺三寸、向拜三尺五寸

末社 床殿春日造、椽皮葺、椽、白木造、向拜付

拜殿 瓦葺 松桧材

鳥居は石造、島木形

浄名城入姫神社

一、鎮座地 大字岸田、宇サカイ

二、祭格 大和神社境外末社

三、祭神 浄名城入姫命

官有 三十坪

祭 八月二十三日

六、由緒

神社啓蒙に曰く

「大和所攝宮姫大神一坐」とあるは、この神社のことなり。

石燈籠の銘に「齋侍御前、亥十二年十二月二十二日岸田町中しへ寛永

十二年又は文化十二年か」とあり、浄名城入姫命なること明らかなり。

命は崇神天皇の皇女にまして、大和神社創始の祭主なり。往古は大和

神社、神幸祭の際に当社に御神輿御休憩ありしと、明治四十一年二月

十八日大和神社境外末社に加列出願せしに同年五月四日許可あり。

本殿は果行二尺五寸、桁行一尺八寸

拜殿は間口三間、奥行一間半 昭和十二年十月二十日建立

鳥居は石造、明治四十五年三月元岸田座中より建之。

第二節 寺 院

福 寺

琉璃山観音院長福寺

大字長柄の出垣内 七百八十五番地

融通念佛宗、平野大念佛寺本山の直末寺

阿弥陀如来、木彫立像 作者不明

創建不詳

七、建物

(一) 長

六、寺名

五、所在地

四、宗派

三、本尊

二、開基

六 中興  
七 境内  
八 壇家  
九 本堂  
十 由縁

文祿四年（三百四十四年前）僧聲庵、衣微せしを以て中興す。  
五百九十六坪（二段に三坪余切れるといふ。）  
百五十余戸（長柄）  
七間四面、建立年代不明、御厨子の墨銘によれば、二百七十年前の建築と推量し得、龍虎の欄間は左甚五郎の高弟の作なりと傳ふるも確証なし。

開基は不明なれども古檢地帳に據れば、延宝七年本田平八郎檢せし時  
「長福寺屋敷七畝十歩十一間」文祿四年一妻法師檢地の時  
「除地ニ紛レ無之ニ付此度モ除之」とあり。

寺傳に據れば、大和太長福寺（後醍醐院武藏に長福寺あり、）の一にして、もと、初瀬の長谷寺の末寺にて新義真言宗なりしが、後に融通念佛宗、淨土宗とかはり、更に改めて融通念佛宗になると、  
境内に巨松あり、子守唄に「長柄長福寺のあの松みやれ、天でおさへて地でひらくしといふ。屋敷は昔、植村甚七の寄附せしものといふ。  
祠堂 帳に

○ 宇あさご 施主 植村 甚七  
上田一反一畝拾六歩八年貢宛米ニ石一升八合

右寄附の意趣

為 心月同慶両堂菩提 寛文十戌年七月二十七日  
元禄二戌年十一月二十日

永代祠堂施餼鬼相管可者也

- 字中ふしき 飯田 又兵衛
- 下田 壹反四歩
- 字角之庄 藪内 九右工門
- 上田 四畝拾參歩
- 字あまり辻 植村 甚七
- 上田 一反二十六歩 天和二戌年二月二十四日
- 字のたへ 油屋 又兵衛
- 上田 一反十四歩也 元禄十三年庚辰四月二十八日
- 字北地之下 永原屋 嘉右衛門
- 上田 二反二歩也 享保四亥 總二月二十二日 範隨上人代

(土) 境内佛堂

観音堂

(一) 本尊  
(四) 由縁

十一面観世音菩薩 木彫立像

創建縁起は不詳、一説に植村甚兵衛再興すと

大和西園第二番の札所にて巡禮歌に

法によへすくひたまへる誓にも

長柄の里にすめる月かげ。

鐘樓はもと堂の裏にありしを左側に移建せり。その銘に曰く

「始鑄伏鐘八音之首吾聲之中衆民集衆、

衆僧入定端壇内融達日迎月千秋無窮

千時享保三秋歲十月十七日

和州 山辺郡長柄庄、長福教寺

現住 範 隨代

高田村 杉本忠右衛門藤原吉正作

屋椽瓦の蔵書銘に「紀室曆五年八月吉日」とあるによれば、現在建築は百

八十余年前のものか。

(2) 教寺名  
一 寺名  
二 所在地  
三 宗派  
四 本尊  
五 開基  
六 中興  
七 境内  
八 壇家  
九 本堂  
十 由縁

教寺

教寺 ムヨウケウジ

大字長柄の西垣内

浄土真宗 京都西木願寺本山の直末寺

阿弥陀如来 木彫立像 御身長一尺四寸五分

創建不詳

寛政の頃、晃嚴法師中興す。

七戸(長柄)

現在の本堂は昭和八年四月の建立

もと丹波市町大字田の法林寺の支坊なりしが、今は本山直末寺とな

る。寺傳には延享二年創建とも、一説には宝暦十年三月七日ともい

ふ。

本尊の墨書に曰く

「法林寺門徒 大和國山辺郡長柄村

惣道場 教寺

右足に「康雲」 左足に「誠」とあれば、康雲は作者か。

- 一 寺名
- 二 所在地
- 三 宗派
- 四 本尊
- 五 開基
- 六 中興
- 七 境内
- 八 壇家
- 九 木堂

西岸寺

古老の碑に據れば、本尊は河内國北河内郡出口村へ今の邊に村大字出口の興善寺（蓮如上入遺跡地）より出口氏の先祖、祐右衛門が背負ひ歸り寺を建立し法林寺の末寺となれり。故に出口の姓を名乗りしと、出口村の興善寺にこの記録ありと如何にや。境内に釋晃嚴法師（寛政九己年九月十八日）の墓碑あり。之と同銘の碑、共同墓地の西北隅にもあり。

西岸寺 サイガンジ  
 大字長柄の西垣内  
 浄土真宗 京都西木願寺本山の直末寺  
 阿彌陀如來、木彫立像 卽丈三尺一寸 作者不明  
 創建不詳  
 寶永六年八月二十九日、僧雲林、これを中興す。  
 官有地 八十三坪 民有地 十四坪  
 二十余戸（長柄、永原）  
 大正十五年十二月建立、間口三間半、奥行四間

- 一 寺名
- 二 所在地
- 三 宗派
- 四 本尊
- 五 開基

神護寺

神護寺 ジンゴジ  
 大字兵庫  
 融通念佛宗、平野大念寺本山の直末寺  
 阿彌陀如來 木彫座像 御身長一尺八寸  
 創建不詳  
 千時文政二卯年 現住説岩記  
 金物細工所 攝州大阪高津新道住し

「本堂奉加覺しの本願に據れば、元文四卯年四月廿七日に本堂建築されしか  
 喚鐘銘に曰く  
 和州山辺郡長柄村  
 西岸寺小鐘銘  
 千且千夕  
 聞之音聲  
 普及一切  
 願入樂邦

六 中興  
七 境内  
八 壇家  
九 本堂  
十 由縁

準孝和尚の再興か

二十余戸へ兵車、内馬場、三輪、櫻井、三間四面

もと親源坊、又は南之坊といひ、大和神社の神宮寺の一なり。大和神社の南方、宇觀源田と称する所にありしを後世、今の地に移して神護寺と稱せりと、もと、真言宗なりしなり。

本堂には樂師堂の本尊樂師如來をも安置す。

寺門は内山永久寺のものを移建す。寺門傍に背光型板碑あり銘文に曰く、

「永祿二年七月六日 道全

天正十三年五月十七日 妙珠

中興開山の基あり 銘に

「弘化二巳天正月初九日唯心院寛嶺上人準孝和尚」

傳 寺

寶 傳 寺

大字竹之内 宇東口

融通念佛宗 平野大念佛寺本山の直末寺

阿弥陀如來 木彫座像 台とも四尺

創建年代 詳かならず

百八十四坪 (民有)

四十八戸 (竹之内)

境内の北にあり、南面す、梁行三間 桁行三間

会所寺なり、境内に(梁行八尺、桁行一間)樂師堂あり、樂師如來を安置し(梁行三尺、桁行一間)地藏堂には地藏菩薩(三尺)を

安置し、明治維新前までは、毎年六月二十四日に地藏会式あり、その際に作り物を据へ近在より参詣するもの多く、甚だ賑はへりと。

無縁墓に、永和三年正月十二日妙壽信士、元和七年八月十二日道春の板碑あり、裏の墓地に文祿二年二月十日銘の大字銘号碑高さ五尺のものあり。

宝物に、釈迦誕生佛(銅立像四寸五分) 地藏菩薩(台とも四尺八寸) 樂師如來(木座像九寸五分) 弘法大師(木座像一尺四寸)

開山聖應大師画像、中祖法明上人画像十一尊受茶羅、釈迦如來涅槃

三 宗派  
四 本尊  
五 開基  
六 中興  
七 境内  
八 壇家  
九 本堂  
十 由縁

寺 名 寶 傳 寺  
(5)

一、寺名  
二、所在地  
三、宗派  
四、本尊  
五、開基  
六、中興  
七、境内  
八、壇家  
九、本堂  
十、由縁

像、二十五菩薩臨終屏風喚鐘（高一尺五寸徑一尺五寸）等あり。

佛 寺

大塚山空性院念佛寺

大字中山 四十一番地

浄土宗 京都東山知恩院の直末寺、鎮西派

阿弥陀如来 木彫立像 台共に丈四尺八寸

善広法師の創建

寛永十年沢公上人の再興

四百七坪

明應七年地震の際、本堂火災に罹る其後飯堂ありしが、天文十一年十市城主中原遠忠の歸依再建せり。然るに寛永六年又堂宇焼失せり。同十年澤公上人再建せり。梁行七間、桁行七間

本寺はもと中山の中樂寺の坊中の一なりしが、善広法師の代に至り一丈観音大工の重慶を見るに至り、村人と協力して一寺をこの地に移し、大塚山念佛寺と稱したり。寺傳の古記に拠れば

「熱々當山の開基を案ずるに天平十七己酉年開山行基僧正、中山村中樂寺十一面觀世音へ御奉籠の折柄宇長山といふ所に土中光あり、猶あやしみ往て見給ふに一もとの朽木ありしかば勞歸りて此木を刻みて本尊となし、一字を建立し号して念佛寺と稱す。諸人本尊のあらたかなるを感じ歸依洩からず、去る程に道源法師之れに次ぎ經營久しくおはせしが、仁壽二年住僧あり、善広法師といふ一夜夢見給ふ様此地より十間が程長に當りて有縁の地あり、早く彼処に移すべしと法師夢覺めて、此故由を土民に語り給ふ。然るに土民も亦同夜其よしを異はず夢見たりと不可思議とや云ふべし。

是全く佛勅なりとて庶民心を暢せ、堂宇を宇大塚といふに移しぬ。これより改めて大塚山念佛寺と稱す。又是所より稍東に塚あり、此所にて毎夜燈籠を懸じて法界悉縁の精堂を供養せしが燈籠山といふ別名あり。傳へ云ふ、其燈籠供養の料とて庶民より春秋兩度に別ちて、米麦捨石納めたりと其後長元五年夏六月大旱にて住民も大に困難せり。その時百姓打衆り本尊阿弥陀如来に祈誓を渡らす程に忽ち重験ありければ庶民より粟二十石を納めしに時の住僧は徳聞和尚なりと云ふ。

元祿五 申 歲六月



(別記)

抑も天平以來明應七年戊午地震の節本堂燃失せしも、本尊のみは残らせ給ふ。其後、板堂に安置し奉り天文十一壬寅年十市兵部少輔遠忠公御罹病の砌信心を凝らして當時本尊に平癒を祈り給ふ。やがて全治し給ひければ、奉恩のため大壇那となりて本堂再建の工を成就し給ふ。越へて寛永に已六年放火のため本堂焼盡の折にも亦本尊のみ残らせ給ひければ、諸人これを焼残りの弥陀と稱し歸依洩からず。寛永十癸酉年當寺中興開山円譽沢公上人壇越結縁に勅化して再三の建立を遂げ給ふ。承應元<sup>壬辰</sup>年常譽文廓至上人始めて浄土宗に改む。

大和國山野辺郡

中山里

大塚山念佛寺

山辺郡誌には善広法師を廣善法師とせり、天文十一年を天文十七年とせり、誤りならん。

もとの本尊は丈二尺四寸作者行基天平十七年の作なり。

寶物に観音菩薩(木立像台ともに三尺一寸)勢至菩薩(同)善導大師(木立像台ともに三尺二寸)宗祖大師(同)釈迦誕生佛(銅立像五寸五分)地藏菩薩(木立像台ともに三尺七寸)釈迦涅槃画像(八尺三寸、巾五尺九寸)元本尊對子(四尺二寸五分)梵鐘(徑二尺五寸高三尺七寸空永四年<sup>天八月廿五日當國屬</sup>下郡五位堂村津田大和<sup>大和</sup>藤原定次作)喚鐘(高一尺五寸徑一尺二寸)名号石(高四尺七寸、巾二尺 正應五年八月)等あり。

第三節 教會

本村には 神道 一ヶ所、教師 一名、 佛道 一ヶ所、教師 一名、 天理教 五ヶ所、教師 七名、計七ヶ所、九人の教師あり。(昭和十三年)

明治二十八年三月十三日大字永原第五十七番屋敷に天理教旭教會設立の認可を天理教本部より受け續いて同年三月二十九日縣の許可を得く。

然るに同四十年三月二十八日二階堂村大字田井庄に移転せり。本村にその部下に属する教會所三ヶ所あり。

1. 旭中教會 朝和宣教所……………明治三十四年五月十五日岸田にて設立認可を本部より受け、六月二十二日地方廳の許可を受く、同三十五年新衆ニ移転せり。
2. 旭中教會 大徳宣教所……………大正十二年十一月十二日日本部より福知堂に設立認可

3. 旭中会堂生中宣教所……………昭和十年四月二十七日本部より堂生に設立認可を得、同七月五日地方庁の許可を受く。
4. 城法中教会長柄分教会……………明治二十九年五月二十四日出張所認可、同四十二年三月二十日宣教所、大正八年十一月八日支教会となり、昭和二年九月十三日移転認可同八年四月二十八日落成奉告祭を行へり。部下宣教所九ヶ所、集談所八ヶ所、信徒四百六十五人戸教二千八十六戸教師百五人、教地八百六十七坪二合三勺、初代所長 森口鶴松
5. 三味田 宣教所……………教祖中山みき誕生屋敷にあり、本部直轄なり。

概 略  
第九章 御陵及び古墳

本村には中山に倉田御陵あり、堂生は俗に千塚と稱して古墳、累々として起伏し、その数多し。有名なる古墳は中山の東殿塚、丸山塚、大塚堂生の西山、マバカ丘、波多子塚、ヒエ塚、佐保庄の吳鷹山、兵庫の馬口山、新泉の星塚、乙木の北山、草壁塚、竹之内の畑山、等は、古老の種々の口碑を存す。中には前方後圓墳の形式を残すもの、石廓、石棺を遺存するもの環濠を残すもの、古墳名を小字として残るも全く墳形を存せぬものあり、山麓地帯は一大古墳群として、考古学上研究に値するもの多し。

第一節 御 陵

倉田陵(フスマダノミササギ)

手白香皇后陵にして、大字中山の北方にあり。封土の高さ一五米四五、面積一七六ヘクタールあり。前方後圓式にして南北に横はる。手白香皇女は継体天皇の皇后なり。御父は仁賢天皇、御母は春日大娘皇女なり。

大和名所旧跡案内(奈良縣編)に

「第二十六代継体天皇皇后手白香皇女倉田陵、山辺郡朝和村大字中山字西殿塚、櫻井線柳本駅又八長柄駅ヨリ四丁、

御父仁賢天皇、御母春日大娘皇女、立后即位元年三月、陵、前方、後圓、周圍カシ生垣、地目山林、北城周圍四百三十間、面積一町八段六分

大和志に

「倉田墓手白香皇女仁賢天皇皇女有中山村(俗呼殿墓)」

諸陵式に

「倉田墓手白香皇女在大和國山辺郡北城東西二十町、南北二丁無守戸、今山辺道勾回陵戸兼守レ(二十町は誤植字か)」

火 矢 塚	燈 籠 塚	ハ ギ 塚	荒 墓	井 天 塚	草 壁 塚	カ カ ク イ	シ シ ヤ ジ キ	北 山	名 稱	形 状	所 在		番 地	地 目	面 積
											大 字	字			
前 方 後 円	前 方 後 円	同	積 円 形	前 方 後 円			三 角 形	乙 木			北 山	九 九 三	山 林	畝 五 二 〇 〇	
同	中 山	同	同	岸 田	同	同	同				荒 墓	至 自 一 三 四	畑	〇 四	
											井 天 塚	二 四 七	畑	二 五 〇 〇	
											草 壁 塚		芝 地		
											カ カ ク イ		田		
											シ シ ヤ ジ キ		芝 地		
											北 山		山 林		
													畝 五 二 〇 〇		
													畑		
													原 野 墓 地	二 〇 〇 〇	
													原 野	八 一 三	

(イ) 分布一覽表

第二節 古墳

皇后にして、仁賢天皇の皇女、欽明天皇の母后に當らせ給へり。

大和巡禮（小島貞三著）に  
 「継体天皇手白香皇女倉田陵、長柄駅の東約一軒半、長岳寺の北方」  
 大和の祭（水木要太郎著）に  
 「長岳寺の北方五町に継体天皇皇后倉田陵がある。」  
 大州雜誌に  
 「中山邑ノ東北ニ一大荒籠アリ 前方後円ニシテ封域広シ、土人之レヲ東殿塚ト稱ス、此ノ荒籠ノ西ニ沿ヒテ又一座ノ大陵アリ之レヲ西殿塚ト呼ブ。二者相並ビ其間僅ニ六七間ヲ隔テ形状高低封域方面ヲ同シクセリ。其西殿塚ハ継体天皇ノ皇后手白香姫ノ山陵ナリ。」  
 山辺郡誌に  
 「大字ノ北方ニアリ、封土高八間三尺境内ノ広所ニ町十間狭所一町三間、面積一町七段八畝十ニ歩アリ（中略）」  
 明治十五年此山陵ノ修理アリテ普ヲ越ヘテ功成ル。周囲程ヲ植工陵前島居ノ両側ハ花崗石ノ玉垣ヲ施シ齋庭ニハ白砂ヲ布キ陵上松樹鬱蒼トシテ宛モ巖然タル一大陵墓タリ。」  
 日本名勝地誌（野崎左文著）に  
 「手白香皇女陵朝和村大字中山に在リ、俗に殿墓といふ。皇女は継体天皇の

矢 羽 塚	フ サ ギ 塚	栗 塚	的 場 塚	平 塚	同 (雙子山) (四)	同 (馬山塚) (三)	同 (三)	ク サ 山 (一)	二 ノ 瀬 塚	古 池 塚	蜻 蛉 塚	ヒ 工 塚
同	同	同	前 方 後 円	方 形	同	同	長 円 形	同	同	前 方 後 円	円 形	同
同	同	同	同	成 願 寺	同	同	同	同	同	同	同	同
矢 羽 ギ	ト ン ジ ヨ ホ 塚	栗 塚	的 場 塚	平 塚	同	同	同	ク サ 山	二 ノ 瀬 池	古 池 塚	ト ン ホ 塚	ヒ 工 塚
豆 白 九 七 一 四	外 三 三 二 三 三	豆 白 三 三 七 五 〇 四	外 二 〇 五 五	一 二 二 一	一 二 一 四	一 二 一 三	一 一 一 二	一 一 一 五	豆 白 八 八 七 一	八 四 一	外 四 三 一	同
同	同	同	同	畑	同	同	原 野	山 林 畑	沼 池	畑	山 林	同
三 九 〇 〇	三 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇	一 六 〇 〇	二 二 〇 〇					五 〇 〇 〇			四 〇 〇 〇

波 多 子 塚	西 山 塚	空 路 宮 山 (天神山)	マ バ カ 塚	ダ ク ラ 塚	西 ノ 塚	丸 山 塚	阿 弥 陀 堂 塚	同	金 子 塚	小 岳 寺 塚	東 (ラブ山) 塚	大 塚
同	前 方 後 円	方 形	前 方 後 円	方 形	同	円		三 角 形		同	前 方 後 円	同
同	同	同	同	同	萱 生	同	同	同	同	同	中 山	同
ハ タ ゴ	西 山	堂 ノ 山	マ バ カ 塚	川 下 塚	西 塚	丸 山	東 口	同	内 村	小 岳 寺	東 殿 塚	大 塚
外 五 八 三 四	外 一 拾 八 三 三	九 九 一	外 三 五 七 三 三	外 四 四 八 八 九 八	外 一 〇 五 五 〇	五 一	八 二 九	一 一 一 四	一 〇 一 二			四 六 一
同	畑	社 地	同	同	畑	山 林	畑	同	原 野	畑	原 野	同
二 八 〇 〇	七 〇 〇 〇	二 一 〇	一 〇 二 〇	七 〇 〇	五 一 三						五 八 六 〇 〇 〇	三 六 二 〇

烟山	茶山	水尾	大塚	塔跡古墳	一本木塚	狐塚	星塚	星山森	古塚	狐塚	重文砂畑	馬口山
	円	円		円	前方後円		前方後円					前方後円
同	同	竹ノ内	同	福知堂	同	同	同	新泉	同	同	同	矢
												庫
水ヲケ	茶山	水尾	大塚	東寺			星塚				重文	馬口山
			二五五	二五五			三〇七					外三八一
山林畑	畑	山林		芝地			山林				田	畑
	一 二〇		三〇〇		二〇四		二〇〇〇	二四六〇	一〇	一〇		二〇〇〇

モノキ塚	松塚	クヅカミ塚	市塚	塚内	鳩塚	的場塚	同	吳鷹塚	大連寺畑古墳	ノムギ塚	馬墓	下池山塚
							同	前方後円	長方形	同	前方後円	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	佐保庄	同	同
					大連寺畑	的場南	同	クレヌ力	大連寺畑	ノムギ塚		下池山
										外二七八		三七三
							同	同	同	畑		原
											七〇	野
										一 一〇〇		四〇〇〇

三番双古墳(-)	同	同	同	三番双	八五四	畑
長屋王墓	前方後円墳	永原大垣内	同	同	畑	

(奈良縣社事課調査——大和名所旧跡案内による)

以上によれば、蓋生十四ヶ所、佐保庄十一ヶ所、成願寺七ヶ所、中山九ヶ所、竹之内五ヶ所、乙木、兵庫、新泉は各四ヶ所、岸田三ヶ所、福知堂二ヶ所、永原一ヶ所、計六十四ヶ所あり。團原、長柄、三味田には無しとあり。

山辺郡誌にも殆んど同数の古墳名の記載あり。

(四) 前方後円墳

考古学上、前方後円墳として認め得べきものとして、田村吉永(雑誌大和志)は次の古墳を挙ぐ。

ヒ工塚(蓋生) 波多子塚(蓋生) 馬塚(蓋生、後円部。前方部は成願寺) 西山(蓋生) 栗塚(成願寺) 下池山塚(成願寺) フサギ塚(成願寺) 馬口山(兵庫) ノムギ塚(佐保庄) 重平山(中山) 東殿塚(中山) 大塚(中山) 火矢塚(中山) 燈籠塚(中山) 星塚(新泉) 芥天塚(岸田) 以上十六ヶ所

(イ) 出土物

中山の丸山塚、蓋生のクサ山(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)、(十七)、(十八)、(十九)、(二十)、(二十一)、(二十二)、(二十三)、(二十四)、(二十五)、(二十六)、(二十七)、(二十八)、(二十九)、(三十)、(三十一)、(三十二)、(三十三)、(三十四)、(三十五)、(三十六)、(三十七)、(三十八)、(三十九)、(四十)、(四十一)、(四十二)、(四十三)、(四十四)、(四十五)、(四十六)、(四十七)、(四十八)、(四十九)、(五十)、(五十一)、(五十二)、(五十三)、(五十四)、(五十五)、(五十六)、(五十七)、(五十八)、(五十九)、(六十)、(六十一)、(六十二)、(六十三)、(六十四)、(六十五)、(六十六)、(六十七)、(六十八)、(六十九)、(七十)、(七十一)、(七十二)、(七十三)、(七十四)、(七十五)、(七十六)、(七十七)、(七十八)、(七十九)、(八十)、(八十一)、(八十二)、(八十三)、(八十四)、(八十五)、(八十六)、(八十七)、(八十八)、(八十九)、(九十)、(九十一)、(九十二)、(九十三)、(九十四)、(九十五)、(九十六)、(九十七)、(九十八)、(九十九)、(百)

(二) 一口碑

新泉の星山は神武天皇皇后姫路五十鈴媛命御陵、乙木の草壁塚は、草壁皇子御墓、中山の大塚は淳名城入姫命御墓、永原の犬垣内の塚は、長屋王、御墓など古老の口碑に残れども、何等證すべき文献なし。乙木のカカクイ塚は融れると傳死するといひ、福知堂の塔跡、中山の金子塚(ハ王子)は崇れるといふ。

概略 第十章 遺跡、遺物

石器時代の遺跡として長柄、兵庫、蓋生、中山、大倭、成願寺があり。青銅器時代の遺跡として、中山、蓋生あり。神社として古來より著名なるは延喜式神名帳に載する山廻

郡十二座の中、大和神社三座、白堤神社一座、夜都伎神社一座にして、式外なれども朝日神社（今大和神社境内社）は國史に見ゆ、寺院としては朝日寺、中樂寺、關へたれども、今は僅かにその跡を残すのみ、御陵としては金田陵あり、御墓傳説地としては、長屋王塚、草壁塚等あり、土蜘蛛族の根拠地と傳へられる跡見長柄丘岬は長柄の辺りか、永原は長屋原の地といはれ、長屋王の宅地として、並保庄に口碑に残る地あり、成願寺の大倭氏、新泉の穂積氏、岸田の岸田臣、長柄の白堤首、などの上代豪族の居住地、歌國時代には、長柄、福知堂、岸田、竹之内等には城壁ありたり、又文学としての、芭蕉翁の遺跡は、三味田の藤ノ榎にあり、こゝは又天忠祖志士捕はれの地として知らる。永原の御重の辻は、岡田為恭暗殺されし所として世に知らる。乙木より永原への道路は、昭和七年秋の特別大演習の際大元帥陛下の御鹵簿の道筋となりしなり。

第一節

石器時代の遺跡

大和神社の附近より主として西辺に石器時代の遺物たる石鏃、石槍石匙等柱々表土に露見することあり、長柄の白堤神社、西宇賜田より石鏃の発掘、萱生の空路宮山（堂の森）より石鏃發掘せしことあり、遺物散布地にして包含層にあらざり、今その分布を表示すれば、

石器時代の遺跡地名表

登見地	遺物	発見者及びその發表者
1. 成願寺附近	石鏃	森本六尔 雜誌「大和」
2. 大和神社附近	石槍 石鏃 石匙	岩井武俊 新聞「大和」
3. 中山 <sup>（以）</sup> 五郎塚附近	石鏃	大野雲外 雜誌「人類学と雜誌」二七五号
4. 萱生 大門の傍	同	岩井武俊 新聞「大和」大正六年八月
5. 萱生の空路宮山 <sup>（山）</sup>	同	越智敏雄 山辺郡誌「大正三年四月
6. 長柄の白堤神社西脇田	同	同 同
7. 朝和小学校運動場	同	弥生武士卷 朝和小学校
8. 兵庫	石匙	乾健治
9. 長柄の大門	石鏃	同

青銅器時代の遺跡

森本六尔の調査に據れば、青銅器の発見は大和に於て、三十四ヶ所あり、本村には四ヶ所あり、今森本氏の「日本青銅器時代」(昭和四年刊)に據れば、中山及び萱生より銅鏃

の發見あり。

同	同	同	朝和村南部	發見地名
同	同	同	中山	遺跡
同	同	古墳	敷布	遺物
同	同	銅鏡	銅鏡、弥生武士器	人名
同	同	同	森本六爾	文獻
同	同	同	東京高橋健白	
同	同	同	野山正高	
同	同	同	森本六爾	
同	同	同	石室内寶棺	

第二節

神社地、寺院址、宅址、城址、  
その他遺跡

(イ) 神社址

朝日神社址 (佐保庄)  
三代実録、大日本史、大和志料に載せる朝日豊明垣坂田子神にて、  
觀音堂の域内にありしかど、明治八年大和神社境内に奉遷す。(大和神社の項に詳細あり。)  
鎮守、(佐保庄)  
稻荷神社ありしも、明治十八年素盞尊神社に奉遷す(神社の項参照)  
権現 (三昧田)

八坂権現を祭りしも、春日神社境内に奉遷す。(神社の項参照)

堂之芝 (新泉)

往吉神社及び觀音堂ありしも明治八年素盞鳴神社に奉遷す。

白山の森 (竹之内)

白山神社ありしも明治四十一年十二神社に奉遷す。

三船神社址 (竹之内、乙木)

大和神社の増御子神社へ奉遷すとも、又成願寺へ奉遷せしとも云ふ傳ふ。

(四) 寺院址

朝日寺址 (佐保庄)

行差菩薩は觀世音菩薩を安置し朝日寺と称し詠じて

久方の空に照り添ふ朝日寺

曇らぬ法の光なるらん。

明治八年廢せられたりしが、廢地に天文二十三年の石佛、元和八年七月の碑、承應三年の  
供養塔、元禄六年十二月の五輪塔、延享四年の碑など残す。

大蓮寺址 (佐保庄)

明治八年廢せられ、大蓮寺畑と稱す。

築師堂址 (兵庫)



維新の際火災に遭ひ、本尊は薬師如来にて今神護寺に安置せり。

本願寺址 (兵庫)

浄土真宗なりしが、天保年中より廢寺となり、本尊阿弥陀如来は中山念佛寺にあり。

観音寺址 (新泉)

明治八年廢せられ、今その地を堂の芝と稱し、もと新西国第十八番の札所なりき。

観源坊 (新泉)

兵庫の神護寺はもとこゝにありしといふ。

毘沙門堂址 (長柄)

七間四面の堂ありしかど明治八年廢せらる。もと屋敷一段二畝二十一坂ありしと。

薬師堂址 (永原)

布田社三十二ヶ神宮寺の一にして、真言宗なりしかど明治八年廢せらる。

妙薬寺址 (永原)

浄土真宗、京都興正寺派の末寺なりしかど明治三十年二月十八日香川縣香川郡下笠居村へ

移転出願十一月十七日許可せらる。

福知堂址 (福知堂)

臨濟宗なりしかど奈良の福智院へ移し塔は百済村二條に移建しその一院は神本の専行院へ

一院は丹波市町勾田の淨因寺へ移すといへば大寺院なりしならん。今、東の寺、西の寺

塔の東の字を存す。

神宮寺址 (乙木)

夜都伎神社の西にあれば、同社の神宮寺か。

薬師堂址 (乙木)

本尊薬師如来、十來子など安置せしかど、明治八年廢寺となる。維新まで京都より文米十

三石御供米ありたりと。

薬師堂 (萱生)

宇薬師といひ、何時の頃廢せられたるか不明。

大佛芝 (萱生)

佛塚、大佛芝といふ。伽藍址ならん。

小岳寺址 (中山)

宇小岳寺、古墳ならん。昔寺院ありしといふ。

中樂寺址 (中山)

念佛寺古記にあり、行基の開基、本尊十一面観音、寺領河内にありて、粟二十石、納め

られしかど、天正四年火災に罹り、滅亡す。

正覚寺址 (中山)

長山の東小字小覚寺、中樂寺の一坊か、真言宗なりしかど、明治八年廢せらる。

薬師堂址 (成願寺)

本尊薬師如来、明治八年廢せらる。成願寺にあらざるや。

青蓮寺 (岸田)

俗に薬師堂といふ。五間四面の本堂あり、薬師如来を安置せしかど、明治八年廢せらる。寺内の観音堂は新西国第十四番の札場にして巡禮歌に

あなたより こなたの岸につく船は

櫓楫机にすぎたるはなし

蓮池観音 (岸田)

明治八年廢せられ、淳名城入姫神社の近傍に移さる。

長蓮寺北 (岸田)

本尊地藏尊は木像にして、馬に乗り甲冑を付け武裝せる故、將軍地藏といふ。柳本、芝西藩の信仰深きものなれど、明治八年廢せらる。

(ハ) 宅 址

古屋敷 (佐保庄)

佐保庄の荘官の居住地といふ。

長屋王の宅地 (佐保庄)

字長屋は左大臣長屋王の佐保の宅ならんといふ。

十市越智の宅地 (兵庫)

字林の内は元龜、天正の頃の十市越智の居住地といふ。

吉岡畑 (兵庫)

字吉岡、十市越智の臣吉岡氏の居住地といふ。

織田有樂斎宅址 (長柄)

字大所、織田有樂斎の屋敷といふ。

長屋王宅址 (永原)

字殿の前は左大臣長屋王の宅址なりといふ。

永原氏址 (永原)

字里の東は永原氏の居りし所といふ。

岸田朝臣宅址 (岸田)

字西垣内に堀田あり、これ宅の連ならんといふ。

(ニ) 城 址

長柄城址 (長柄)

字殿の前、字大門は多聞院日記に見ゆる天正四年山辺郡長柄城云々の地ならんと。(へ入物の項参照)

福智堂城址 (福智堂)

宇城の内、宇堀田は十市遠藤の居住地とも、福智堂氏の居城ともいふ。(人物の項参照)

竹之内城址 (竹之内)

宇城垣内、宇大門は竹内下総守の居城ともいふ。(人物の項参照)

岸田城址 (岸田)

宇城敷、宇大門田、は岸田伯耆守の居城といふ。(人物の項参照)

その他の遺跡

芭蕉翁遺跡 (三味田)

権現の藤の橋、松尾芭蕉の句碑あり、文化十一年芝村の風來庵の建設せしもの

草取れて宿かる頃や藤の花。

芭蕉四十五歳の時、社田とこの茶店に憩ひて作句せしものなり。芳野紀行に出づ。

的場 (兵草)

こゝにて鬼打の行軍行はる。(奇習行軍の項に詳細あり。)

踏見長柄丘岬 (長柄)

日本書紀の「踏見長柄丘岬有猪祝者」の地なりといひ、土蜘蛛の根拠地といふ。

踏見は總彥にして、今の新泉のことにて、今の白堤神社の南、森崎の附近なりといふ。

南葛城郡長柄なりといふ者あれど、河田照、吉田東恒、久米邦武の諸博士は朝和村長柄なりとなす。

大日本地名辞書、史学雑誌にこゝなりとあり。

角庄 (長柄)

東大寺妻鉢に莊園地の一に角庄苑少、宇崩の庄なりん。

石上溝 (長柄)

(地勢の溝の項を参照せられよ。)

長屋原 (永原)

万葉集に出づ、和銅三年庚戌春二月、藤原宮より宇樂宮に移りませる時、御輿を長屋原に停めて、古郷を廻り望みて御作歌(一書にいふ木上天皇の御製)

元明天皇御製

とぶ鳥の明日香の里を置いて去なは君かあたりはみへずかもあらむ。

へーにいふ、君かあたりを見ずてかもあらむ。木上天皇は持統天皇なり。

大和名所図会に「長屋原、長原村にあり。」和州旧跡幽考に「永原村」とあり。

葦池 (福智堂)

南は葦原なりしが、龍王山の四十八石の内二石は、この葦地の高なりしとて、陸新まで田村へ米二石づ、納めたりと。

陸新田 (圓原)

この田地は内山永又寺の神領料として所得米を納めたりと。

夫婦石 (竹之内)

二個の石ありて、夫婦石と稱せしかど、今はなし。

横馬場 (萱生)

大和神社の馬場なりしと。

象道 (中山)

万葉集の柿本朝臣人麁妻死之彼泣血哀働作歌

象道を引手の山にいもを置きてやま路を行けば生けりともなし。

赤根半七墓 (成願寺)

滝沢真琴の小説「三勝半七」にて名高し。宇鳥居との墓なりといふ。又二、は一説に十市氏の刑場なりしといふ。半七は佐保庄の人にして、その供養塔は中山の念持寺共同墓地、森下氏の墓域にあり。

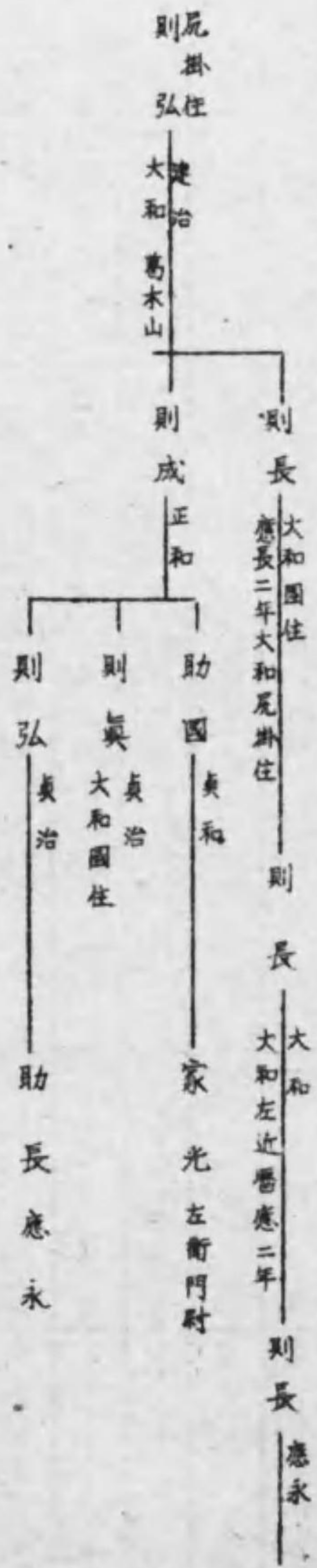
竈馬橋 (岸田)

大和名所図会、倭路記に「かひろぎばし」とあるは市場と柳本との界に架するものをいふ。

尻掛 (岸田)

倭路記に「岸田の枝村に尻掛といふ町あり、大和鍛冶包永の住せし所とぞし」とあり。

包永は手摺にして尻掛は則長なり、系譜に擬れば



則長は則弘の子、大和國住、... 應長二年大和尻懸住、... 作とも切る。元徳三年(カ剣全書)

市場 (岸田)

俗に上岸田といひ、昔時の市場にして十市城落ちしより市は開かれざるに至る。

上街道、権現 (三昧田、福知堂)

文久三年八月二十五日天忠組(謀とも書く)の浪士岡見留次郎、安積五郎、田所勝次郎磯崎寛、岡見の從僕恒介の五人薬堂藩散兵隊長町井台水等に捕へらる。(郷土誌本及び郷土誌本解説に詳細あり。)

御堂の辻 (永原)

元治元年五月五日絵師岡田式部(冷泉為恭)大樂源木郎等のために暗殺せらる。(郷土誌本及び同書解説に詳細あり。)

紀元	天皇	銘文 (年代)	所在地	名勝
二〇三七	(後月融院)	永和三年正月十二日 妙壽信士	竹之内の宝傳寺	墓石
二一九三	後奈良	天文二癸巳………順空	中山	墓石
二二一〇	同	天文十九年九月吉日 千部供養	佐保庄の川地藏	供養石
二二一一	同	天文廿辛亥	中山の念佛寺	観音石佛
二二一二	同	天文廿一壬子	長柄	地藏尊石佛
二二一四	同	天文廿三年十二月日 谷夜………	佐保庄の朝日	石佛
二二一八	正親町	永祿元年十一月十五日	同 川地藏	名号石佛
二二一九	同	同 二年二月十五日	岸田の市場	石佛
二二一九	同	同 二年七月六日 道全	兵庫の神護寺	墓石
二二四五	同	天正十三年五月十七日 妙珠	同	同
二二四七	同	天正十五年八月十五日	永原の会所	地藏石佛

二二五三	俊陽成	文祿二年巳二月十日	竹之内の宝傳寺	名号石佛
二二六四	同	慶長九甲辰	岸田の市場	同
二二八〇	後水尾	元和六、十月十五日	福智堂の会所	同
二二八一	同	元和七年八月十二日 道春	竹之内の宝傳寺	墓石
二二八九	同	寛永六年六月日 乙奉建立 乙木社	乙木の夜都枝神社	石燈籠
二二〇三	明正	寛永二十年九月吉日 十奉建立 十奉社	竹之内の十二神社	同

(以下略す。)

第十一章 蚊封じの石 (園原) 口碑傳説

「字里中、東氏ノ門前ニ榎アリ、其ノ下ニ大石アリ、傳説に普弘法大師巡錫ノ時此地ニ休憩セシニ蚊多ク居リケレバ大師ハ蓋ニ禁呪セリ、依テ不思議ニモ蚊一匹モ居ラズト云フ。東氏老人ノ話ニセ、八年以前ニ右ノ大石ヲ掘出シ裏ノ石垣ニ用ヒシヨリ蚊多クナレリ、トイヘリレ、山辺郡誌中巻一(四頁)」

「小字里中の東氏の門前に榎の木がある。もとその下に大石が一つあった。普弘法大

師が此処で休憩した時、蚊が多くてうるさかつたので大師はこれを石の下に封じ込めた。その後一匹も蚊の居ない所となつてゐたが、二十五年前東氏の老人が、其大石を掘して裏の石垣に使つてから又蚊が多くなつてゐる。(大和の傳説)

「大宇園原の東某氏の門前に梅の木があり、昔その下に一つの大石があつた。その頃各地を教化中であつた、弘法大師がこのあたりで休憩したが蚊が多いので、さぞかし村人が困つてゐるであらうと、その石の下へ蚊を封じて立ち去つた。その後このあたりには一匹の蚊も居なくなつたが、今から三十年あまり前、同家の老人が、この石を動かして裏の石垣につかつてから蚊が多く出るやうになつた。(雜誌だいき)

「佐保庄の東南、山辺道に沿ふて小社がある。境内に松樹が五六本ある。昔彼醍醐天皇南遷の時、此山辺道を辿り、一夜をこゝで明させられ蚊を封じられたので、今もこゝには蚊が居ない。(大和の傳説)

東泰三の門前にて内山永久寺より、乙木へ出る昔の山辺道に沿ひ蚊などありて蚊多き所なれば、必ずや旅人の通る所ならん。

東氏の老人とは東新七のことなり。今は石も榎の木もなく、梅の木あり。この傳説に似たもの佐保庄の東南にもありて興味深し。

(一) 鹿の足石 (乙木)

「夜部伎神社ヨリ三河余東方ニ鹿足石ト稱スルモノアリ、ソノ石面ニアル印象ハ神鹿

ノ足跡ナリトテ數カニ之レヲ認ムルコトヲ得、俗ニ傳ヘ云フ、男子若シ十三才ニ至リテ詣スルトキハ判然認ムルコトヲ得ト口碑ニ武甕槌命鹿島ヨリ奈良ノ春日ニ跡ヲ坐レ給ヒシ時、此処ニ駐リ給フ、其時乘リ給ヒシ神鹿ノ足跡ナリト云フ。鹿ノ足跡ノ傍ニ巨松アリ、乙女ノ松ト云フ三十年前老朽シテ休レタリ聖人後々之ヲ植エ其名ヲ繼承ス、傳ヘ云フ昔武甕槌命ノ神休息所ナリトレ。(山辺郡誌)

「乙木の氏神夜部伎神社の三丁ほど東に、床の足石といふ大石がある。その面に鹿の足跡といはれる凹みがある。昔春日明神が常陸から奈良に遷幸の時、床に乗つて來られたが、こゝで暫らく其足を止め、遠く北方の春日山を眺められた。足跡は其時のものであるといふ。(大和の傳説)

「乙木の氏神である夜部伎神社の裏山を三丁ばかり登つた所に鹿の足石といふ大石がある。その表面に鹿の足あとだといふ凹みがあるが、これは昔春日明神が常陸から奈良に遷幸の時、鹿に乗つて來られたが、こゝで足をとめてめられ、北方にあたる春日山を御覽になつたからだと傳へられ、同神社の鳥居は春日若宮の鳥居をお取替になるたびに、若宮の方から建立になる筈になつてゐる。(雜誌だいき)

(三) 鹿の五輪塔 (中山)

「念佛時ノ北方共同墓地ノ西南隅ニ大ナル五輪塔アリ、是坂上田村將軍ノ五輪ノ塔ナリト云フ。然レドモ五輪塔ハ考古學上源平時代始マリ、鎌倉治世ニ盛ナリト云ヘバ、

如何ニヤ、後世ニ建テシモノナランカシ (山辺郡誌)

「念佛寺の北にある共同墓地の西南隅に大五輪塔がある。坂上田村麿の墓だと伝えられる。もし之に触れると腹痛が起つて死ぬといはれ恐れて触れるものがない。(大和の傳説)

「念佛寺の裏にある共同墓地の西南隅に坂上田村麿の墓だと傳へられる五輪塔がある。これに触れると、はげしい腹痛を起して死ぬと傳へられる。村民から恐れられてゐる。(雜誌だいき)

(四) 「しぶと」とり地藏 (中山)

「麿の五輪塔の前にある地藏尊は死人を奪ふ地藏だと傳へられ、念佛寺へ行く葬列はこの前を駈足で通ることになつてゐる。(雜誌だいき)

(五) 三羽の白鳥 (長柄)

「長柄の村社白鳥神社は祭神日本武尊例祭九月二十二日となつてゐる。昔日本武尊が覺せられると、突然その御姿の中から三羽の白い鳥が飛んで出た。そして御姿の周りを三周した上空高く飛び去つたが、遂にこの長柄の南五丁の處におりた。そこにその鳥を祭るため建てられたのが、此の白鳥神社だといふ。(大和の傳説)

「長柄にある白鳥神社は、美しい森と池との調和に神々しい神社であるが、祭神は日本武尊である。尊が覺去になると、その姿の中から、三羽の白鳥がとび出し、御姿

の周りを三周して飛び去つたが、この長柄のあたりにおりたので、その白鳥を祭るために建てられたのが、この神社だといふ。例祭は九月二十二日(雜誌だいき)

(六) 光る霊木 (中山)

「天平十七乙酉年開山行基僧正、中山村中樂寺十一面觀世音へ御參籠の折柄、宇長山といふ所にて土中光あり。僧正あやしみて往て見給ふに一ともの朽木ありしかば、劈かへりて此木を刻みて本尊となし一字を建立し号して念佛寺と稱す。(念佛寺古記、元禄五年)

## 第二章

### 第一節

#### 郷土傳入

##### 淨名城入姫命

崇神天皇の皇女なり。大國魂神を祭らしむ。然るに姫髪落ち跡痕れて祭ること能はず。大倭社注進狀に「倭大國魂神は此淨名城入姫命一祭。於同國市磯邑後改一名曰大倭邑。然淨名城入姫命髮落體沒而不能祭」とあり。日本紀(垂仁卷一注)に「誰人以令祭大倭大神、即淨名城種姫命食卜焉、因以命淨名城種姫命、安神地於穴磯邑、祠於大市長岡岬、然淨名城種姫命、既身跡瘦弱以不能祭、是以命大倭祖長尾市宿弥令祭矣。」故に、市磯長尾市を神主として祭らしめ給ひしなり。大和神社にては八月二十一日寺

名城入姫命の大祭を行ひしが、維新後は陰曆八月十三日秋祭として、三社祭と同日に執行す。  
岸田に大和神社境外末社として、淳名城入姫命神社あり。  
中山に宇大塚あり、南北五十五間北(北東)二十五間南(西)二十間の南面す。大和神社神輿  
こゝに渡御し給ふ。傳説に淳名城入姫命の御墓なりといふ。

長屋王

ナガヤノオホギミ

奈良朝の歌人、長屋郷に住す。王は高市皇子の御子にして天武天皇の皇孫に當り、その  
夫人は二品吉備内親王(天武天皇の皇子日並知皇子の母)なり。文武天皇の大室元年正月  
無位より正四位上となり、元正天皇の養老五年正月左大臣となる。世に佐保大臣と稱せら  
る。佐保庄に又別に宅ありしなり。聖武天皇、長屋王の宅に行幸あり、住宅の美麗雄大な  
ること御賞めあらせられたり。

万葉集に

天皇御製歌

あをによし奈良の山なる黒木用ち造れる室は坐せど飽かぬかも

古聞之、御=在左大臣長屋王佐保宅一肆宴御製

とあり、王は漢詩と和歌を兼ね、詩は標風藻に三首、歌は萬葉集に五首あり。

長屋王故郷歌一首

吾背子が古家の里の明日香 には千鳥鳴くなり君待ちかねて

長屋王註=馬草集山一作歌 二首

佐保過ぎて、寧樂の手向に置く幣は妹を目離れず相見しめとぞ  
磐水根の疑しき山を越へかねて哭には泣くとも色には出でやも

長屋王歌一首

味酒三輪の祝の山照らす秋の黄葉散らまく惜しも

大行天皇(文武)幸千吉野宮一時歌に連続せる王の歌に

宇治間山朝風さむく旅にして、衣惜すべき妹もあらなくに

長屋王の子従四位下膳夫王の歌に

朝には海迎にあさりしゆふされば怪へこゆる履しともしも

王は正二位左大臣となりしかば、城妬の眼より左京の人添部君足、中臣宮庭、東人等因結  
し、神龜二年王は左道を学び國家を傾けんとす人なりと誣告せしかば、聖武天皇は一品舍  
人親王及び式部卿藤原武智磨を遣し六衛の兵を動かして王の邸を包圍なせしめ死を賜ふ。  
聖旨兼より抗弁する道なく王及び二品吉備内親王をはじめ従四位下膳夫王、兼位兼田王、  
葛木王、鈎取王等四子の一族盡く盡れて絶つ給ふ。王と親交ありし下野宿禰等以下七人は  
流罪、他の九十人は免され、その反對に誣告せし君足、東人外に從五位下を授かり、封三  
十戸、田十町及び物を賜ふ。時人これを寃罪とも同情の泪を流さしもの変しといふ。万葉  
集の中に左の如き悲慘なものあり。

神龜六年己巳左大臣長屋王賜死之役倉橋女王作歌一首



すめろぎのみことかしこみおほあけきるときにはあらねどくもがへります  
悲=湯膳部王一歌一首

よのなかはむなしきものとあらむとぞこのてるつきはみちかけしける

天平六年に至り、朝廷使を遣はし長屋王、吉備内親王等の屍を生馬山に葬らる、生駒郡  
平群村大字梨木の双基が王及び王妃の御墓なりといふ、

天平十年、王に仕へ恩顧を受けし右兵衛尉火属大伴子虫といふ人、當左兵衛頭たりし東人  
と闘鬪をなし、詔長屋王に及び悲憤の余り大に罵倒して東人を一刀の下に斬殺せしと。

永原の字大垣内に古墳あり、俗に長屋王の塚なりといふ。又西南に宇殿の前といへる所  
などは左大臣長屋王の宅ありしと。

佐保庄の字長屋は長屋王の宅址ならんといふ。大和旧迹曲考には佐保殿所しらずとし  
て、万葉集の左大臣長屋王の佐保の宅にて 木上天皇  
はた薄尾花逆咲くろ木もて作れる宿は萬代までに

を引けり。上街道の東に沿へる宇下垣内に古検地帳に宇長屋とあり。

岸田朝臣

古事記に「蘇我宿禰者蘇我臣、川辺臣、田中臣、小田臣、櫻井臣、岸田臣等の祖也」  
日本書紀に「天智巻、播磨國司岸田臣麿等獻空叙」  
文德実録に「摂津國入敷位從八位下岸田朝臣全姓」とあれば、摂津國に移住せしか。

穂積朝臣

弘文天皇の御代に、穂積百足、百枝あり、天武天皇より朝臣の姓を賜る、持統天皇の御  
代に穂積山守、文武天皇の御代に穂積朝臣老の名見へ、天正天皇の養老元年には式部火輔  
正五位下として、石上朝臣麿に誅をなす。

大和宿禰長用

刑部卿火輔從五位上、五百足の子なり。幼火にして刑名の字を好み兼て文を能くす。童  
龜二年入唐益を請ひ發明する所多し。當時法令を言ふもの長國に就てこれを演ず。藤原  
年中、思寸を改めて宿禰を賜ひ、空字年号の初、仕て正五位下民部大輔兼官大忠に至り四年  
河内守に遷り政仁惠なし更民之を惠ふ。其後從四位下を授けられ、散位を以て第に遷り、  
八年右京大夫に任せられ年老ゆるを以て自ら職を辞す。景雲二年正四位下を授けられ、冬  
十月卒す。

永原朝臣

弘仁元年正五位永原朝臣の子、伊太比は從四位下となり、同四年正月、正四位下永原朝  
臣惠子は從三位となる。承和九年正五位上永原朝臣門繼は繼殿頭、從五位下永原朝臣末繼  
は神祇大副となる。  
同十三年七月從五位下永原真人貞主は散位頭となる。貞觀二年肥前介永原朝臣永春は外從  
五位下となる。同十一年散位住五位下永原朝臣永春は筑前介となる。

竹内下總守秀勝

戰國時代の入、竹内城主、元龜元年簡井順慶と戦ふ。翌年三月柳本城を攻め、その六月、松永久秀に異志あるを疑はれ、其の子を質に取らる。秀勝、久秀と合はずして妻孥をあけて河内に走り若江にて歿す。

多聞院日記に

「永祿十一年十月十六日竹下、竹内下總守横田ニ陣取、十七日赤三郎小太郎南ヨリ太郎依路次不通四日之間竹ノ内ニ留了し」

「元龜元年五月十三日 松城松永久秀竹下秀勝昨日歸城了」

六月 四日 竹下 竹内下總守秀勝社奉對面了近日陣立ノ

由ナリ。何ヘトハ不知。

八月二十三日 簡象打廻出候延竹下打歸テ高植迄追入了

中坊家火々手負然指儀了

二十五日 和州へ簡井以下宇人家罷出竹内下總守秀

勝 中坊等罷向合戰

同二年 三月五日 柳本表へ竹下 竹内下總守秀勝大將ニテ陣

立有之。

五月六日 從多聞山陣立有之金吾 松永久通竹下 竹内

秀勝立了。

六月十四日 竹下 竹内下總守 義歸歟ノ由難就ニヨリ人

項本尤被取了。

八月十四日 竹下 下總守 女房象迄同道ニテ河州 江 故越

了

九月七日 簡象山田へ押寄了竹下ノ城退城了

二十四日 一昨日竹内下總守河州若井若江ニテ死去

了

郷土記に「竹内河内(小山戸與カ)、同善右工門ニ是又同族なるか。

竹之内の部落の周囲に濠あり、東北に城垣内、南に大門といへる字あり、これ竹内城の址なり。

永柄休齊

長柄城主、簡井諸記に「永柄休齊とあり、天正の頃、簡井の族、森志守好之麾下に長良氏あり、城を築きて之れに據る。天正四年三月二十一日松永久通のため攻め落さる。多聞院日記に「天正四年三月三十一日長柄城 山 延 郡 破了」と見ゆ。

大字の南方に字殿の前、宇大門あり、これその城跡なり。城内といへる姓の人住す。

三味田平助

簡井諸記に「三味田平助」とあり。

成 願 寺 師

筒井諸記、國民郷土記に「成願寺師」とあれど詳ならず。

萱 生 平 助

筒井諸記、郷土記に「萱生平助」とあれど、文献の微すべきものなし。

岸 田 伯 耆 守

郷土記に「岸田平城、岩田伯耆守、蘇我石川磨ノ子孫孝元天皇の末」

筒井諸記「岸田伯耆、筒井順慶定次ニ仕へ伊州阿保ニテ二千石御蔵入ノ代官

蘇我石川磨ノ末孫

長谷川流騎馬日記「岸田殿」

天正十二年十月順慶公御葬式目録に「岸田伯耆守山田郎」とあれば、定次伊賀に移

るに及び従ひて之に仕へ阿保二千石を領せしならん。伯耆守の子孫武州川越にあり、

岸田の稚宮神社に金品を奉納せしことあり。

城址は、宇城敷、宇大門田といへる所なり。

兵 庫 佐 渡

筒井諸記に「兵庫佐渡」郷土記に「兵庫左殿」といへるあり。

永 原 興 次 郎

筒井諸記、郷土記に「永原興次郎」とあれど未だ詳かならず。

乙 木 徳 右 衛 門

筒井諸記、國民郷土記に「乙木徳右衛門」と見ゆれども未だ詳かならず。

中 山 源 右 衛 門

筒井諸記に「中山源右衛門」郷土記に「中山源右衛」とあれど、未だ詳ならず、

中山の支部落に宇大門といへる所あり。中山中樂寺の東大門ありしといへど、中山城の  
大門にはあらざるか。

福 智 堂 宗 閑

布面社古文書に「福智堂因幡守」郷土記に「福智堂宗閑」、筒井諸記も同じ、多聞院

日記に「永祿十一年十月二十一日柳本福智堂多聞へ裏返り了」とあり、宇城の内といふ  
所あり、東南北を宇城田といふ。これ城跡ならん。

佐 保 庄 可 入

筒井諸記に「佐保庄可入」とあれど未だ詳かならず。

僧 友 心

福智堂の人、三輪の僧、寛文十二年七十一歳にて入寂す。

大和人物志に「友心、三輪の僧、山辺福智堂の人、寛文丁三、セア」とあり。

中 山 み き

天理教祖中山みきは三昧田の出身なり。前川半七正信の子にして、母をきぬといふ。

寛政十年四月十八日生る。前川氏は、苗字帯刀を許されし豪農なり。資性温良なりしか、幼時より身体虚弱なれば、仏教を信じて出家の志あり。十三にして庄屋敷村中山善兵衛に嫁せり。慈悲の心深く或は盗人に物を興へて人道を説き或は女乞食の乳児に哺乳し、或は隣家の小兒を鞠養してその黒疵癩に罹るや百日の洗足詣をなし或はその下婢が夫善兵衛と私通して味噌汁の中に毒を入れてみきを害せんとするに至るも、尚その愚昧を憐みて、これを愛撫し、遂に婢をして懺悔せしむるに至れり。

天保九年十月神懸ありて教を聞く。これ天理教なり。慈善事業のために祖先傳來の田地を賣却し、自ら貧の底にさまよふに至る。教義を説いて止まず、官衙の詰問、縣庁への召喚拘引監禁二十回に及び迫害困厄に堪へて宣教すること五十年、御神樂歌十二篇を維典とせりしが、後に教典作らる。明治二十年一月二十六日歿す。年九十。へ大和人物志に據る。

#### 堀川 其流

本名庫次、二階堂村富堂に育ち、晩年長柄に往して歿す。若くして茶良に出で、画家、内藤其淵に師事して其の描法を修得し好く千匹鹿を描けり。京都桑田口の青蓮院にて、尊田親王傳統の書道御家流を学び遂に指範となれり。経清更生及び風俗改善のために日夜趣意書を携へて東西に奔走せり。又教育事業として大和最初の私立小学校興寧館を田村に起せり。

慶應重振後の各村の土地面積の測量と耕地々図作成に骨を折れり。趣味として囲碁と

謡曲との師匠たり。生理通じて勤王敬神の念は終始一貫せる篤行者ともいふべし。明治四十四年三月十三日行年八十六にて歿し、長柄墓地に葬らる。

#### 中村 直三

永原の人、日本三大老農の一人なり。大政二年三月八日生る。父を善五郎、母をサカといふ。七八歳の頃長柄に往せる紀州の浪人某につき学び、その塾生百五十人中の俊秀兒として愛せらる。祖父善助の農事改良の遺志をつき大いに精を出す。その間有志とはかり、心学を勤奨し大いに道話を國內にひろむ。

地頭より幾三百万を賜る。直三の論議に集る者數十ヶ村に及べり。運種努め心学徳へ善五郎徳を各地に頒つ時の縣令海江田武次より賞詞を蒙る。居村永原に畝不足九十六町余、無地高二百四十石余ありて農政苛酷、村民大いに苦しむ。遂に東都に懇訴教回に及び越訴罪に坐し、高取藩の獄に繋がる。若敷名に及びたり。村民憤懣して將に強訴に出でんとするや直三大に憂慮し、源四郎、孫四郎と相謀り事を未然に防ぎて窮民の難を救はんとし、模種作増の法、畦筋の作増、施肥の法、耕作の便利等を研究し「勸農微志」を著はしてなだめたり。村民悔悟し強訴を断念し耕作に努めて重敷も意に介するに足らず、帯納なき民となれり。

直三は父祖三代村より受けし思は此の時報ゆべしと晝夜奮勵して永原村外十一ヶ村の耕地を調査し、之を四面に載せ畝不足、無地高等一目の下に墾成たるを得て、茶良府に奏訴

せしかば、始めて減租せらるゝに至り、村民雀躍狂喜して直三の徳を賞賛せり。梅田雲洪高田に来るや弟淳哉その学僕たりし縁故により雲洪を旅館に問ふ。雑談の後雲洪は、直三に勸むるに、仕官を以てしたるに、直三は望まず、何処までも吾人を以て足れりと答へたり。

郡山藩主、直三を領内の農師に招かんとせしかど、遂に受けざりき。明治十四年第二回内国勲業博覧会を東京に開かるゝや箱七百四十二種、幣二十七種を出品して、天覧の光榮に浴し、最くも賞讃の御言葉ありて直三聞きて泣けり。六月能久親王殿下より有功賞牌を授かる。

翌十五年の共進会に辛糖三個に米を納め、これを前に並べ稻株を吊し十五坪に區別し、自著「選種交換創始概略書」ヲ箱種撰擇及び百端改良有功の説の一冊の二冊を備へたり。三月二十日特別名譽の金牌を賜はり、且つ金百円を追賞さる。拜謁を賜はるの光榮に浴して、歸宅するや御重神社に、佐藤信淵以下故人の重を祀り、恩賜の百円をその祭費に充てたり。

この祭式には、大日本農会長ニ品敷一等能久親王殿下の祭文を乞ひたり。

明治十五年八月十三日コレラに罹りて歿す。歳六十四、善福寺に葬らる。

奈良公園に明治三十二年七月「中村直三功德之碑」ヲ、郷里朝和村にも記念碑へ三昧田字天下」建設せられ、郡教育会よりは「老農中村直三」傳編纂せられ、大正四年十一月十日

從五位を賜はる。

其の曰ぐらしにかりさへせねば

いつも正月氣がらくな

親の氣やすめ手足でつとめ

笑顔みてるりや氣がらくな

せふしのばしてもらふたこの身

ほねを惜しまにやきがらくな

麥のおまゝも働さ食へば

胸につかへず氣がらくな

なんぼ不自由に暮し居ても

義理を欠かねば氣がらくな

## 第二節 戦病死軍人

陸軍砲兵一等卒、尾田 善次郎 (永原)

日清戦役に従軍し、明治二十八年四月三日澎湖島馬公遊病舎にて病死せり。

陸軍歩兵一等卒、島中 熊太郎 (長柄)

日清戦役に従軍し、清國大連守備、明治二十八年七月十九日、柳樹屯兵站病院にて病死

セリ。

陸軍歩兵二等卒 森 本 栄三郎 (永原)

日清戦役に従軍し、柳樹屯守備、明治二十八年九月六日病死セリ。  
陸軍歩兵一等卒 畠 中 広 藏 (長柄)

日清戦役に従軍し、明治二十八年九月十八日台湾にて病死セリ。  
陸軍歩兵上等兵 松 尾 繁次郎 (岸田)

日清戦役に従軍し大連守備、台湾守備。  
日露戦役にも従軍し、旅順攻囲軍に参加し、明治三十八年一月二日塩嶽南方高地にて戦死セリ。 勲八等桐葉章功七級金鷲章を賜る。

陸軍砲兵上等兵 美 浪 佐 七 (長柄)

日露戦役に従軍し、金州南山の戦陣に参加、沙河附近にて重傷し、明治三十七年十月十七日戦場死セリ。  
陸軍歩兵上等兵 澤 井 喜市郎 (竹之内)

日露戦役に従軍し、蓋平、大石橋の戦陣に参加、明治三十八年三月一日奉天會戦中、小樹子にて戦死セリ。功七級金鷲章を賜る。  
陸軍歩兵一等卒 今 井 源 四 郎 (竹之内)

日露戦役に従軍し、金州城攻撃に参加し、明治三十七年五月二十五日南山攻撃の際に戦死セリ。 勲八等白色桐葉章を賜る。

陸軍歩兵一等卒 川 畑 未 吉 (長柄)

日露戦役に従軍し、蓋平、大石橋、沙河に戦死し、明治三十七年十月十五日沙河會戦中に胸部左大動脈貫通銃創を負ひ、同年十一月七日戦場死セリ。勲八等白色桐葉章を賜る。

陸軍輜重輸卒 瀨 谷 廉 五郎 (乙木)

日露戦役に従軍し 大連、大石橋、沙河の戦に参加し、明治三十八年二月六日旅順にて病死セリ。

陸軍輜重輸卒 冬 木 蒼 七 (岸田)

日露戦役に従軍し、古城子、鉄嶺、輸送参加し、明治三十八年十月十二日病死セリ。 勲八等白色桐葉章を賜る。

陸軍歩兵一等卒 乾 政 太郎 (中山)

大正八年北満守備として、哈爾濱にありしが、同年十一月二十三日ハルビン病院にて病死セリ。

陸軍歩兵一等卒 清 水 繁 藏 (中山)

大正九年北満派遣隊として渡満し、同年十月二十一日、風土病のためハルビンにて病死セリ。 勲八等を賜る。

陸軍砲兵軍曹 高 西 義 胤 (中山)

昭和九年滿洲派遣軍として渡滿し、同年六月十日子、ハルにて病死セリ。

道尾徳太郎

昭和十二年九月十六日午後一時中華民國河北省涿縣辛庄子附近の戦用に於て戦死セリ。

岡本辰雄

昭和十三年三月十九日午前四時二十五分、中華民國河南省湯陰縣司馬村の戦用に於て戦死セリ。

松井蔵司

昭和十二年十一月二十六日午前十時中華民國江蘇省無錫縣寺頭鎮の戦用に於て、戦死セリ。

山中直道

昭和十二年十一月二十六日午後四時三十分中華民國江蘇省無錫縣寺頭の戦用に於て戦死セリ。

川畑弘

昭和十三年九月二十五日午後七時、中華民國河南省、經扶縣汝窩西南羊毛寨高地に於ての戦用に戦死セリ。

山本栄太郎

昭和十三年十一月六日、午後九時、中華民國安徽省貴池縣趙家南方高地の戦用に於て戦死セリ。

前田茂男

昭和十三年九月廿五日午後十一時三十分中華民國河南省經扶縣汝窩西南高地に於ての戦用に戦死セリ。

高柳康治

中華民國河南省經扶縣汝窩附近の戦用に、受傷し、昭和十三年十月九日午後零時三十分河南省經扶縣丁吳第十六師團第一野戦病院にて死亡セリ。

北口辰治

昭和十三年九月廿五日午後十一時三十分中華民國河南省經扶縣汝窩西南方高地の戦用に、戦死セリ。

奥口義高

昭和十三年九月廿五日午後十一時三十分、中華民國河南省經扶縣汝窩西南方高地の戦用に戦死セリ。(北口辰治と同時同所にて戦死)

冬木啓太郎

中華民國河南省經扶縣汝窩西南岩高地の戦用に受傷し、昭和十三年十月十二日午前十時十分、河南省商城野戦予備病院第二十七班第二半部にて死亡セリ。

竹林良次

中華民國河南省經扶縣汝窩附近の戦用に受傷し、昭和十三年十一月九日午後九時、中

華民國安徽省六安縣六安野戰予備病院第十二班にて死亡。

冬 木 忠 一  
昭和十三年十一月二十一日午後三時三十分中華民國安徽省安慶第十六師團第三野戰病院にて死亡

大 森 政 雄  
昭和十三年十二月十日、午前十時五分、中華民國湖北省麻城縣宋埠野戰予備病院第七班にて死亡せり。

諸 多 徳 太郎  
中華民国安徽省貴池州附近の戦場に於て受傷し、昭和十三年十月二十日午前三時五分、中華民国河南省登封縣汝高第百十六師團第一野戰病院第二部に於て死亡せり。

辻 岡 忠 太郎  
昭和十三年十月十八日中華民国安徽省青陽縣大通北方朱家山南側高地の戦場に於て戦死せり。

奥 田 鈴 夫

奥 田 鈴 夫  
昭和十四年二月二十八日午後零時四分、中華民国湖北省京山縣汪家砦北側高地附近の戦場に於て戦死せり。

渡 田 徳 雄

昭和十三年九月十七日、午前十時支那山西省離石縣油房坪附近の戦場に於て戦死せり。

堀 尾 繁 信

堀 尾 繁 信  
昭和十三年十月十九日、午前八時中華民国安徽省貴池縣油榨冲六武八高地の戦場に於て戦死せり。

木 村 関 一

木 村 関 一  
昭和十四年五月一日午前一時、中華民国華北省順徳第十師團第一野戰病院に於て死亡せり。

川 口 小 太郎

川 口 小 太郎  
昭和十三年六月二十五日午前一時四分熱河省興隆縣九聖廟の戦場に於て死亡せり。

福 田 秀 雄

福 田 秀 雄  
中華民国華南省經扶縣汝高附近の戦場に於て受傷し、昭和十四年六月十三日午前零時十分臨時東京第一陸軍病院伊東臨時救急地療養所に於て死亡せり。

第十三章 各種団体

第一節 産業団体

現 況



名 称	組合員数	経費年額	基本財産	施 設 事 業
朝和村内養蚕組合	二三五	一五〇		養蚕統一幼蚕共同飼育、産繭共同販賣
朝和村内農事実行組合	二四八	五三〇		生産改良事業、販売改良事業、経済
耕地整理組合	三七	二七〇		暗埤、排水、溜池新設改修

(昭和十三年八月調)

現 況 第 二 節 社 会 教 化 団 体

名 称	会 員 数	経費年額	基本財産	施 設 事 業 概 況
軍 友 会		八〇、〇〇		軍人分会ノ指導ト軍事復讐
在郷軍人分會		四八三、五三	七三〇円	軍人精神ノ鍛錬ト修養
男子青年団	二〇五	四一八、〇〇		精神ノ修養ト身心ノ鍛錬、学術研究
女子青年団	一七二	七〇、〇〇		全 上

(昭和十三年八月調)

日本赤十字社朝和分會	一五〇			軍人復讐社会事業ニ努ム
愛國婦人会朝和分會	二四〇			全 上
國防婦人会朝和分會	七七八	五一、二〇	六〇円	全 上
長柄婦人会	九〇	一一、九七	二二〇円	全 上
社会教育委員会	一〇			一般社会事業ニ努ム
朝和村公設消防組	二五〇	八〇五、〇〇		本消防組ハ八師ヲ以テ聯合会トシアラ ユル社会事業ニ努ム
経済更生委員会	三五			農村経済樹立活動ス
國民精神總動員委員行	四五			皇恩持久以テ統續ノ護リニ努ム
方 面 委 員	三	四五、〇〇		社会方面事業ニ活動ス
学 務 委 員	二	八〇、〇〇		学校教育、社会教育ニ努ム
朝和村教育会	八七〇			全上、教育上ノ發達ニ努ム
選挙公正委員会	三〇			各種選挙公正ニ努ム

一 村 農 会

明治四十三年四月二十日の設立にして、區域は本村一円、十四大字に亘る。事業の主なものは技術員設置、農事調査、採種設置奨励、各種出品奨励、副業及び有益事業の奨励、各種品評会の開催、農事組合の奨励、飼牛指導、農産物販賣統制、自給肥料改良増産、小麦増殖法、各種講習会の開催、等なり。

ニ、 産 業 組 合 (保証責任、朝和村信用販賣購買利用組合)

本村一円を以て組織し設立は、昭和五年七月三日にして組合員数は現在六八九名あり、出資口数八〇〇口、出資金額一六〇〇〇円、貯金八四七、五八五円、預金四八九、三六九円なり。(昭和十三年八月現在)

第十四章 教育 関

(イ) 寺小屋時代

維新前に於ける教育は所謂「寺小屋」にて、寺小屋は寺院を以て、校舍に充當され、僧侶自ら教師となり、教育せるものなり。

学科は、読書、習字、算法にして教科書は読書用に、実習教、童子教、古状唄、三

字教、四書五経、百人一首、女大学、女今川、習字用に四画、消息往来、商賣往来、庭訓往来、百姓往来、算法用には八算、相場割差分、平方増を算盤にて個人教授したり。

休日は、朔日、十五日及び五節句にして、月増は節句毎に御祝儀として贈呈せり。例へば長柄の寺小屋は有名にて遠方より通ふ者多く、幕末の頃、紀州浪人茶來りて、教授し居たりしが、老農中村直三は七八歳の頃、こゝにて学びしが、當時浪人の門下生百五十名ありしと、中村直三傳に記されあり。

(ロ) 明治七、八年時代の状況

明治五年学制頒布せられ、奈良縣より学校設置すべき令あり、是に於て本村にも當時、三ヶ所に小学校を設置せられたり。

成願寺村の樂師堂に明治五年八月勸成舎設けらる。これ成願寺小学校の前身にて教室は本堂並に庫裡を充てられしが同八年新に教室を、乙木小学校は乙木、竹之内の二ヶ村、長柄小学校は長柄、永原、福知堂の三ヶ村。

同二十年四月教育令の改正に依り、成願寺、乙木、長柄の三尋常小学校は村立と改称せらる。同廿五年三味田は長柄学区より佐保庄、兵庫は成願寺学区より分離し三大字を以て三佐摩小学校を佐保庄に創立せり。三佐摩とは三大字の一宇完を取りて命名せるものなり。三佐摩小学校は、明治三十二年三月廢して朝和小学校に併合せり。

これより先明治三十一年九月十七日成願寺小学校は校舎漸次破壊せるにより、乙木小学校と併合し北方なる字厨田に新校舎を改築し、朝和小学校と称するに至る。

當時長柄尋常小学校も校舎の不備、且つ修繕に堪へざるにより、同三十一年九月十七日改築の件許可せられ、十二月十四日より長福寺を第一假教場とし、永原会所を第二假教場とし、移転する中新築工なり、同三十二年九月一日新校舎に移れり。

同三十二年八月三十一日山辺高等小学校より、高等科を分離し、朝和尋常小学校に高等科を併置し、名称を朝和尋常高等小学校と改め、同三十五年九月一日に長柄尋常高等小学校に高等科を併置し、長柄尋常高等小学校と改称せり。

其後朝和校は児童の増加に依り教室の狭隘を告げしにより、同三十三年二月十一日校舎二棟、事務一棟、新築し、同年十一月三日講堂一棟新築し、同四十年十二月三十日校舎一棟を増築し、同四十四年四月二十九日校舎一棟を増築せり。

その頃、成願寺、新泉、岸田、中山、萱生、佐保庄、兵庫の七ヶ村の生徒約二百名、大人の教師の指導を受けたり。

明治五年八月乙木村の薬師堂にて乙木小学校を設置せられ、同七、八年頃には、乙木、竹之内の両村の生徒約五十名を一教師が教授したり、同三十一年成願寺尋常小学校と合併し、朝和小学校と改称せり。

明治六年十二月、長柄村にては長福寺を假教場として小学を設置し、第十一番小学区

連壁舎と称したり。同八年八月第三小学区、第十三中学区、第八十六番小学と称したり。これ長柄小学校の前身にて、同七八年頃には、長柄、永原、三昧田、福知堂、兵庫の五ヶ村の生徒約百三十名を三人の教師が担当せり。同九年四月奈良縣を廢して堺縣となせしより、区名と舎号とは自然消滅してこゝに公立長柄小学校と稱するに至る。同十一年十一月校舎を毘沙門堂の廢址に新築し移転せり。

明治六年永原、福知堂、三昧田の三村聯合して、永原の薬師堂の庫裡を借用して、永原小学校を創立せしが、同十二年公立長柄小学校に併合せり。

團原は三方山にて囲まれ、乙木に通ずる道もなく不便のため仙之内小学に通学せしが大字仙之内が後丹波市町に編入せらるゝや同校の委託教授となれり。

(ハ) 明治中期以後の状況

明治十四年十一月学区を定められ、次の如き変遷を見たり。

成願寺小学校は、成願寺、新泉、岸田、中山、萱生、佐保庄、兵庫の七ヶ村、長柄校に於ても年を追つて児童増加し、設備は日々欠状を覚へければ、区民相謀りて、遂に南方に地を相し現在の場所に同四十一年五月改築の工なるや、移転するに至る。

當時尋常科五学級高等科一学級なり。

(ニ) 大正、昭和の状況

学 級

尋常科一八

高等科 四

計 二二

正教員  
児童

二四  
八四二

入学児童

一八九

卒業

二〇五

大日本教育史（昭和十年教育振興会刊）に

昭和校教育方針

「日本精神具現の皇道体得實現する日本人にまでの教育

校訓は規律、清潔、誠実、共同、自治、進取の六項目を

掲げてゐる。」

長柄校教育方針

「本校教育綱領は、教育勅諭、戊申詔書、國民精神作興

に關する詔書の御聖旨を奉体し、以て個人として家族の

一員として、区民の一員として、自治体の一員として、

帝國臣民の一員として完全なる人格を養成せんとするの

である。」

(ホ) 歴代小学校長

昭和尋常高等小学校の部

廣田	正教	(明治廿一年十月十日—同廿五年九月一日)
保山	寅太郎	(同廿五年九月一日—同廿五年十二月廿七日)
藤木	茂太郎	(同廿六年十二月十三日—同四十二年三月廿一日)

長柄尋常高等小学校の部

安藤	苗治	(同四十二年三月廿一日—大正七年五月五日)
三浦	信次郎	(大正七年五月廿一日—昭和三年三月廿一日)
清水	末次郎	(昭和三年三月廿一日—同六年六月十日)
山中	廣治	(同六年三月廿一日—)
柳生	勝當	(明治七年二月—明治十八年九月)
喜田	源次郎	(同十八年九月—同十九年六月)
萩井	重次	(同十九年六月—同廿一年二月)
遠山	三津藏	(同廿一年四月—同廿五年九月)
廣田	正敏	(同廿五年九月—同四四年六月)
松本	貢	(同四十四年十一月—大正元年十月)
清水	末次郎	(大正元年十月—同十一年三月)
西村	弥治郎	(同十一年六月—同十四年三月)
山中	廣治	(同十四年四月—昭和六年三月)
脇井	英雄	(昭和六年三月—同十一年三月)
山中	一郎	(同十一年三月—同十五年三月)
森田	直一	(同十五年三月—)

第二節 青年学校

明治三十九年十二月七日日本村に於て、実習補業学校として、朝和農業補習学校及び長柄農業補習学校設置せらる。朝和農業補習学校には第一分校より第四分校まで設けられたり、表に示せば

校名	教員数	生徒数	設立年月日
朝和農業補習学校	一	四三	明治三十九年十二月七日
全 第 一 分 校	一	四一	全 上
全 第 二 分 校	一	一三	全 上
全 第 三 分 校	一	一六	全 上
全 第 四 分 校	一	一一	全 上
長柄農業補習学校	三	三六	全 上

當時山辺郡に於ては、この他都介野と春日とに農業補習学校の設けありしのみにて、大抵は青年夜学会（郡内七十八ヶ所）と稱し居たり。

昭和十三年度に於て

青年学校 一、 教員 六、 生徒 一二六

第十五章 村治 抜 関

第一節 村 役 場

(1) 変 遷

廢藩置縣後は郡町村を区劃し、大小區に分れ、各區に区長、戸長を置かれ、庄屋、名主年寄の称号は廢されたり。

郡区町村編制法發布により、山辺郡は添上郡外五郡役所の所管となり、明治十七年聯合戸長役場を設置されたり。

成願寺聯合役場には新泉村、岸田村、成願寺村、中山村、萱生村、竹之内村、乙木村の七ヶ村。長柄聯合役場には永原村、長柄村、三味田村、兵庫村、佐保庄村の五ヶ村、

福知堂村は丹波市聯合役場に圓原は布留聯合役場に属したり。

明治二十一年市町村制發布により朝和村として佐保庄、三味田、兵庫、新泉、長柄、永原、福知堂、乙木、竹之内、圓原、松之内、成願寺、萱生、中山、岸田の十五ヶ村合したりしが、松之内は後、丹波市町に編入せり。（詳細は沿革の章にあり。）

當時上街道の東側、佐保庄の民家を假用せしが、明治三十二年三佐庫学校が廢校となるや、同校舎へ移転せり。

昭和十一年五月新築改造落成せり。

(2) 吏員及びその他

村長 一、助役 一、収入役 一、書記 五、給仕 二、技手 一、  
 (学務委員 二、方面委員 三、区長 一四、区長代理 一四、村会議  
 員 一八)

(3) 歴代吏員

山本	精六	出	口	又四郎	山	中	茂三郎
出	又四郎	奥	田	善次	北	村	繁太郎
飯田	嘉平次	川	畑	清次	(再) 松	本	機三郎
藤岡	平次郎	(再) 北	村	繁太郎	辰	巳	猪之吉
川畑	清次	松	田	新次郎	中	島	松藏
島田	久太郎	村	上	庄八郎	上	田	卯之吉
広瀬	善治郎	塩	見	利一	山	中	寅藏
(再) 北	繁太郎	井	上	俊藏	森	中	寅藏
(再) 森	滝藏	中	島	松藏	川	畑	勝次郎
山	岩次郎	(再) 山	下	定吉	德	田	藏次郎
山中	鹿太郎	木	下	忠次	九	井	長太郎
山	善次郎	冬	木	元吉			

山本	勝造	森	佐三
(再) 飯田	真次	出	口
冬木	元吉		武治郎
三浦	信次郎		

第十六章 衛生機関

第一節 衛生組合

一組、組長一名、世話掛十四名

第二節 医師

医師は本村の西部に一名あるも、南部は柳本町、北部は丹波市町より招聘し、大なる不便をも感ぜざる状態なり。

現在医師一、齒科医一、鍼灸術一、築港商三、産婆四、按摩八

第三節 隔離病舎

朝和村隔離病舎は、明治三十一年六月廿三日の創設にして、本村の中央より稍東部にあり。

建坪四十七坪三〇にして、病室十二室ありて設備も比較的整理せり。

第四節 衛生状況

毎年春季清潔法は厳正に執行せられ、必要に感じて臨時清潔法を施行し、又は衛生講和を開催して、夏季衛生も留意しつゝ、あるも、今尚傳染病に罹り、隔離病舎に收容せられる者、年平均三名を算す。

第五節 埋火葬

墓地 三ヶ所、五九七、三五アール（六反）の面積あり、火葬場二ヶ所、昭和十三年埋葬死体七十六、火葬死体なし。

第六節 種痘

第一期	善感 一二人	不善感 三人	計 一二人
第二期	善感 一二四人	不善感 五人	計 一三九人
計	二四六人	八人	計 二五四人

第十七章 警備機関

第一節 巡查駐在所

佐保庄巡查駐在所……………明治二十一年四月成願寺に設置  
同 二十四年 佐保庄に移転  
管区は佐保庄、竹之内、乙木、團原、三昧田、兵庫、成願寺、中山、萱生。

受持戸数 四七三戸、人数二四九五（昭和十四年六月末）

長柄巡查駐在所……………明治二十一年四月毘沙門堂の廢址に設置

管区は 長柄、新泉、岸田、福知堂、永原、受持戸数四四六、人数二二〇二（昭和十四年六月末）

第二節 消防、警防

朝和村公設消防組

會員 二五〇

経費年額 八〇五、〇〇円

本消防組は八部を以て联合会とし、あらゆる社会事業に努む。

第十八章 財政

第一節 村財政

昭和十二年度	決算額	歳入	五三、九六二、七〇
		歳出	四八、七九九、四三

貯金類	産業組合預金	七一〇、〇〇〇
	郵便貯金	三〇〇、〇〇〇
種別	銀行預金	二〇〇、〇〇〇
	計	一、二一〇、〇〇〇
第二節 貯金		
歳入總額に對する村税總額	二五、四四八、九〇	
村有財産總額	五二、八九七、〇〇	
村債總額	一五、一二〇、〇〇	
村債中転貸せる額		
租税納入状況	納期間	九九%五
	年度内	九九%七

第十九章 産業状況  
第一節 土貨

東方山地に属せる地方は、片磐岩層なれども、成願寺、萱生、竹之内、乙木方面は第四紀古層、所謂洪積地にしてその他平地は第四紀新層、即ち沖積層にして地味肥沃なり。耕地はすべて、農作物に適し、各地に溜池散在し、稻作灌漑の基本をなせり。特に萱生附近は柑類に適す。

(イ) 経営別 第二節 農業組織別戸数 (昭和十三年八月調)

経営別	總数	経営組織内容
單式経営	八〇	穀作ノミ 八〇戸
並行式経営	四九一	穀作ト園藝ニ三一戸、穀作ト養畜一五〇戸
三角式経営	九三	穀作ト園藝養蚕 六〇戸
多用式経営	九	穀作ト園藝養畜 九戸
計	六七三	

(ロ) 農家と人口との関係

(昭和十三年八月調)



種別	戸数	人口	男		女	
			計	小作	計	小作
自作	二〇五	一七四	五八五	五八九		
自作兼小作	二二一	二四五	六一九	六二六		
小作	二四七	二三八	六七四	六八四		
計	六七三	三七七	一八七八	一八九九		

第三節

土地所有広狭別戸数

(昭和十三年八月調)

耕地所有別	村内有スルモノ		村外所有スルモノ	
	農林家	其他	農林家	其他
總数	七九七	二八六	一三三	六一
一反未満	三二二	一一二	三三	一五
一反以上五反未満	二六一	七二	七一	二三
五反以上一町未満	一〇七	五六	二五	一四
一町以上三町未満	九四	三六	四	六

耕作面積別戸数	自作	自作兼小作	小作
三町以上五町未満	一	三	六
五町以上十町未満	一	三	六
十町以上	一	三	六

第四節

耕作面積別戸数

(昭和十三年八月調)

所有別	總数	自作	自作兼小作	小作
五反未満	一九三	八〇	一一	九二
五反以上一町未満	三〇六	四一	一五〇	一一五
一町以上二町未満	一五五	六五	五〇	四〇
二町以上三町未満	一五	一五		
三町以上	四	四		
計	六七三	二〇五	二二一	二四七

第五節

土地の利用

(昭和十三年八月調)

大字名	戸数	農家数	現住人口	勤者	別田反	別畑反	山林原野反別	雑収入	管轄管費	公租税	運子賃金	家計	差引	全額貯蓄	負債	備考
長柄	二二九	一三三	五九	二七	六三	二	/	一一〇三	二八五	八二	五七	六九〇	一一	一〇〇〇	四九二	
永原	六三	五〇	五九	二四	七、八	二	/	一一六八	二九四	八二	四一	六八〇	七一	一三五〇	三五三	
福知堂	二四	二〇	五九	二八	六、七	二	/	一〇四七	二六一	七五	四七	六四〇	二四	一三〇〇	二八〇	
三昧田	四二	三七	五九	二八	六、〇	三	三、八	九九七	二六九	七二	五九	六三〇	一三	一三五〇	五三〇	
佐保庄	四七	五九	五七	二八	五、八	八	八	九九二	二二三	六九	二七	六五八	一五	一三五〇	二〇〇	

農 畜 林 水 工 計 産 産 産 産 作 物 物 物 物 物

第六節 主要なる生産物

第七節 大字別の戸数、人口、耕地との関係

六六三、八七二円  
一三、〇〇〇  
二、三六五  
八、三六〇  
二三〇、六五〇  
九一八、二四七円

最近五ヶ年平均

畑						田			備考
其他畑	果樹畑	茶畑	桑畑	普通畑	總数	一毛作以上ナセル者	一毛作ヲナセル者	總数	
一八	五八	二	三五	二〇	一一八	四三九	一五六	四五六	
梨 六町	柿 四町二反 密柑 四町二反 一〇町一反	桃 二町	花卉 二町一反	蔬菜 九町九反	穀作 八町六反				

第六節 主要なる生産物

兵	新	岸	中	成	萱	竹	乙	圓	計
庫	泉	田	山	願	生	之	木	原	
五 四 一	二 〇 一 八	八 三 七	六 七 三	四 七 三	六 六 三	四 八 四	六 〇 五	一 〇 一	八 七 〇
五 三	五 五	六 一	五 六	五 七	五 九	六 二	五 七	五 八	六 七 三
三 一	三 〇	三 一	二 八	三 〇	三 二	三 八	三 〇	三 〇	三 七
六 〇	七 二	七 六	四 七	五 六	六 九	四 二	七 二	四 五	六 〇
三	二	四	二	一	三	三	八	四	一
/	/	七	一	/	二	五	九	七	二
九 七 五	一 〇 四 一	一 八 四	九 八 〇	九 八 六	九 五 五	一 〇 五 五	一 六 七	八 三 〇	一 〇 三 五
二 四 五	二 八 〇	二 九 六	二 六 五	二 四 六	二 五 八	二 五 九	二 九 一	二 三 七	二 六 五
七 〇	七 一	八 一	七 二	六 六	六 二	六 四	八 五	六 六	七 二
五 一	四 三	三 五	三 二	五 八	四 七	五 一	三 〇	二 六	四 一
五 三 二	六 七 九	六 二 〇	六 三 五	六 七 〇	六 七 一	六 七 〇	六 九 〇	五 五 〇	六 四 四
△ 七 七	△ 三 二	一 五 二	△ 二 四	△ 五 四	△ 八 三	△ 五	七 一	△ 四 八	△ 一 四
九 七 〇	九 三 〇	二 三 七 〇	一 〇 五 〇	九 七 〇	九 五 〇	八 八 〇	一 一 八 〇	九 三 〇	一 一 〇 〇
三 七 五	二 六 四	二 五 〇	二 六 三	三 五 三	三 六 四	三 七 八	二 四 七	二 四 六	三 一 三

第八節 農業経営の実際状況

穀作を主体とし、園藝即ち、西瓜、蜜柑、柿、梨等之に配属せしめ、養蚕、養雞等主要なる副業とし部分的に養加工器等も生産し、その生計を補へり。物産の販賣は村産産物

出荷組合及村信用組合に於て統制販売をなし産物は悉く縣乾籾倉庫に入庫し其他蔬菜果実

に於ては出荷組合を組織し近府縣各市場に共同販売をなしつ、あり。農業経営の大半を占むる購入肥料の三割六分は村産業組合の斡旋に依り、其他産業経営用品生活用品等も産業組合の取扱ひに属し、販賣、購買共に組合中心主義により、販賣高の増進に、又経営費の節減に努めつ、あり。

(参考)

生産額

(昭和十一年概況)

種別	概水	概米	概畜	小	果	大	豆
作付及別	3564	214	13	2135	1135	181	
及畜次量	28.5	28.0	18.0	16.5	15.0	18.0	
總次量	101754.0	5992.00	234.0	35227.5	1816.0	325.80	
平均	30.00	32.00	30.00	20.00	15.00	16.00	
總收入	304722.00	19194.40	702.00	70455.00	27690.00	5212.80	

種別	大豆	小豆	里芋	西瓜	柿	柑橋
作付及別	3反	9反	55反	569反	255反	490反
反当枚量	16.0	11.0	560.00	1070.000	360.000	4550.00
總枚量	5.00	100.00	30800.00	867,300	810,000	343,000反
單價	18.18	25.00	25反	15反	30反	16反
總收入	90.00	280.00	7700.00	1,45,075反	3,430.00	54880反

工場九 第九節 商工業状況 計●八日

部、業、物、場	一	價	五八一三三円
瓦	二		四六七円
酒	二		一、一八一石 九一五八七円
酢	一		五十石 二〇〇円
豆腐製造	八		一三〇〇円

素麵	三		八四〇貫 一三六〇円
菓子	六		四八七八円
貴・薬	一		三一三二六円
木製品	一〇		二〇八〇五円
礦物	一		一三五四五円
美製品	五	種類	一六〇〇貫 三三〇円
登	一		三、五〇〇貫 七七〇円
石セメント製造	三		一八〇〇円
機械器具	一	新扱機	二〇〇台 三三〇〇円 製繩機 三〇〇台 三三〇〇円

長柄の長曾織布工場は、明治三十九年四月永曾庄木郎の経営開始せしものなり。  
(昭和十三年村勢一覽より)

第十節 水産業

養魚池 二七、面積 五七〇〇坪 収獲数量 鯉 二〇〇〇貫 價 二四〇〇円  
 鮒 七〇〇〇貫 五、六〇〇円

河川漁業 六戸、あり。

第十一節

牧畜業

牛飼養	豚	山羊	山羊	兔	雞	春蚕飼養	秋計
六五戸	三	一	一	五四	三〇九	二〇一戸	二〇一戸
七十一頭	七匹	一	二	一五二	八四五九羽	五三二七貫	六一八九
					八六九一円	債三一七六三円	一五五六
						〇四六四七円	五六四一〇円

第二十章 郷土年表

紀元	天	皇	年	記	事
紀元前二	第一代	神武天皇			
				大和にミケ所に土蜘蛛あり、管富縣波多丘	

一八六	第五代	孝昭天皇	元
五六九	第十代	崇神天皇	六
五七〇	全		七

大和に新城戸あり。又和珥坂の下に、居勢祝あり、跡見長柄丘岬（大字長柄）に猪祝あり。誅せらる。

天皇御夢に一貴あり、殿戸に對立し、自ら大己貴命と稱して曰く「我が和魂は神代より三諸山（三輪山）に鎮まりて神春の昌運（古史）殿昌建に作る」を助け、荒魂（大和の大國魂）は大殿内に在りて、宝蓋の衛護をなす。是に於て天照大神、倭大國魂神を大殿の内に祭る。

皇女淳名城入姫命に命じて大國魂神を祭らしむ。然るに姫髪落ち跡痕れて祭ること能はず。春、詔して曰く「昔我が皇祖業高く風盛なり。意はざりき今、朕が世に當り敬々災害あり朝善政なく怨を神祇に取らんことを恐るし。是に於て汝茅原に幸し八百万神を会し以て之を卜ふ。是夜夢に一貴人あり、自ら大物主

第三十三代 天智天皇

神と称して曰く若し吾兒大田々根子を以て吾を祭らしめば則ち天下平かならん。秋八月癸卯朔倭迹迹速、神武茅原、目坂垣、穗積臣連祖大水口宿禰伊勢麻理君、三人亦夢を妻して大田々根命に大物主神を祭らしめ、市磯長尾市を倭大國魂神の祭主となさば天下太平ならんと、是に於て大田々根子命を茅原縣（和泉）陶邑に得て問て曰く「汝は誰か子ぞし對て曰く「父を大物主、母を活玉依姫と云ひ、陶津耳の女なり」と仍ち大田々根子命を大物主神の祭主と爲し長尾市を倭大國魂神の祭主とし祭らしむ。三ノ輪の大物主神社大和の大國魂神社是なり。塔老國司岸田臣唐等宝剣を獻じて言く、狹夜郡人の禾田の穴内に得たりと。古事傳云 此氏人 天武紀に十三年十一月岸田臣賜レ姓

姓氏錄に

右 京 皇 別

岸田朝臣武内宿禰五世孫ノ稻目宿禰也。男小祚、臣孫耳尊レ家居ニ岸田村一田リ負ニ岸田、臣号レとあり岸田村、國を云はざるは大和にやあらむ、今本村に此名の村あり。壬申總獲百足（新泉に柱みし人）及び弟百枝物部日向を大和に其他を諸國に遣はし總獲百足等、大和の京の西に軍し兵庫を渡し甲伏を近江に輸す。京軍の將大野栗安、大海人の將大伴吹負を乃樂山に撃ち大に之を破る。十一月物部連（布留）雀部臣（大和）穗積臣（新泉）岸田臣（岸田）星川臣（吐山）等五十二氏に朝臣の姓を賜ふ。大月朝、大倭連葛城連等十一氏に忌寸の姓を賜ふ。

一三三二	第三十九代 弘文天皇	白鳳元
一三四四	第四十代 天武天皇	白鳳十三
一三四五	全	白鳳十四

一三四七	第四十一代 持統天皇	朱鳥元
一三四九	同	朱鳥三
一三五一	同	同 五
一三五七	第四十二代 文武天皇	同 元
一三五九	同	同 三
一三六四	同	慶雲元
一三六五	同	同 二
一三六九	第四十三代 元明天皇	和銅二
一三七〇	同	同 三

九月九日直広肆、徳積朝臣虫磨は諸國司の事を誅す。  
 徳積山守、判事となる。  
 八月朔、雀部、徳積等十八氏に詔してその祖の墓記を上らしむ。  
 冬十一月大倭忌寸五百足を陸路に遣し新羅の峽を筑紫に迎へしむ。  
 春正月甲子正八位徳積朝臣老を山陽道に遣し政績を巡視し寃枉を申理せしむ。  
 春正月無位長屋王に正四位上を授け從六位下徳積朝臣老に從六位を授く。  
 丙午大和風百姓の窟舎を損壞す。  
 正月從六位上徳積朝臣に從五位下を授く。  
 春正月朔從五位下徳積朝臣老等望城門外朱雀路東西に於て分頭陳列し卑人蝦夷等を引て進む。甲子の日正六位下大倭忌寸、從五位下を授く。

一三七二	同	同 五
一三七四	同	同 七
一三七七	第四十四代 元正天皇	養老元
一三七八	同	同 二
一三八二	同	同 六
一三八三	同	同 七
一三八六	第四十五代 聖武天皇	神龜三
一三八九	同	天平元

遷都の御時、御輿を長屋原に停め適に古郷を望み給ひ御製あり。  
 從五位上徳積朝臣山守に從五位下を授く。  
 從五位下大倭忌寸五百足を以て氏上と爲し神祭を主らしむ。  
 三月癸卯左大臣正二位石上朝臣督覺が、天皇深く悔惜し朝を懼め詔して式部卿正三位長屋王を遣し第二に就てこれを弔購せしめ式部火輔正位下徳積朝臣老、五位已上の誅をなす。  
 秋八月正五位上徳積朝臣老、木簡となる。  
 從七位上大倭忌寸小東人、律令を撰修せしを以て田四町を賜ふ。  
 大倭國道大倭忌寸五百足に純十足の綿一百也布二十端を授く。  
 春正月大倭忌寸五百足に從五位下を授く。  
 春二月左大臣長屋王を殺す。是よりさき漆部造、中臣宮廻、東人、玉不軌を誅ると誣告す。

一三九八	一三九七	一三九〇
同	同	同
同	同	天平二
十	九	

兵を遣はし其第を圍み又舍人親王及び藤原武智磨等をして窮問せしめ自盡を賜ふ。王は高市皇子の子、字を好み詩を良くす。一時名流多く其の門に遊ぶ。こゝに至り、讒に遭て死す。時人之を寃とす。二品吉備内親王、男、從四位下膳夫王、無位桑田王、葛木王、鈞原王等も亦盛る。甲戌決を遣し、長屋王、吉備内親王の屍を生駒山に葬る。

十月二十日大倭神社和神戸箱九百四十九束祖九十三束合一千十一束を充て祭料とす。

九月正六位上穗積朝臣老に外從五位下を授く。十一月散位正六位上大倭忌寸小東人、大外記從六位下大倭忌寸水守、二人に姓宿弥を賜ふ。小東人に外從五位下を授け、二人に姓各二十疋を賜ふ。大倭國を大養德國と改む。

閏七月從五位下大養德宿弥小東人を火輔とす。

一四〇四	一四〇六	一四〇七	一四〇八	一四〇九
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

外從五位下大養德宿弥小東人を次官となす。外從五位下大養德宿弥小東人を摂津亮とす。外從五位下穗積朝臣老入に正六位上、大養德忌寸佐理に從五位下を授く。

九月穗積老人を内藏頭となす。

正月外從五位下大養德小東人及び無位穗積朝臣多理に從五位下を授く。

三月大養德をもとの大倭國に改む。

丁卯大倭神主正六位上大倭宿弥水守に從五位下を授く。

七月從五位下大倭御手代連唐の女に宿弥の姓を賜ふ。

二月從五位下大倭宿弥小東人を以て摂津亮とす。

常陸、安藝、出雲、武藏の三百戸を以て、大和神社の神封とし、本國尾張の二十七戸を加へて後、本國の十戸を増す。

第四十六代 孝謙天皇

天平勝宝元



一四一〇	一四一一	一四一三	一四一七	一四一八
同	同	同	同	同

同二	同三	同五	同五	同二
----	----	----	----	----

正月己巳從五位下大倭宿弥小東人に從五位上を授く。  
 春正月從五位上大倭宿弥小東人に正五位下、冬十月大倭連に宿弥の姓を賜ふ。十一月大倭を改めて大和となす。  
 夏四月正五位下大倭宿弥小東人を三河守とす。正月正五位下大倭宿弥小東人に正五位上、大倭思寸東人從五位上を授く。六月壬辰正五位上大倭宿弥小東人を紫微大忠となす。  
 城下郡大和神社に奇藤生じ其根虫王大則並天下人。此内任大平臣一守。異命の十六字を彫成すと、博士に下して識せしむ。或曰く王は大いに覆載して兼並せざるなし。聖上賢を奉つて内此人に任ずれば天、徳に報いて太平ならん、しかのみならず地は大和の神社にして藤は當今の宰相なり。勅して宣事既に致あり、亦何ぞ疑はんや。勅して宣

一四一八	一四一九	一四二〇	一四二五	一四二四
同	同	同	同	同

第四十七代 淳仁天皇

同三	同四	同七	同八	同八
----	----	----	----	----

天平宝字二

布せしめ、恭しく天親を受く郷土敬んで神教に順ふで職を修め勤めて撫育を存し共に良治を致せと郡司に位一叙を加へ貢端人を從六位下に叙し絶二十綿四十布六十、正税二千束を賜る。  
 夏五月乙未正六位上大和宿弥弟守に從五位下を授く。  
 秋八月正六位下穗積朝臣小東人に從五位下を授く。  
 從五位下穗積朝臣小東人を周防守とす。  
 正五位上大和宿弥長岡を左京大夫とす。  
 正六位上雀部朝臣東女に從六位下を授く。  
 春正月正五位上大和宿弥長岡に從四位下を授く。  
 正月從五位下穗積朝臣小東人を助とす。  
 冬正月正六位上岸田朝臣繼手、從六位上雀部朝臣道與に從五位下を授く。

一四二五	第四十八代 稱徳天皇	天平神護元
一四二九	同	神護景雲三
一四三二	第四十九代 光仁天皇	宝龜三
一四三七	同	同 八
一四四四	第五十代 桓武天皇	延暦三
一四六六	第五十一代 平城天皇	大同元
一四七〇	第五十二代 嵯峨天皇	弘仁元
一四七三	同	同 四
一四九六	第五十四代 仁明天皇	承和三
一四九八	同	同 五
一五〇〇	同	同 七

從五位下德積小東人に從五位上を授く。  
 冬十月大和國道正四位下大和宿祢長岡卒す。  
 (刑部卿小輔從五位上五百足の子なり。)  
 十一月辛巳正六位上大和宿祢西磨に外從五位下を授く。  
 外從五位下大和宿祢西磨を大和介となす。  
 外從五位下大和宿祢西磨に從五位下を授く。  
 秋七月德積朝臣賀祐を散位頭となす。  
 大和神社に神封三百二十七戸を寄す。  
 正五位下永原朝臣の子伊木比に從四位下を授く。  
 春正月正四位下永原朝臣惠子に從三位を授く。  
 二月掌持從五位上大和宿祢館子に山城國<sup>ヤマト</sup>  
 郡空閑の地四町を賜ふ。  
 掌持從五位下大和宿祢館子に左京二條二<sup>キ</sup>折十  
 大町二分の一を賜ふ。  
 八月從八位上大和宿祢吉繼掌從四位下大和宿

一五〇二	同	同 九
一五〇六	同	同 一五
一五〇七	同	同 一四
一五一〇	同	嘉祥三
一五一七	第五十五代 文徳天皇	天安元
一五一八	同	同 二
一五一九	第五十六代 清和天皇	貞觀元

館子等に朝臣の姓を賜ふ。  
 從五位上永原朝臣門繼を縫殿頭となす。  
 春正月從四位下大和朝臣館子に從四位上を授く。  
 從五位下大和真人吉直を肥後守となす。  
 三月庚申大和國言す。山辺郡長屋郷に居住せる京戸左京三條一坊戸主大甘千磨の牛三足の糞を産し下唇。上唇より長く行方便ならず。動すれば則ち顛仆す。  
 夏四月癸未典侍從四位上大和朝臣館子卒す。  
 秋七月未酉從五位下永原真人貞主を散位頭となす。  
 大和真人吉直を兵部少輔となす。  
 十月大和大國魂神に從二位ヲ授ク  
 十二月大和真人吉直を越前介となす。  
 二月大和吉直を常陸權介となす。  
 春正月二十七日從二位勳三等大和大國魂神に從一位を授く。

一六一七	同	第六十三代 村上天皇	天徳元
一六一八	同		同 二
一六二〇	同		同 四
一六二二	同		應和 二
一六二五	同		康和 二
一六五一	同	第六十六代 一條天皇	正暦 二
一六五四	同		同 五
一六五五	同		長徳元
一六五六	同		同 二
一六七七	同	第六十八代 後一條天皇	寛仁元
一六九九	同	第六十九代 後朱雀天皇	長暦 三
一七〇四	同		寛徳元
一七〇六	同	第七十代 後冷泉天皇	永承 七
一七二五	同		康平 八

十二月七日大和社に奉幣す。  
五月大和社に仁王般若経を転読し疾病を攘はしむ。  
春三月二十二日大和社に奉幣す。  
六月十一日大和社に奉幣す。霖雨を祈止す。  
閏八月二十一日大和社に奉幣す雨を止め晴を祈る。  
六月二十四日大和社に奉幣す。  
四月二十七日大和社に奉幣す。  
十二月大和社に奉幣す、年歳を祈る。  
二月二十五日大和社に臨時官幣を奉獻せらる。  
二月二十五日大和社に臨時官幣を奉獻せらる。  
八月七日大和社に奉幣す。  
八月十八日大和社に奉幣す。  
八月二十七日大和社に早夜を祈る。  
十一月二十九日大和社に奉幣す。  
五月十七日大和社に奉幣す、災を穢小。

一五二〇	同		同 二
一五二三	同		同 五
一五二八	同		同 一〇
一五二九	同		同 一
一五三〇	同		同 二
一五四三	同	第五十七代 陽成天皇	元慶 七
一五五七	同	第六十代 醍醐天皇	寛平 九

九月八日勅使大和社に遣し奉幣し風雨のため  
に祈らしむ。  
十一月肥前介永原朝臣永岑に外従五位下を授  
く。  
八月十七日正六位上大和宿禰永胤典兵外従三  
位下大和宿禰経子等並に本居を改め右京職に  
實附す。  
六月二十八日大和神社に官符を下し神主を任  
用せしむ。  
春正月散位従五位下永原朝臣永岑を筑前介と  
なす。  
九月二十一日大和國正六位上朝日豊明姫、故  
田神、朝日豊明姫按田子神に並に従五位下を  
授く（後保庄）  
大和神社に奉幣し雨勞なきを祈る。  
秋七月十三日使を大和社に遣し奉幣す。  
十二月朔、大和國大和國魂神に正一位授く。

一七五三 第七十三代 堀川天皇  
 一七七八 第七十四代 鳥羽天皇  
 一七八九 第七十五代 崇徳天皇  
 一七九〇 同  
 一七九二 同  
 一七九三 同  
 一七九五 同  
 一八〇三 第七十六代 近衛天皇

寛治七 元永元 大治四 同 五 長承元 同 二 保延元 康治二

十二月十二日大和社に奉幣し瘡瘡を禳ふ。  
 二月九日大和社火あり三所空殿神鉢焼亡す。  
 尋て神殿を修し神鉢を作る。五月二十四日  
 公長、兼俊、宗憲等参内し大和社の火を軒廊  
 に卜す。  
 二月十四日使を大和社に遣し奉幣し年穀を祈  
 る。  
 二月十八日使を大和社に遣し奉幣し年穀を祈  
 る。  
 五月九日大和社に奉幣す。  
 八月二日大和社に奉幣す。年穀を祈る。  
 四月二十一日大和社に奉幣す。夜を禳ふ晴を  
 祈る。  
 六月六日大和社に奉幣す。

一八二一 第七十八代 二條天皇  
 一八三四 第八十代 高倉天皇  
 一八三八 同  
 一八四一 第八十一代 安徳天皇  
 一八四五 第八十二代 後鳥羽天皇  
 一八五一 同  
 一八五七 同  
 一八五九 第八十三代 土御門天皇  
 一八六六 同  
 一八六七 同  
 一八七三 第八十四代 順徳天皇  
 一八九五 第八十七代 四條天皇  
 一九一九 第八十九代 後深草天皇  
 二一三一 第一百二代 後花園天皇

應保元 承安四 治承二 養和元 文治元 建久二 同 八 正治元 建永元 承元元 建暦三 嘉禄元 正元元 寛正二

九月八日大和社に奉幣す。  
 六月五日大和社に奉幣す。雨を祈る。  
 十一月十二日中宮(徳子、清盛の女)臨産を  
 以て神社四十一(大和社もその中)寺四十四  
 に使を遣し之を祈る。  
 八月十日大和社に奉幣す。  
 五月六日大和社に奉幣す。  
 五月十五日大和社に奉幣す。  
 十二月十八日大和社に奉幣す。  
 五月十日大和社に奉幣す。疾疫を禳ふ。  
 春正月大和社に奉幣し瘡瘡を禳ふ。  
 九月七日大和社に奉幣す。  
 六月十五日大和社に奉幣し雨を祈る。  
 冬十月二十六日大和社に奉幣し瘡瘡を禳ふ。  
 夏四月大和社に奉幣し仁王経を讀み飢疫を禳  
 ふ。  
 四月六日尋尊 中山寺に参り堂塔を見る。